# 令和4年2月定例会 総務政策常任委員会会議録 令和4年3月8日~9日·11日

場 所 第2委員会室

合和	4年3	月	8	H	(火曜日)	١
11 /1 11	ェーコ	/ 1	O	$\vdash$	しつくが圧 口 /	

# 午前9時58分開会

#### 会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算
- ○議案第2号 令和4年度宮崎県開発事業特別 資金特別会計予算
- ○議案第3号 令和4年度宮崎県公債管理特別 会計予算
- ○議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例
- ○議案第25号 宮崎県バスネットワーク最適化 支援基金条例
- ○議案第28号 宮崎県個人情報保護条例の一部 を改正する条例
- ○議案第29号 職員の育児休業等に関する条例
  - の一部を改正する条例
- ○議案第32号 包括外部監査契約の締結につい

て

○議案第36号 みやざき男女共同参画プランの

変更について

○請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓

の通称使用の拡充を求める意見

書提出についての請願

## ○その他報告事項

- 令和 4 年度総合政策部組織改正案
- ・宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定について
- ・令和4年度組織改正案について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例 の一部を改正する条例について(議案第30号 関連)
- ○閉会中の継続調査について

### 出席委員(8人)

委	į	Į	長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田	口	雄	$\vec{-}$
委			員	井	上	紀仁	大子
委			員	义	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

# 説明のため出席した者

#### 総務部

総 務 部 長 吉 村 久 人 危機管理統括監 小 田 光 男 総務部次長 亮 介 棧 (総務·市町村担当) 総務部次長 渡久山 武 志 (財務担当) 危機管理局長 日高 勝 正. 兼危機管理課長 総務 課 長 佐藤 彰 宣 人 事 課 長 長谷川 武 行政改革推進室長 渡 邉 世津子 財 政 課 長 石 田 渉 財産総合管理課長 鹿島 寛 俊 税務課 長 満留 芳 文 市町村課長 川畑敏彦 総務事務センター課長 新 立 賀津雄

### 事務局職員出席者

消防保安課長

 議事課主査 増本雄一

 議事課主事 山本 聡

佐 藤 勝

重

○西村委員長 ただいまより、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、お手元に配付の日程案のとおりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 次に、議案第29号に対する人事 委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。 これは、地方公務員法第5条第2項の規定に 基づき、人事委員会の意見を聞いた回答であり ますので、参考にお配りしております。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付してある資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業、新 規事業を中心に説明を求めることとし、併せて 決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況 についても、説明を求めることにしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査につい てであります。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元に配付の資料のとおり、班を分けて説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上でありますが、 このとおり進めることに御異議ありませんで しょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇西村委員長** それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時3分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

〇吉村総務部長 それでは、本日御審議いただく議案等につきまして、お手元の総務政策常任 委員会資料により御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、左側の目次 を御覧ください。

まず、1の予算議案でございますけれども、 令和4年度当初予算案の概要につきましては、 後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例など 3件であります。

次に、3のその他報告事項では、令和4年度 組織改正案など、2件御報告いたします。

まず、令和4年度当初予算案の概要につきまして、資料の1ページから御説明いたします。

この資料は別途配付しております冊子、令和 4年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋し、 一部加工したものを掲載しております。

まず、予算であります。

令和4年度の一般会計当初予算額は6,414億7,700万円で、対前年度比2.6%の増となり、口蹄疫関係の貸付金償還を含む平成27年度を除けば、平成15年度の6,437億円以来、19年ぶりの規模となります。

次に、その下の予算編成の考え方であります。

丸印、3つ掲げております。

1つ目として、令和3年度1月、2月補正予算と一体的な15か月予算として編成、2つ目として、引き続き、新型コロナ対策に万全を期する、3つ目として、人口減少対策を強化するとともに、デジタル変革 (DX)、ゼロカーボン社会づくりなど、本県の新たな成長活力をつくる取組を積極的に展開することとしております。

次に、主な事業を5つに区分しております。 この区分につきましては、後ほど御説明いたし ます。

2ページをお開きください。

(1) 予算規模についてであります。

予算規模が増加しておりますのは、枠囲みの中の1行目に記載のとおり、新型コロナ対策に伴う補助費等や物件費の増等によるものであります。

3ページをお開きください。

(2) 歳入予算の特徴であります。

令和4年度当初予算における自主財源比率は40.2%で、前年度と比べ1.4ポイントの増、一方、依存財源の比率は59.8%で、前年度と比べ1.4ポイントの減となります。

4ページをお開きください。

その歳入の①自主財源についてであります。

中ほどの表、自主財源の欄を御覧ください。 自主財源全体では、前年度比で154億円、6.4% の増となります。

その内訳につきましては、まず、県税の予算額は、個人県民税や法人事業税の伸びが見込まれることから、9.8%増の1,048億4,000万円となっております。

これは、令和元年度以来の1,000億円台となっており、これまでで最も大きくなるものと見込んでおります。

一番下の諸収入は、コロナ対応資金の制度終 了などに伴う中小企業融資制度貸付金元利収入 の減等によりまして、2.8%減の517億円余とな ります。

また、下から3段目の繰入金ですが、括弧書きしております財政関係2基金からの財源調整のための繰入れが、23.7%増の252億円余となっております。

この結果、右側5ページの2つ目の表、財政 関係2基金残高の推移に記載しておりますよう に、令和4年度当初予算編成後の基金残高は335 億円になる見込みであります。

なお、次の棒グラフの下に注意書きがございますが、令和3年度は、国が昨年末に経済対策や税収の状況等を踏まえ、地方交付税の再算定を行い、追加交付したこと、県税収入が見込みよりも大きく上振れしたことなどによりまして、基金残高が増加しております。

ただし、法人関係税収の上振れ分の一部は、 令和4年度以降、3年間で地方交付税の減額精 算が予定されておりますことから、それに備え て令和3年度中に精算見込額を基金に積み立て ております。

6ページをお開きください。

②依存財源についてであります。

ページ下の表を御覧ください。

依存財源全体では、前年度比で5億円余、0.1 %の増となります。

内訳のうち、地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の増等により、55.4%増の202 億円余となります。

7ページの上の表を御覧ください。

地方交付税及び臨時財政対策債の状況であります。

まず、地方交付税は、先ほど申し上げました

とおり、令和3年度の法人関係税収の増に伴う 減額精算等によりまして、前年度を下回り、1.7 %減の1,849億円余、臨時財政対策債は、税収増 に伴い70.3%減の88億円余となり、これら2つ を合計した実質的な地方交付税額は11.0%減 の1,938億円余となります。

その次の県債の状況の表を御覧ください。

こちらの令和3年度の額は、2月補正後の年 度末の見込額となっております。

令和4年度の県債発行総額が30.2%減の538億円余、括弧内の臨時財政対策債を除いた発行額が7.3%減の450億円余となります。

次に、下の欄の県債残高になりますが、残高の総額は2.3%減の8,291億円余となり、括弧内の臨時財政対策債を除いた残高は0.1%減の4,978億円余となります。

8ページに款別の歳出予算の状況を、9ページに各費目別の主な事業と増減要因を記載しております。

9ページで増減率の大きい費目を御説明いた しますと、まず、総務費が、国民スポーツ大会 事業費の増や、バスネットワーク最適化支援基 金の設置に伴う増等により、15.4%の増、衛生 費が、新型コロナ対策費の増等により、24.6% の増となります。

10ページから性質別の歳出予算の状況になります。

11ページを御覧ください。

まず、①義務的経費は、期末手当支給月数の 改定に伴う減や職員の採用・退職に伴う給与の 減等による人件費の減と、県債残高の減少によ る公債費の減によりまして、1.4%減の2,421億 円余となります。

次に、②投資的経費は7.4%増の1,162億円余 となりますが、これは、国民スポーツ大会に係 る施設整備事業費の増等によるものであります。 ③その他一般行政経費は、4.2%増の2,830億円余となります。

これは、軽症者等宿泊療養施設運営事業費の 増による物件費の増やワクチン接種緊急支援事 業の増による補助費等の増など、新型コロナ対 策によるものが大きな要因となっております。

12ページをお開きください。

社会保障関係費の状況であります。

上の表の合計欄にありますように、予算総額は1,088億円余、一般財源ベースで951億円余となっております。

下のグラフは、一般財源総額と、一般財源ベースの社会保障関係費の推移を示しております。 棒グラフで表しております社会保障関係費は、 毎年度増加してきており、近年は伸びが緩やか にはなっているものの、政策的経費に充てる一 般財源が圧迫されている状況にあります。

13ページを御覧ください。

特別会計及び公営企業会計について、まとめております。

15ある特別会計の合計は、国民健康保険特別会計の増や小規模企業者等設備導入資金特別会計の増等により、2.3%増の2,112億円余になります。

4つの公営企業会計の合計は、電気事業会計 の減や県立病院事業会計の減等により、18.9% 減の576億円余になります。

14ページをお開きください。

ここから、先ほど1ページで申し上げた5つ の区分での主な事業について御説明いたします。

まず1つ目、新型コロナに係る総合対策としまして、310億円余を計上しており、4つの柱ごとに主な事業を掲載しております。

なお、新型コロナ対策につきましては、令和

3年度1月・2月補正でも合計156億円余の予算 を計上しております。

16ページをお開きください。

2つ目、DX・ゼロカーボン社会づくりであります。

このうち1、DXの推進に関しましては、(1) デジタル・ガバメントの推進、(2)産業のデジ タル化、(3)デジタル人材の育成・確保という 3つの柱で整理し、総額13億円余を計上してお ります。

2のゼロカーボン社会づくりの推進につきましては、(1)普及啓発や実証、(2)産業のゼロカーボン化、(3)森林吸収源としての森林整備の3つの柱で整理し、総額で96億円余を計上しております。

17ページを御覧ください。

3つ目の人口減少対策の強化であります。

基金事業の最終年度に当たり、基金活用事業 としては15億円余、人口減少対策総額としまし ては70億円余を計上しております。

18ページをお開きください。

4つ目、安全・安心な県土づくりであります。

1の防災・減災、国土強靭化対策につきましては、国の5か年加速化対策の2年目に当たりまして、表にありますように、1月補正予算では国の経済対策に係る補正予算を活用して、162億円を計上し、当初予算では、県単事業として70億円、総額で232億円を計上しております。

また、1月22日の県北部に被害をもたらした 地震を契機に、大規模地震への備えを検討して いただくために、木造建築物等の地震対策の支 援事業を紹介しております。

次に、2、県民の安全・安心のための基盤づくりであります。

まず、(1)の警察署の再整備でありますが、

長年の課題となっておりました、老朽化の進む 都城警察署、水害のリスクがある高岡警察署の 再整備に着手します。

次に、(2)の災害へ備えるための基盤整備として、防災対策に係る予算を計上しております。

19ページを御覧ください。

5つ目、本県の新たな発展に向けた土台づく りであります。

1つ目の柱では、県・市町村・交通事業者が 一体となって、広域的なバス路線の最適化に取 り組むための財源として、バスネットワーク最 適化基金13億円を設置します。

基金の事業期間は5年間となっており、この 期間で集中的に取り組むこととしております。

2つ目の柱では、宮崎カーフェリーの新船が 4月と10月に就航する予定ですが、その建造資 金40億円の貸付けなどを計上しております。

3つ目の柱では、国スポ・障スポ大会に向け、 本格化する施設整備や競技力向上の取組を進め ていくこと、また、予算は2月補正で計上して おりますが、屋外型トレーニングセンターの整 備によるスポーツキャンプ・合宿の誘致促進に も取り組んでいくこととしております。

令和4年度当初予算案の説明は以上であります。

続きまして、資料の22ページをお開きくださ い。

総務部における令和4年度当初予算案の課別 集計表であります。

今回お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の一番下の欄にありますように、2,325億1,697万6,000円で、前年度当初予算額と比較しますと、0.9%の減となっております。

予算議案の概要につきましては、以上です。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明いたしますので、 御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○満留税務課長 税務課から、地方消費税清算 金及び県税収入の当初予算につきまして御説明 いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

まず、地方消費税清算金についてであります。

これは、本県を含めた全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した 基準によって、都道府県間で清算、配分するものであります。

ページ中ほどの自主財源の状況の表の上から 3段目、地方消費税清算金の欄を御覧ください。

令和4年度の予算額は511億3,756万6,000円を 計上しており、令和3年度当初に比べ7億3,804 万8,000円、1.5%の増と見込んでおります。

この地方消費税清算金は、全国の地方消費税の動向に影響されますが、地方財政計画における地方消費税が前年比で約2.9%増加すると見込まれることから、このような額としております。

次に、県税収入予算についてであります。

同じ資料の21ページをお開きください。

県税収入予算につきましては、経済動向や主要企業の業績見通し、令和3年度の税収状況及び国の見通し等を総合的に勘案して見込んだものであります。

令和4年度当初予算は、表の一番上の段、県税計、令和4年度当初予算額の欄のとおり、1,048億4,000万円を計上したところであります。

これは、前年度当初比の欄のとおり、令和3年度当初予算に比べ、額で93億6,000万円の増、 増減率が109.8%となっております。

それでは、増減の大きい税目について御説明

いたします。

前年度当初比、増減額及び備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、個人所 得の堅調な推移等により30億910万円余の増と見 込んでおります。次に、その1つ下の法人県民 税は、企業業績の堅調な推移等により5億1,038 万円余の増、次に、その2つ下の個人事業税は、 建築十木関連業種の業績の堅調な推移等により 2億8,865万円余の増、次に、その1つ下の法人 事業税は、企業業績の堅調な推移等により63 億8,737万円余の増、次に、その1つ下の譲渡割 地方消費税は、消費の減等により21億5,129万円 余の減、次に、その1つ下の貨物割地方消費税 は、輸入額の増加等により1億7,124万円余の増、 次に、その5つ下になります、自動車税の環境 性能割は、自家用乗用車に係る臨時的軽減の終 了等により、2億3,113万円余の増、次に、その 1つ下の自動車税の種別割は、グリーン化対象 自動車の縮小等により、2億3,958万円余の増、 最後に、その2つ下の軽油引取税は、貨物輸送 量の増加等による軽油消費量の増により、6 億2,149万円余の増と見込んでおります。

税務課からの説明は、以上であります。

○西村委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

ここまでのところで質疑はありませんか。

〇中野委員 今の県税収入の予算ですが、コロナで大変と言いながら、個人所得、あるいは企業業績は堅調で100%を超える増収です。

令和4年度の税収というのは、4月1日から 来年3月31日までに入ってくる税収で、個人、 法人を含めた事業税がびっくりするような数字 なのですが、宮崎県下の実勢の経済との何かず れがあるような気がしますが、私はどうもこの からくりが分かりません。いろいろ厳しいと言いながら、税金が増えるというメカニズムが本当に分からないので教えてください。

○満留税務課長 実態の景気といいますか、感覚と税収等が一致しないというお話だと思いますが、実際、法人事業税等を納める企業といいますのは黒字になっている企業でして、全企業の約4割が黒字となっております。

一方、もともと赤字の企業というのは、法人 事業税等については課税所得がないことから課 税されていないということでして、実際、今回 影響を受けたであろう中小なり零細な企業につ いては、マイナスが大きくなったとしても、税 収には影響が出ていないということで、一部の 大きな法人等が黒字を出したことで課税所得が 増え、税収が増えているということになってお ります。

あと令和3年度については、個人所得、個人 県民税等が大きく減るであろうと見込んでいま したが、実際のところは個人所得についても底 堅く推移したことによって、当初予算ベースで 見ますと、令和4年度が大きく伸びているとい うことになっております。

○中野委員 個人の県民税も含めて令和4年度 の見込みが堅調ということですが、なぜそのよ うに見込まれるわけですか。

○満留税務課長 まず、令和4年度に課税される個人県民税については、令和3年の個人の所得に対して課税されるものでありまして、現実問題として、今年度の状況を見ますと、底堅く推移しているということが見えますので、今年度並みの税収があると推測されるので、そのような見込みをしているところでございます。ですので、特に伸びているというよりも、底堅く推移しているというところでございます。

あと先ほどもありましたけれども、法人県民税は基本的な税ですので、どの企業もかかるのですが、法人事業税が赤字の企業にはかかりません。この法人事業税が大きい主要な企業については、例年アンケート等を取りまして、業況感を伺いながら、税収の見込みをしているところでございます。

今回もそのような形で、企業にアンケートを 取りまして、その中で大体前年並みという回答 が多かったので、今回お願いしている額とほぼ 同額の予算を計上をしたところでございます。

○中野委員 よく経営者の話を聞くと――えび の市の小さな規模の会社の経営者ばかりだから かもしれないけれども――本当に困っていると 耳にします。県議会議員でも会社を経営している方が数名おるけれども、私の隣の県議を含めて、大変だと私には言うんです。大変ではなかったということですか。

○満留税務課長 税収上、増えているということでありまして、それが県内経済とか県内の企業の全般的な景況感を表しているものではないと思います。

参考までに申し上げると、例えば景気がよくても、設備投資をたくさんすると税収としては下がってきたりとか、逆に厳しい状況だとコマーシャルなどの経費を抑え、それによって減益ではあるんだけれども、利益は高くなるということがありますので、県税収入イコール景況感というか、いわゆる県内経済の動向ということは、想定されません。企業が好調であれば税収も伸びるということはありますけれども、私どもはそれが完全にイコールではないと考えているところでございます。

**〇中野委員** その見込みが誤りでないことを願います。

13ページの特別会計の上から8行目の小規模 企業者等設備導入資金が、3億5,300万円が43 億8,900万円に増えたとありますが、これはどう いう内容のものですか。

**○石田財政課長** 御指摘があったように、今回、こちらが特異的に大きくなっております要因は、カーフェリーの新船建造に係る40億円の貸付けを計上しているためで、これは商工観光労働部で所管をしております、いわゆる高度化資金の貸付け等々に係る特別会計になっております。

○図師委員 初歩的な質問で申し訳ないですが、 今、中野委員が言われたとおり、私も自主財源 が大きくなっているのは非常にいいことだとは 思うんですが、ただ、依存財源──特に地方交 付税なり臨時財政対策債を見てみると、伸びた 分、減らされています。逆に言うと、自主財源 は100億円以上増えているんですが、その分、交 付税を減らされ、また6ページの4つ目の四角 を見ると、臨時財政対策債を除いたら県債発行 額は増えているんです。

なぜ自主財源が増えたのに、県債まで増やさなければいけないのか。これは依存財源、地方交付税なり臨時財政対策債が減らされているがゆえに、県債を増やさなければいけないということになっています。これは財政課長が総務省に帰られたときに、仕組みから見直してもらわないと、地方が努力して、税収増につなげたにしても――県だけではない、個人も法人も頑張って税収を伸ばしたのに、結局、交付税を減らされます。それも分かるんですが、生かさず殺さずのような地方と国との関係になっています。

例えが非常に悪いかもしれませんが、生活保護の方々も働けるんです。ただ、働いた分、生活保護費が減らされて、労働意欲がなかなか上がらないんです。例えが悪かったんですが、そ

ういうような国と地方自治体との関係がもう少し――地方が頑張れば頑張った分だけ、何らかのメリットも出てくるような税制の体系をもう一回見直さなければいけないのかなという気はしているところですが、何か御感想があれば。

〇石田財政課長 御指摘の点は、ごもっともなところであろうかと思っております。おっしゃったように、まさに普通交付税、地方交付税が基準財政需要額とか収入額の差というところ等々、もろもろの工夫はあるにせよ、例えば今おっしゃったように、県内の企業が頑張って業績を上げた、あるいは県が徴税とか、あるいは納税を県民にしっかりしていただいた。そういったものによって、逆に交付税が減っていくと。

地方交付税制度については、おっしゃったように地方の努力とか、あるいは県民のそういった経済的な活動のインセンティブをそいでしまう部分があるのではないかという御指摘があるということは承知しておりますし、特に宮崎県の場合、構造的に依存財源に大きく依存しないと財政運営ができないというのは、ずっと構造的にある問題であろうかと思っております。

そういった中で、今回県債が増えているというのは、国の大きな流れの中で、臨時財政対策債をまず抑制する。これ自体は、マクロとしてはいいことかなと思うんですけれども、一方で、本県の場合、国スポに向けた施設整備ですとか強靭化の対策等々、インフラ整備は遅れております。そういったところで県債自体が増えていくという部分は、今回の予算としてはあろうかと思っております。

それから、御指摘いただいた、まさに税財政のマクロの視点の中で、本県のこういった実情を踏まえながら、あるべき制度をどうつくっていくかという点であります。まさに税と、それ

を出していく予算とが、受益者とかあるいは日本全国にお住まいになっておられる方に実質的な公平性が保たれ、かつ地方団体の努力に応じて、それが反映されるような、そういった総合的なところで検討していく必要があろうかと思っております。

私自身も宮崎県でこういった現場、それから こういった議会の御指摘も踏まえて、実情をよ く、生きた姿を勉強させていただいております ので、御指摘の点も含めて、まず県でやれる部 分、それから国に訴えていかないといけない部 分、あるいは国として、地方と連携して変えて いかないといけない部分、そこはしっかり見詰 めて検討していく必要があると思っております。 ○図師委員 一般企業であれば、それだけ利益 が上がれば、さらに設備投資をして、規模拡大 して、雇用を生んで、県でいうと、それは新た な県の投資的事業をどんどん生み出して、他県 との差別化を図り、人口減少抑制とか、UIJ ターンの促進に宮崎県が特化して、そういう特 色が出せていくとか、そういうことにつながっ ていくんだろうなと思います。

投資的経費を見てみても、今回は国スポなりの絡みもありますので、ほぼハード面の整備だけになってしまっているところもあるんですが、そうではなく、県が県としての独自性をさらに発揮できるような、例えば自主財源が大きくなれば、県債の前倒しをした場合の評価を国がしてくれるとか、そういう先ほど課長が言われたような地方交付税や臨時財政対策債を含めたところの依存財源の軽減率を見直してもらったりして、税収が上がったから宮崎県は新たな事業がどんどん出せるんだと、今度は宮崎県はこんなことにも事業展開していけるぞというモチベーションにもつながるような、国と地方との関

係ができるといいなと思ったところでした。

**○石田財政課長** 御指摘はごもっともだと思っています。県もそうですし、おっしゃったような全体マクロの制度の中でも、県独自の課題を克服できるように努力をしていきたいと考えております。

○井上委員 今の図師委員に関連してお聞かせいただきたいんですけれども、宮崎県の基金残高の状況というのは、財政課長はどんなふうに見てらっしゃいますか。

○石田財政課長 一つには、これまで諸先輩方が堅実な財政運営、さらには健全性を維持するというところで、ここ10年ぐらいですか、先輩方が培ってこられて、また議会の御理解も得ながら、全国の中でも比較的健全性の維持ということに意を用いながら、基金等の着実に必要な部分を積み立てているのではないかと考えております。

ただ今後、国民スポーツ大会等も控えておりますし、またインフラ整備等々もあり、さらには県有施設とか公共施設の老朽化等々も進んでおりますので、そういったものを見据えながら、必要な部分を基金としてまた積み立てていきつつ、ちょっと心配しておりますのは、来年度まではこういったコロナ対策の財源というのも、一定程度、国で措置いただいているんですが、それこそ再来年度以降、感染症がどうなっていくのか。あるいは日本のこういった社会がどうなっていくのか。もしかしたら地方にとって冬の時代が訪れるかもしれません。

そういった中で、県として災害に一定程度備 えるとか、あるいは必要な感染症に備えるとか、 そういった一定の基金は必要なのかなと思って おりまして、先ほど部長から申し上げましたよ うに、今回提案させていただいている当初予算 の中でも、財政調整基金とか財政関係基金を一 定程度は積ませていただきたいと。そういった 考え方の下、これまでの蓄積と、それから今後 に向けたという部分で、必要な所要の部分を積 み立てております。

そういった面では、今後、すぐそれが枯渇するとか、将来、全く使えなくなるということは、 今のところはないのかなと私は考えております。 〇井上委員 先ほど図師委員からも言われたように、他県と横並びで同じようなことをずっとし続けていくのか。堅調な財政運営をしていくっていうことが大切であるということについては分かるけれども、宮崎県としてどういうものにチャレンジをして、宮崎県の独自性と宮崎県にずっと住んでいただくための対策をどう取っていくのかということは、大変重要と思うんです。

それで、先ほど図師委員からも出ましたように、総務省に帰られたら、結局、その辺りの地方のありようというのを、競争力を発揮できるようにしていくとか、そういうこととかをきちんとさせないと、上から落ちてくるのを口開けて待っているだけの運営の仕方で本当にいいんだろうかっていうのは、常々あるところなんです。

だから、知事のよく言われる宮崎県のポテンシャルを生かしつつ、チャレンジできるような財政運営ができないと、なかなか県民がわくわくして経済的な、自分たちの地域の発展というのを享受できないという状況に陥っていく可能性があるんです。

私たちはまだ感染症と共存していかないといけないということを考えていけば、そういうものを地域の中でつくり出していく。何か自分たちの中で見つけ出していくというものがないといけないと思うんです。

だから、このままの基金のありようというか、 考え方というので本当にいいのかどうかってい うのは、考える必要があるのではないかなと思 うんです。ただ温めて、そこに置いとくだけで いいのかという問題と、使ってしまったらどう なるのかという問題と、本当に悩ましい状況の 中で、財政運営をせざるを得ないと思うんです。

だから、お金を横にちょこっとだけ動かして、本来の意味での財政の移動させた分での享受というか、実感というか、具現性というか、それがなかなか政策的具現性が現れにくいのではないのかなと思います。ですから、今回の基金の残についても、財政課長はどう見ておられるのか聞かせていただきたいです。

**〇石田財政課長** 御指摘のありましたように、 我が県の実情に沿って、さらに我が県が飛躍し ていくために、あるいは課題を克服していくた めに、いろいろな挑戦をしていく、チャレンジ をしていく、これは大事なことだと思います。

私も微力なりに、今回執行部として、こういった予算を提案させていただいております。例えばバスネットワークの再編ですとか、あるいはこういったカーフェリーですとか、宮崎の未来につながるものにしっかり投資をしていく。それは別に無駄金ではなくて、インフラ整備も含めてそうですけれども、将来につなげていくという視点で予算も編成したつもりでございます。

御指摘ありました基金というところについて、 あくまでもお金をためることが目的ではなくて、 県民の福祉の向上、県民が少しでも幸せになれ るように、県は施策をしていくことが大前提で あります。そういったところで全体のバランス を見ながら、今必要なもの、さらには将来に向 けて必要なものは、先ほど図師委員からもあり ましたけれども、地方公共団体が将来、10年、20 年先まで安定的にこういった財源を確保できる のかどうか、根本的な問題も胚胎しているんだ ろうと思います。

我々としては、どうしてもまた早晩、そういった厳しい状況になると、とても住民サービスは立ち行かなくて困ってしまうので、一定程度は持っておかないとということも当然頭に入ってきますし、かといって、短期的に出し過ぎてもいけないと思います。本当に絶妙なバランス、あとは議会とのこういった議論の中での政治的な判断となってこようかと思っております。

少なくとも来年度、当初予算については、もろもろの税収とか、今後の地方財政の推移なんかも、我々なりに分析した上で、今後の宮崎につながる、それから、県民の方が不安な状況が多分、数年続くと思いますので、そういったところにしっかり安心感を持っていただけるよう、財政面でもそういったところを措置しながら、またチャレンジするような事業もやりながらといったところで私なりにはつくったつもりでございます。

○井上委員 宮崎県の中の県の形というのも議論していかないといけないところに来てるんじゃないかなと、私は非常に心配しています。

だから、小さなところが大きなところと同じようなことをしないといけないなどということはないと思うんです。だから、宮崎県内をどう活性化させていくのか。宮崎県の形の中でどうやって、どこをどう動かせたら、どんなふうに活力のある宮崎県になるのかっていう、その議論がなくて、予算の執行というのはおかしいと私は思うんです。

だから、会社経営をしていくとするなら、政 策的効果の出る形での財政の使い方というのは 考えるべきではないのか。だから、市町村と一 緒になって、その辺りのところをどうやってつくり上げていくのか。エネルギーのある宮崎県にしていくのかっていう議論をするべきではないのかな。

今まさにコロナの時期でもあるので、なおさら地方からもう一度、自分たちの県を見直していくっていうのはあっていいのではないのかなと思うんです。ですから、財政の使い方も、昨日したら今日も明日も同じことするみたいなことをやめて、もっと活力のある財政の使い方とフレキシブルなというか、そういう意味でのお金の使い方というのは、考えられるべきではなかったのかといつも思うんです。

基金だけを積み上げて、何かをしていこうというつもりはないんですけれども、財源との関係とか、いろんなことを考えていけば、宮崎県が何ができるのかというのを精査していくっていうのは、私は財政課としては必要なのではないのかなと思っているところなんですけれども、そこはいかがなんですか。

**○石田財政課長** まず、1点目の県と市町村の 連携というのは、まさにおっしゃったとおりで、 宮崎県内にも大小様々な市町村もあるし、非常 に個性豊かな多彩な地域があります。

そういった中で、それぞれの地域の実情、それから県全体の方向性ともすり合わせながら施策をやっていくという点では、例えば少子化対策に係る分析を県と市町村が一緒になってやっていくような事業を新たにお願いしております。バスのネットワークも県だけでやれるものではないので、県、市町村、事業者が一体となり、そういったところは各事業課もより積極的に市町村とコミュニケーションを取りながら、我々財政課としても、そういった視点で施策が有効に働くつくりになるように編成してきたつもり

であります。私自身も市町村課長もやらせていただいていましたので、委員がおっしゃった点でいうと、私なりにもそれなりに自負を持って、県、市町村が連携してできるような予算をつくっているつもりでございます。

それから、おっしゃった全体の方向性、チャレンジの部分は当然大事なんですけれども、一方で社会的弱者とか障がいを持っておられる方などの福祉の関係——公共団体として見捨ててはいけない部分——そういった社会保障に係る予算措置というのは、非常に重要な部分だと思っております。

そこはそれぞれの積極的な視点と、行政としてそういった方々をしっかり支える視点といったところの視点の使い分けというか、そういう複合的な視点というのも重要なんだろうと思っておりますし、そういう視点で予算編成はしているところでございます。

〇中野委員 5ページの上から2つ目の財政関係2基金残高の推移について、説明書きがあるように令和4年度は当初予算編成後の見込額ですが、令和3年度までの見込額は、どういう数字だったかということと、それから棒グラフの下のただし書きの法人関係税収の増に伴い、の増というのは何年度を指した法人税なのかということと、令和4年度以降、3年間で地方交付税の減額精算が予定されているというのをもう一度説明してほしいと思います。

○石田財政課長 まず、一点目の令和3年度の 基金の見込みの部分でございますが、先週の委 員会でも御説明を差し上げたんですけれども、 今年度、地方交付税の再算定等々があったこと、 それから今年度の税収の上振れ等々がございま して、例年よりも多く財政関係2基金に積み上 げさせていただいたというのが1点ございます。 その上でおっしゃった、ただし書きのところでございますけれども、法人関係税収の増というのは、これは令和3年度以降の部分で、法人関係税収が増えていくことに伴って、これも先ほどの地方交付税制度の性質上による部分もありますけれども、今後3か年で減額されていく予定であります。来年度、再来年度、その次の年度と確実に減額されるということは見込まれておりますので、来年度予算の中でその部分が補えるように必要な部分を一定程度積んでいるという考え方でございます。

○中野委員 最初の質問の令和3年度までの見 込額は、当初予算編成後は幾らだったのかを聞 きたかったんですが、3年間ぐらい教えてくだ さい。

**〇石田財政課長** 令和2年度、3年度の当初予 算編成後の見込みは、200から230億円ぐらいで ございます。

〇中野委員 日本は超がつくぐらい、税制制度 は中央集権体制ですし、そういう中でも宮崎県 は、非常に税構造が増えたというものの、非常 に貧弱なところで、いわゆる産業がないわけで すから、法人税は他県から比べれば物すごく低 いわけでしょう。

そういう中で予算をつくるとなれば、国が毎年している地方財政計画という制度は、私は制度としては、非常にいい制度だと評価しているんです。そういう中での予算なんですが、さっき説明があったとおり、私はどうも税収見込みが本当かなと思っているんです。こういう見込額をたくさん立てるから交付税額も少なくなっていくということになると思うんです。

予算というものは、法人税を中心に自主財源 が増えれば増えるほど、特に税収が増えれば増 えるほど、国からの交付税は少なくなる。それ が地方財政計画の中で、都道府県ごとに総体を 決めてやるわけでしょう。東京都は吐き出さな いといけないというぐらいあるわけですから。

しかし、このコロナ禍で令和4年度予算が本 当にこんなふうに推移していくのかなと非常に 懸念するんですが、いかがでしょうか。

○石田財政課長 委員のおっしゃった御指摘は、 自然のところでごもっともだと思います。とい うのも、この2年間、コロナ禍という中で、我 々としても税収をどう見込むのか、あるいは景 気がどう推移するのか、あるいは産業の分析の 中で、どういった業種が堅調にいって、どういっ た業種にしわ寄せがいっているか、なかなか予 測しづらいところがあったのだろうと思います。

そういった中で、予算の増減比を見ると、大きく増になったり減になったりと、コロナ禍という中での予測がなかなか難しい時期を今過ごしているんだろうと思っております。

来年度についても引き続き第6波、さらには 第7波があるのか分かりませんけれども、コロ ナ禍と言われる社会的影響が続いていくと思い ますので、これが本当にこういった形で推移し ていくのか、はたまたそれが悪くなっていくの か。そこは注視をしていく必要があると思って おります。

また、2点目で御指摘いただいた地方財政計画、あるいは地方財政対策というマクロの制度自体は、評価いただいたとおっしゃっていただいた、まさに偏在是正の部分で、地方により財源を、ナショナルミニマムを保障できるような形でやっていくというところは、本県にとっては必要な制度だろうと思っておりますし、また、さらに偏在是正をどういう形で進めていくのか。

あとはおっしゃった税の関係の体系を、より 地方にも自主性ができるような全体的な制度と してどうつくっていくのかといったところは、 今後の大きな課題なんだろうと思っております。 **〇星原委員** 私も税務課長にお聞きしたいんで すが、令和3年度が厳しいコロナ禍の中で、令 和4年度の法人事業税が63億円余の構造になっ てます。

私の周りで聞いていると、木材・林業関係の 製材業とか木材関係者の人たちは、今非常に景 気がいいんだという話もありますし、また建設 業の人たちも、我々は厳しい中であっても助かっ てますという話を聞かされています。

法人事業税の63億円余を見込まれているのは、 産業別でいうと、どういったところなのですか。 〇満留税務課長 産業別の状況というか、見積 りの状況でございますが、そもそも今年度が大 きく伸びておりまして、令和4年度については、 ほぼ横ばいと思っています。

まず今年度の状況を申し上げますと、一番大きく伸びているのが金融・保険業です。これは、全国規模の大きな金融機関が外貨を取り扱う関係で、円安で推移したことによって利益が大きくなったりとか、あるいは外貨を調達するときに、日本の金利と例えばアメリカの金利、ドルをするときに金利の差があると、その分が手数料で大分取られるんですけれども、アメリカが低金利で推移したことでこの手数料が少なくなり、全国的な金融機関が大きく利益といいますか、課税所得が伸びているためです。あと巣籠もりの関係で、卸売と小売が今年度順調に伸びております。

来年度に向けては、ほぼ前年並みというお話を先ほど差し上げたところなんですが、あとは建設業が大きな工事等が一段落したということもあって、若干減るのかなと見込まれておりますが、それ以外はほぼ前年並み、電気、ガス事

業が若干増えるということで、令和4年については見込んでいるところでございます。

**○星原委員** また、個人県民税も増が見込まれています。かなり厳しいのかなと思っていたんですが、これはどういう形で増を見込まれているんですか。

○満留税務課長 個人県民税につきましても、 令和3年度当初比では大幅な伸びになっており ますが、令和3年度当初予算を編成する時点で、 コロナの影響が全く分からないということで、 過去のリーマンショックとか、そういうときの 伸び率等を参考にしながら、大幅に落ち込むと 予測したところでございます。

ところが、蓋を開けてみますと底堅く、順調 に推移したということで、今年度決算としまし てもほぼ前年並みで、それが個人の所得につい ては令和3年中の所得でして、そんなに大きな 動きなり、雇用情勢の変化とかもございません ので、令和4年についても、同様の税収を確保 できるのかなと見込んでおります。

**〇星原委員** 分かりました。

○西村委員長 それでは、引き続き、2班に分けて議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新 規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算特別委 員会の指摘要望事項に係る対応状況についても、 説明をお願いいたします。

まず、第1班といたしまして、総務課、人事課、財政課、財産総合管理課、税務課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了 した後にお願いいたします。 ○佐藤総務課長 お手元の令和4年度歳出予算 説明資料の69ページをお願いいたします。

総務課の令和4年度当初予算額は3億1,896 万9,000円です。

主な内容について御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

まず、一番下、(事項)文書管理費5,457万8,000 円です。

72ページの上段を御覧ください。

これは、文書収発業務に要する発送料や、文 書収発室運営等嘱託員等の人件費、文書管理シ ステムの運用保守等に係る経費です。

次に、その下の段の(事項)印刷等管理費4,602 万円です。

これは、庁内で作成する冊子類の印刷製本業務の経費でありまして、印刷機器の保守・リース料、用紙等の消耗品代、印刷業務嘱託員の人件費等でございます。

次に、ページ中ほどより少し下になりますが、(事項)文書センター運営費3,648万円です。

これは、歴史的価値のある公文書や県史資料等を適正に保存管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託、消火設備等の維持管理に要する費用や文書センター運営嘱託員の人件費等です。

続きまして、73ページをお願いいたします。 最後に、(事項) 県公報発行費1,253万7,000円 です。

これは、条例・規則の公布手続や県民に周知 すべき事項の公表に係る県公報の発行等に要す る経費でございます。

次に、特別議案であります議案第28号「宮崎 県個人情報保護条例の一部を改正する条例」に ついて御説明いたします。

議案書では117ページになりますが、今回は常

任委員会資料で概要を説明いたします。

委員会資料の34ページをお開きください。

まず、1の改正の理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル社会形成整備法の段階的施行によりまして、今般個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法等の関連法令が改廃されることから、これら法令との整合性を図るために、条例の関係規定を改正するものです。

2の改正の内容ですが、まず条例第4条関係 といたしまして、独立行政法人等の保有する個 人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条例 で定める独立行政法人等の定義に関する根拠法 に変更が生じることから、引用する法律及び条 項の改正を行うものです。

また、条例第51条関係といたしましては、2 つございまして、1つ目が条例で定める適用除 外規定の1つである統計法が改正されることに 伴いまして、引用する条項の改正を行うもの。 2つ目として、行政機関の保有する個人情報の 保護に関する法律の廃止に伴い、根拠法に変更 が生じることから、同様に引用する法律及び条 項の改正を行うものです。

施行期日は、3にございますとおり、今回の デジタル社会形成整備法の施行日に合わせ、令 和4年4月1日からとしております。

なお、今回の条例改正による個人情報保護制度そのものや手続面における変更はございません。

○長谷川人事課長 歳出予算説明資料の75ページをお開きください。

人事課の令和 4 年度当初予算額は56億6,868 万1,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

77ページをお開きください。

まず、ページ中ほど、(事項)人事調整費7 億9,553万円であります。

これは、説明欄1から6にありますように、 人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であ ります。

次に、その下の(事項)行政管理費9,096 万8,000円であります。

これは、行財政改革懇談会など行政管理や行政改革に要する経費でありますが、説明欄2の改善事業、ICT活用による業務効率化推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、78ページをお願いいたします。

上から2段目、(事項) 人事給与費40億6,168 万7,000円であります。

主なものといたしましては、説明欄2の退職 手当35億4,225万1,000円でありまして、退職見 込者に係る所要額を計上しております。

説明欄4の新規事業、次期人事給与庶務システム構築事業につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 県職員研修費3,131万9,000円で あります。

これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項) 職員派遣研修費2,863万1,000円 であります。

このうち、説明欄1の職員の国内派遣研修経費としまして、自治大学校などへの派遣に要する経費を、また、2の海外派遣研修経費としまして、職員の自主企画による短期海外研修や自治体国際化協会及び日本貿易振興機構の海外事務所への派遣経費を計上しております。

最後に、(事項)被災地職員派遣事業費2,031

万5,000円であります。

これは、被災地での災害復旧業務に従事する職員の派遣に要する経費や、派遣職員の代替として、会計年度任用職員を配置するための経費などであります。

続きまして、資料替わりまして、常任委員会 資料の23ページをお開きください。

改善事業、ICT活用による業務効率化推進 事業であります。

まず、1の事業の目的・背景についてでありますが、RPAやAIなど、ICTの活用による業務効率化を実施し、働き方改革の一層の推進を図るものであります。

2の事業の概要についてですが、予算額は8,826万円で、財源は、国庫支出金が3,989万5,000円、一般財源が4,836万5,000円であり、事業期間は令和4年度、実施主体は県となっております。

今回の改善内容といたしましては、事業内容の①テレワーク用の機器やシステムなどの整備におきまして、地方公共団体情報システム機構が提供する、セキュリティー面や通信面で優れた、自治体テレワークシステム for LGWANの利用環境を拡充するために、モバイル端末を整備し、テレワークのより一層の推進を図るものであります。

3の事業の効果といたしまして、テレワークの推進によりまして、出張先などにおける業務効率化や、災害や緊急時の業務の迅速化など、県民サービスの向上と職員のワーク・ライフ・バランスの向上が図られるものと考えております。

次に、24ページをお願いいたします。

新規事業、次期人事給与庶務システム構築事業であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。

現在運用中の人事給与庶務システムは、大型 汎用機時代のシステムを再利用することで、初 期費用を大きく抑えながら構築したものであり ますが、法改正への対応や事務改善の実現など が困難になっているため、新たにシステムを構 築するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、システム構築から、その後5年間の運用保守を含め、令和11年度までの債務負担をお願いするものであります。

令和4年度の予算額は4億1,627万9,000円、 令和5年度から11年度の予算額が15億1,419 万6,000円、予算総額は19億3,047万5,000円であります。

財源は一般財源、事業期間は、システム構築 を令和4年度から6年度まで、その後の運用保 守を令和7年度から11年度までとしております。

実施主体は県であり、事業の内容としましては、人事給与庶務システムの構築に合わせて、 庁内の事務見直しを行うとともに、構築後には 具体的な事務改善を図ってまいります。

3の事業の効果といたしまして、まず、高い 柔軟性を備えたシステムと運用方針を導入する ことで、様々な制度改正などに適切に対応でき、 費用の平準化が図られること。また、業務の集 約化や繁雑な作業の削減などにより、事務改善 やコスト削減が実現できることと考えておりま す。

続きまして、資料の30ページをお開きください。

債務負担行為についてであります。

表の一番上、次期人事給与庶務システム構築 事業でありますが、ただいま御説明いたしまし た内容につきまして、令和4年度から11年度ま で、限度額15億1,419万6,000円を計上しております。

歳出予算につきましては、以上であります。 続きまして、特別議案の内容につきまして御 説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

議案第29号「職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてでありますが、 国において、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和など、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するための措置が講じられることから、国に準じた取扱いとなるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容についてでありますが、 まず1点目は、非常勤職員の育児休業及び部分 休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の 要件を廃止するものであります。

現行の規定では、任命権者を同じくする職に 引き続き在職した期間が1年以上なければ、育 児休業等をすることができませんが、今回の改 正によりまして、継続的な勤務が見込まれる非 常勤職員につきましては、任用当初から取得す ることが可能となります。

次に2点目は、育児休業を取得しやすい勤務 環境の整備に関する措置に係る規定を新設する ものであります。

具体的には、職員に対する育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備などを規定することとしております。

最後に、3の施行期日でありますが、令和4 年4月1日から施行することとしております。

**〇石田財政課長** 初めに、財政課の予算案について御説明を申し上げたいと思います。

歳出予算説明資料の79ページをお願いいたし

ます。

財政課の令和4年度当初予算額は、一般会計 と特別会計を合わせまして1,659億51万2,000円 をお願いしております。

内訳でありますが、一般会計が830億1,266 万5,000円、公債管理特別会計が828億8,784 万7,000円となっております。

以下、主な事項について御説明いたします。 81ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

(目) 一般管理費の上から2番目の事項になりますが、(事項) 諸費が18億3,199万7,000円でございます。

内訳でありますが、説明欄の1にございますとおり、税外収入の還付等に要する経費と記載しておりますけれども、国庫補助事業の確定等に伴いまして、国への返還金など、税以外の収入の還付に備えた経費といたしまして16億500万円を、2に庁内一般共通経費と記載しておりますけれども、突発的な事象等による各所属の諸経費の不足を補う経費といたしまして、2億2,699万7,000円を財政課で一括計上しております。

次に、一番下の(目)財産管理費であります。 財産管理費といたしまして8億4,419万2,000 円を計上しておりますが、次の82ページにかけまして各事項の欄に記載しております、財政課で所管する財政調整積立金ほか3つの基金より生じました利子の積立てに要する経費となっております。

82ページの一番下の(事項)宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金の7億8,341万3,000円でございますが、説明欄1の利子の積立てに要する経費のほかに次の2として、追加の積立てと記載してございま

すけれども、企業局の地域振興積立金を原資といたしまして、平成28年度に県営電気事業みやざき創生基金を設置し、令和2年度まで事業を実施しておりましたが、今年度で基金の精算を終了いたしまして、この3月末に条例上の期限を迎えますので、その残高を積み立てているものでございます。

この基金では地方創生推進事業ですとか、チャレンジ事業などを実施するとともに、国スポ大会に向けた市町村の施設整備にも活用を予定しておりましたけれども、市町村の競技会場の選定時期が後ろ倒し等になったことから、主にこの施設整備に活用を予定していた分につきまして、執行残となったものでございます。

この執行残につきましては、企業局と協議の 上、国スポ基金へ積立て、大会開催へ向けて有 効活用していくこととしているところでござい ます。

次に、一番下の(款)公債費になります。

公債費といたしまして800億1,804万3,000円を 計上しております。

83ページでございます。

公債費の内訳でありますが、(事項) 元金償還金に764億7,178万円、その次の(事項) 利子償還金に34億7,078万5,000円を計上しておりますが、その主なものは、いずれも県債の償還財源といたしまして、公債管理特別会計に繰り出すものとなっております。

次の(事項)事務費は、県債を発行するために要する事務費といたしまして7,547万8,000円を計上しております。

その下の(款)予備費でありますが、次の84ページにかけまして、これは例年どおりでありますけれども、1億円を当初予算として計上しているところであります。

続きまして、公債管理特別会計でございます。 85ページをお願いいたします。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金 を財源といたしまして、県債の償還に要します 経費等を措置するものでございます。

まず、(事項) 県債管理基金積立金に29億7,700 万円を計上しておりますが、これは、満期一括 償還債の償還財源を計画的に積み立てるものに なっております。

次に、(款)公債費でありますが、総額799 億1,084万7,000円を計上しております。

内訳といたしまして、(事項) 元金償還金が764 億3,736万5,000円、(事項) 利子償還金が34 億7,078万5,000円、86ページでありますけれど も、(事項) 事務費が269万7,000円となっており ます。

財政課の歳出予算は以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項 に係る対応状況について御説明を申し上げたい と思います。

配付しております冊子の決算特別委員会の指 摘要望事項に係る対応状況をお手元にお願いし ます。

資料の1ページになります。

総括的指摘事項といたしまして、①のところに書いておりますけれども、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うこととの御指摘、御要望をいただいているところでございます。

対応状況について記載しております。概略を 申し上げます。

令和4年度当初予算におきましては、県民の 命を守り、地域経済の早期回復と成長活力を創 出するための総合的な新型コロナ対策をはじめ としまして、人口減少対策、県土の強靭化、デ ジタル変革、ゼロカーボン社会づくりのほか、 宮崎カーフェリーの新船就航など、本県の新た な飛躍に向けた取組などにつきまして、計画的 な予算計上を行っているところでございます。

この結果、当初予算の規模としましては6,414 億7,700万円と前年度比で2.6%の増となり、5 年連続の増額予算となっております。

一方で、財政健全化の観点から、特に多額の 財政負担が必要となる新型コロナ対策ですとか、 国土強靭化対策につきましては、国の16か月予 算と連動しまして、令和3年度1月、2月補正 予算と一体的な予算として編成することにより まして、国の交付金ですとか、地方財政措置の 手厚い補正予算債等を最大限活用しているとこ ろでございます。

当初予算編成に当たっての収支不足額につきましては、253億円と近年よりは少し大きくなっておりますが、令和3年度分の法人関係税収が大きく増額となったことから、令和4年度の地方交付税が減額精算されることなどの影響によるものでございます。これは先ほど御説明をしたところでございます。

しかしながら、減額精算見込額につきましては、あらかじめ令和3年度中に財政調整積立金に積み立てておりますことから、財政の健全性に問題はないと考えております。

なお、県債依存度は8.4%と昨年度から2.5ポイントの減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は4,978億円と昨年度から0.1%の減少となっておりまして、健全化の方向性につきましては堅持できているものと考えております。

今後も引き続き多額の財政需要が見込まれま すことから、国に対して地方が必要とする財源 の確保を強く要望していくとともに、歳入確保 や経費節減などに努め、将来を見据えた健全な 財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど議論のあった点についても、十 分留意していきたいと考えております。

**○鹿島財産総合管理課長** 歳出予算説明資料 の87ページをお開きください。

当課の令和4年度当初予算額は19億8,714万円 をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

89ページを御覧ください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費5億7,580万7,000円であります。

これは、庁舎・公舎等の光熱水費、清掃警備の委託料など、維持管理に要する経費や、職員宿舎に係る維持管理に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)庁舎公舎等保全費4 億9,149万2,000円であります。

これは、庁舎・公舎等の修繕費や、老朽化に 伴い建て替え予定の椎葉地区単身用宿舎八村荘 の整備に要する経費であります。

次に、90ページをお開きください。

一番上の(事項)電気機械管理費 3 億5,562 万8,000円であります。

これは、庁舎等の冷暖房設備等の保守点検や 改修など、機械や電気設備の維持管理に要する 経費であります。

次に、ページ中ほどの(事項)東京ビル運営 費5,010万5,000円であります。

これは、宮崎県東京ビルの設備管理や指定管理料など運営管理に要する経費でありますが、3の新規事業、宮崎県東京ビル再整備事業(モニタリング業務)につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)公有財産管理費2

億4,556万7,000円であります。

主な内容といたしましては、次の91ページの 一番上に記載しております、県営住宅などが所 在する市町村に対し固定資産税相当額を交付す る、3の県有資産所在市町村交付金や、未利用 財産を処分するために行います地積確定測量で すとか不動産鑑定、これを行います4の県有財 産利活用強化促進事業に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)県有施設災害復旧費9,270万円であります。

これは、災害により被害を受けた庁舎や県有施設の復旧を行うための経費であります。

資料替わりまして、常任委員会資料の25ページを御覧ください。

新規事業、宮崎県東京ビル再整備事業(モニタリング業務)であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。

東京ビルにつきましては、民間活用による再整備を行うこととしており、民間事業者が既存ビルの解体、新ビルの設計、施工、工事監理等を行い、完成したビルの一部を県が購入することとしております。

これらの民間事業者の業務が契約に定める水準を満たしているかどうかを確認するため、建築等の専門業者に、内容の確認や助言等の支援業務を委託するものであります。

次に、2の事業の概要であります。

民間事業者が行う既存ビルの解体から新ビル 建設までの業務は、一連のものでありますこと から、新ビルの供用開始予定の令和8年度まで の債務負担をお願いするものであります。

令和4年度予算は、(1)の予算額にあります とおり、500万円であります。

また、令和5年度から8年度までの予算額につきましては2,000万円を計上しており、業務全

体の予算総額は2,500万円であります。

事業期間は、(3) にありますとおり、令和4 年度から令和8年度までの5か年であります。

この事業で委託する具体的な内容は、(5)の 事業内容に記載のとおり、民間事業者が行う設計・施工内容及び既存ビルの解体から新ビルの 施工完了までの間の確認のほか、設計・施工内 容に係る事業者との協議における助言等であります。

専門的な視点を踏まえて適切に事業の遂行状況を確認する本事業の実施により、契約に定める水準を確実にすることが可能になると考えております。

新規事業の説明は以上でございます。

引き続きまして、常任委員会資料の30ページ を御覧ください。

債務負担行為についてであります。

まず、表の2段目の上段、西臼杵支庁舎空調 設備改修工事であります。

これは、現在の西臼杵支庁舎の空調設備が設置から20年経過し、老朽化が進んでいることから、機器の改修工事を実施するものであります。

本工事は、空調設備を使用しない期間に合わせて工事を行う関係で、来年ですけれども、令和5年3月中旬の暖房運転終了から、5月下旬の冷房運転開始までの間に施工する必要があることから、令和4年度から令和5年度までの限度額7,526万7,000円の債務負担をお願いするものであります。

次に、宮崎県東京ビル再整備事業(モニタリング業務)でありますが、先ほど御説明いたしました内容につきまして、令和4年度から令和8年度まで、限度額2,000万円を計上しております。

○満留税務課長 歳出予算説明資料の93ページ

をお開きください。

税務課の令和4年度当初予算額は534億8,311 万1,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

95ページを御覧ください。

ページの中ほどに記載しております(事項) 諸費は、税の過年度収入分に係る還付等に要す る経費でありまして、15億円を計上しておりま す。

次の(事項) 賦課徴収費は25億8,661万7,000 円であります。

これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、その下の説明欄、1、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして2億3,643万7,000円を計上しております。

これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、その下の(2)個人県民税徴収取扱費 交付金としまして、15億8,494万7,000円を計上 しております。

これは、個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補填する目的で市町村へ交付するもので、市町村における納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を交付することになっております。

ページー番下、2、自主納税の推進費ですが、96ページを御覧ください。

(2)各種団体との協力体制推進費としまして2億4,532万1,000円を計上しております。

その主なものとしましては、ウの軽油引取税 徴収取扱報償金で2億3,240万3,000円を計上し ております。

これは、軽油引取税の特別徴収義務者であり

ます元売業者や特約業者に対して、その申告納 入額に応じて交付するものであります。

次の3、管理機能の充実費の(3) 税務電算 トータルシステム運営費としまして、4億762 万6,000円を計上しております。

これは、税務電算トータルシステムの維持管 理費及び税制改正に伴うシステム改修費等でご ざいます。

次に、(款) 諸支出金であります。

これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、県の税収の一定割合を交付する法定交付金でありまして、481億8,143万6,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

まず、地方消費税清算金ですが、本県に納付された地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、195億5,781万円を計上しております。

次の利子割交付金以下、99ページまでに記載しております8つの各種交付金につきましては、いずれも市町村に対する法定交付金でございまして、令和4年度の税収見込額を基礎に算出したものであります。

各種交付金の事項別の説明は記載のとおりでありますので、省略させていただきまして、98ページにあります(事項)利子割精算金を御説明いたします。

利子割精算金は、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算を行うために要するものでございます。1万円を計上しております。

税務課の歳出予算につきましては以上ですが、 最後に、常任委員会資料にお戻りいただきまし て、30ページを御覧ください。 表の上から3つ目、自動車税種別割納税通知 書等印字・封入封緘委託業務につきまして、債 務負担行為の追加でございます。

これは、令和5年度分の自動車税種別割の納税通知書等の印字、封入・封緘業務を委託するものですが、令和5年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストを行う必要があります。その期間として1か月以上を要することから、令和4年度から5年度にかけての実施をお願いするものであり、1,529万円を計上しております。

- ○西村委員長 各課長の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。
- ○外山委員 人事課の件でございますが、23ページ、24ページのそれぞれのシステム改良は庁舎内だけでやるのか、それとも外部の専門業者とか、入札とかでやるのか、どういう形を取られるんですか。こういった事業は全部庁内でこなせるのでしょうか。
- ○長谷川人事課長 24ページの次期人事給与庶 務システム構築事業につきましては、業者に委 託します。
- ○渡邉行政改革推進室長 23ページのICT活用による業務効率化推進事業につきましては、パソコンなどの購入につきましては、業者から委託して整備いたしますし、RPAなどの事業につきましても、業者も入りますけれども、職員も一体となりまして、ヒアリングしながら事業を進めてまいります。
- ○井上委員 人事課にお尋ねしたいんですけれども、職員の研修費なんですが、職員たちもいろいろと研修するというか、1か所で全部の仕事を終わらせるわけにはいかないので、職員の質の向上のためにも、研修費というのは非常に大事なんではないかなと思うんですが、海外の

研修というのは、最近はどこに何人行かせた実績があって、今後はどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○長谷川人事課長 職員の海外の研修の関係ですけれども、まず職員が自ら企画して、短期間で海外で研修を行う、職員の自主企画による短期研修というのがあるんですが、これにつきまして新型コロナウイルスの関係で、ここ2年ほどは実施しておりません。

予算としてはコロナ前です。大体5名程度の 人数で計上しておりますので、今年度、令和4 年度につきましては、コロナの状況も見ながら、 実施が可能であれば、職員が自ら企画する短期 の海外研修を実施したいと考えております。

長期の研修でいいますと、今、自治体国際化協会に2人派遣しているんですが、一人がシンガポール事務所、一人が韓国のソウル事務所におります。

もう一つ、ジェトロです。日本貿易振興機構 に、来年度からベトナムに職員を一人派遣する 予定にしております。

○井上委員 職員のスキルをアップさせるというのは、とても大事なことだと思うんです。それと職員たちが、例えば宮崎県が持っている施設を全部利用されるかどうかというのは、私も分からないところもあるんですが、例えばカーフェリーに乗船してみるというのを、総合政策部の職員の人たちが企画して、20名ぐらいで乗られたと聞きました。ぜひそういうこととかも、自分たちで自発的にやっていただくといいなと思うんです。まず、自分の県が持っているものについて経験してみるというのをです。

それはみんな自費で行かれたそうなんですけれども、そういうのも自ら企画して、自らのお金を出してやっておられて、なかなかいいなと

思うんです。そういうのにちょっとした職員研修としての助成とかもあっていいんじゃないかなって思うんです。

改めて、この研修費の使い方なんですけれど も、足すと結構な金額になるので、大体の県庁 職員の数からいうと、使っている金額がどれほ どの研修費になるのかなと思って、心配になる ような金額ではあるんですけれども、職員の一 応ゼロ予算みたいなのがありましたけれども、 それと同じようで、職員自らが自主的にそうい う意味での研修とか、自分たちの県の施設を含 めて、県の持ち物に磨きをかけるみたいな形で 行ってみるとかです。

例えばユーチューブの関係のこととかでも、 もっと積極的に勉強してみるとか、いろいろな ことがこれからスキルとして必要になってくる んじゃないのかなと実は思うんですが、だから その辺りも含めて、何か決まったものでないと お金を出せないというのではなく、もっと時代 に合うというか、今のところに合うような何か をさせてみるといいのではないかなって思うん です。

先ほど税務の関係のことで星原委員からも出ましたけれども、今、通貨の関係は非常に変動があって、個人所得のありようというのは、お金のもうかり方というのは物すごく変わってきています。だから、そういうファイナンスのことについても、もっと職員が勉強できるようなというか研修できるような、そういう場所に行けないものかどうか。そういうことをプログラムの中に入れ込んでいくというか、もっと有効な使い方はできないのかなって思うんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○長谷川人事課長 職員研修につきましては、 自治学院でも実施しておりまして、それぞれ段 階で、主査になったときですとか、リーダーになったときですとか、課長補佐になったときという階層別での研修もありますし、職員のいろんな能力開発ということで、例えばコミュニケーション能力ですとか、企画能力を高めるための研修とかも、外部の講師などにもお願いしながらやっているところです。

あとは自主研究グループの支援もしておりまして、職員同士がいろんな政策課題について、自由な枠組みの中で取り組んだりするような研究にも、支援の助成などをやっているところですので、今、委員にいただきました御意見も踏まえて、研修の一層の充実も考えていきたいと思います。

○中野委員 24ページの次期人事給与庶務システム構築事業費は、総額19億3,000万円強ありますが、このシステム構築と運用保守の内訳を教えてください。

○長谷川人事課長 システム構築経費としまして14億円です。運用保守費としましては、1年度当たり9,600万円になっております。

**〇中野委員** 総額で聞いているから、総額で教 えてください。

○長谷川人事課長 合計は19億3,047万5,000円ですが、構築経費につきましては、先ほど申しました14億円で、維持補修経費が単年度9,600万円掛ける5年間分で4億8,000万円です。その他の導入支援業務とかデータ移行に係る経費が5,047万5,000円で、これらを足していただくと19億3,047万5,000円になります。

○中野委員 結局このシステムは、令和7年度から完全に運用されることになるんですか。

○長谷川人事課長 令和7年度からの稼働を予 定しております。

○星原委員 財産総合管理課の宮崎県東京ビル

再整備事業なんですが、この事業は500万円となっているんですが、通常、ビルなんかを建築するときは設計、監理、施工と分かれて、設計した人たちが監理しているんですが、今回は設計、施工、工事監理を一括してこの事業体にさせて、それを今度監理するというか、いろんな助言をもらうために、こういう事業者に毎年500万円出して監理してもらうと捉えたらいいんですか。

○鹿島財産総合管理課長 このモニタリング業務につきましては、今回民間事業者に事業を行ってもらうという都合で、今のビルの解体から建設までの期間を監視、モニタリングするという役割がございまして、我々県側がその施工監理をするに当たって、県側の立場でモニタリングするといいますか、監視する業者を新たに委託するということになります。

ですから、建設から設計から、その辺の業務にたけた総合建設コンサルタントに一応委託することによって、一連の業務を同じ目線で見ていくということで考えております。

○星原委員 説明で意味は大体分かるんですけれども、通常は設計監理と施工が分かれて、それでちゃんと設計監理する人たちが施工が設計どおりにぴしっと行われているかどうかとか、そういうのを確認するために、通常は設計監理業務と施工業務が分かれてやっているわけです。

今回の場合だと、設計も監理から一式任せてるから、それを今度専門の人たちが県側というか、皆さんたちのほうの内容で進められているか、あるいは工事がなされたかどうかっていうのを監理するために、こういう形で新たにモニタリング業務として、これは委託するわけなんですね。

**〇鹿島財産総合管理課長** ただいま委員がおっ

しゃったとおり、そういった形の委託を考えて おります。

○星原委員 そのほうが皆さんとすれば、工事が終わるまでの期間の5年間の監理運営がうまくいくと見られているんです。県には県土整備部の中に営繕課とか、建築専門の人たちもいるわけです。この監理が専門的なものになるということになるんでしょうけれども、私から見ると、建物を建てることにおいては県の管理課の職員でも十分できるんじゃないかなとは思うんです。

あるいは設計されたものがどういう設計になっているかのチェックというのは、通常、県 土整備部の管理課あたりで十分、あるいは設計 も建築住宅課があります。そういうところでは できないことなんですか。

○鹿島財産総合管理課長 本課にはそういった 建築の技術職員がおりまして、その職員を中心 に課としては工事監理、施工監理をしていくと いうことになります。もちろん県土整備部の御 協力を得ながらやっていくことにはなると思い ますけれども、今回の東京ビルの再整備事業の 仕組みが官民合築ビルということで、これまで 県が携わってこなかった建設の方法になること いろいろなノウハウがあります民間の事業者に いろいろなノウハウがあります民間の事業者に もモニタリング業務をお願いすることによって、 要求水準を満たしていくということで考えたと ころでございます。

○西村委員長 まだ質疑は続きますが、一旦ここで休憩に入りまして、1時10分から再開したいと思います。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時8分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

引き続き質疑はございませんか。

○図師委員 星原委員の続きで、東京ビルの再整備事業についてお伺いしたいんですが、このモニタリング業務と、またその上にあるアドバイザリー業務もそうなんですが、県側の専門性プラスアルファというところで、よりいい条件で再整備を図りたいというのは分かるんですけれども、こういう特出しするような事業をつくるのであれば、その成果というのもしっかり求めていってほしいなと思います。

委員会資料の25ページの事業の目的・背景のところにもあるんですが、私は東京ビルというのはてっきり県の県有財産になるものかと思っていたら、この2行目に完成したビルの一部を県が購入するということで、この部分だけしか県有財産として残らないのかというのが、この東京ビルは本当に立地条件もいいし、今、私たちに教えていただいている事業内容だと、学生寮はもちろんなんですが、テナントとか上層階はマンションにもするという計画があるとも聞いています。

要は、県の収入に直結する非常にいい事業になると期待しているんですが、この東京ビルに関して長期的に見て県の収入に大きくつながるような内容になっていくものなんでしょうか。

○鹿島財産総合管理課長 この東京ビル再整備事業につきましては、昨年度、この委員会で基本計画を報告させていただいたんですけれども、基本的には官民ビルということで、土地について、この事業者に貸し出すと、借地を行うと。そこの借地料をもってこのビルの建設を行っていくと。敷地そのものは県有地で変わらないんですけれども、建物については民間事業者の所

有になると。そこの一部について、県建設分に ついて県が買い取るというような方式を取って おります。

したがいまして、収入につきましても、定期 借地権の期間が、これから事業者が提案する期 間に応じて50年以上という条件をつけておりま すけれども、その間は安定して地代が入ってく るという仕組みにはなっております。

○図師委員 すいません、私の理解が不足していたところですけれども、今言うように50年以上の定期借地権が今後は入ってくる。それも地価の変動によってその収入額というのは変動していくのか、一定額になるのかというところもあるんですが、要は何が言いたいかというと、先ほど言いましたアドバイザリー業務とかモニタリング業務というのを少しでも借地権を高くといいますか、収入につながるような県側の立場に立った業務をしていただくということでしたので、繰り返しになりますが、そういう成果をしつかり上げていただくような連携を取っていただきたいと思いますが、何かあれば。

○鹿島財産総合管理課長 ただいま御指摘がありました点ですけれども、借地料につきましては、既に募集要項に最低金額を示していまして、これ以上で提案してほしいということで、これにつきましてもアドバイザリーと協議を行いながら、この程度の額であれば十分収入として見込めるというところで今提案を行っております。

ですから、そういった意味では、確実に県の 財政負担が少なく済むような形でこの事業をス キームとして組んでおりますので、今後ともア ドバイザリーなりモニタリング業者と連携を図 りながら進めてまいりたいと考えております。

- ○図師委員 分かりました。
- **〇西村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようでしたら、次に、その 他報告事項に関する説明を求めます。

**○渡邉行政改革推進室長** 常任委員会資料の36 ページをお開きください。

令和4年度の組織改正案について御説明します。

まず、1の基本的な考え方ですが、今回の組織改正は、組織の簡素効率化に配慮しつつ、みやざき行財政改革プラン(第三期)に位置づけた、行政需要等の変化に対応した組織体制の整備等の観点を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

2の主な組織改正の内容につきましては、枠内の6点について個別に御説明します。

37ページを御覧ください。

組織改正の内容の1点目は、デジタル推進課 の設置と産業政策課の産業デジタル担当の新設 であります。

国の動きや社会の変化を踏まえ、行政、暮らし、産業など、様々な場面でのデジタル化を推進するため、情報政策課と産業政策課の業務を再編し、下の組織図のとおり、4つの担当から構成されるデジタル推進課を設置します。また、産業政策課に産業分野におけるデジタル化の総合調整機能を担う産業デジタル担当を新設します。

次に、2点目として、国スポ・障スポ準備課 を設置します。

本県で令和9年度に開催予定の国民スポーツ 大会・全国障害者スポーツ大会開催業務の準備 を円滑に進めるため、障がい福祉課から全国障 害者スポーツ大会開催準備業務を移管し、一体 的に取り組む国スポ・障スポ準備課を設置しま す。 また、開閉会式の会場の整備や市町村競技施設整備への支援、宿泊・衛生、輸送・交通、警備等の業務を行う施設調整担当を新設します。

38ページを御覧ください。

3点目は、医療薬務課薬務対策室を薬務対策 課へ、健康増進課感染症対策室を感染症対策課 へ再編します。

新型コロナワクチン接種の円滑・確実な実施に向け、下の組織図にありますように、現行の 医療薬務課薬務対策室に現在感染症対策室で所 管しているワクチン接種担当を含む関連業務を 集約し、薬務対策課へ再編します。

なお、医療薬務課は医療政策課に名称変更します。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな 感染症への対応として、感染症対策の企画・立 案機能を強化するため、現行の健康増進課感染 症対策室に感染症発生時の医療提供体制の検討 等を行う感染症医療調整担当を設置し、感染症 対策課に再編します。

39ページを御覧ください。

4点目は、南部福祉こどもセンター(都城児 童相談所)及び北部福祉こどもセンター(延岡 児童相談所)の相談支援体制をそれぞれ2課4 担当、1課3担当に再編します。

増加・複雑化する児童虐待相談等に的確かつ 組織的に対応するため、南部福祉こどもセンタ 一の現行のこども福祉課をこども相談第一課及 びこども相談第二課に再編し、相談支援担当を 3担当から4担当へ増設します。

また、北部福祉こどもセンターの相談支援担 当を2担当から3担当へ増設します。

40ページを御覧ください。

5点目は、環境森林課温暖化・新エネルギー 対策担当を環境計画担当とゼロカーボン社会づ くり担当に再編します。

環境施策の推進体制を強化するため、環境施 策の総合調整機能を担う環境計画担当と、温室 効果ガスの排出量と吸収量を均衡させるゼロカ ーボン社会の実現に向けて市町村との連携や全 庁的な取組をリードするゼロカーボン社会づく り担当に再編します。

最後になりますが、6点目は、観光推進課スポーツランド推進室をスポーツキャンプ推進担当とスポーツツーリズム推進担当に再編します。

ゴルフやサーフィンなどコロナ禍で人気が高まったスポーツや屋外型トレーニングセンターの整備を見据えて、本県観光の強みであるスポーツを柱とした観光誘客の強化を図る再編を行うものです。

資料の36ページにお戻りください。

今回の組織改正に伴う知事部局の組織数の増減については、下の表のとおり、課の数が1増となっております。内訳については、薬務対策課、感染症対策課の設置で2増、国民文化祭・障害者芸術文化祭課の廃止で1減となります。

**〇西村委員長** 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項についての質疑はございませ

んか。

○中野委員 室というのは課には入らんわけで すね。

- ○渡邉行政改革推進室長 室は課の中に入って おりませんで、36ページの下の表で、課の数が 令和4年度が69となっておりますが、室が別途14 ございます。
- ○中野委員 10年ぐらい前と比較して課とか室 とかどのぐらい増減があったものですか。
- ○渡邉行政改革推進室長 平成23年度におきまして課の数が60だったんですけれども、そのうち、室が6となっております。同様に申し上げ

ますと、平成24年度からはずっと変わっておりませんで、令和2年度は課が64で、室の数が6、令和3年4月1日で課が65で、室の数が6(発言する者あり)失礼しました。

申し訳ございません。少々お時間をいただき たいと思います。数字を整理いたしまして、後 ほど御報告させていただきます。

○西村委員長 分かりました。

〇井上委員 課の再編とか組織の中を動かすというのは、状況によってそれが動くのは分かるんだけれども、人的な配置がきちんと対応できるのかどうかという問題のほうが私にとっては心配な内容です。

特に4番の南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンターは相談支援体制を動かして広くしてくださるのはいいんだけれども、組織改編したと同時に人的な配置がどうなっているのかをちゃんと教えてください。

○渡邉行政改革推進室長 具体的な人事異動に つきましては、人事異動の結果でなるんですけ れども、今回、児童福祉士の配置基準などはしっ かり満たすように人数を増やしているところで はございます。

具体的に申しますと、今回、南部福祉こども センター(都城児童相談所)につきましては、 児童福祉関係で3名増やす予定としております。 また、北部福祉こどもセンターでも児童福祉関 係で2名増やす予定としております。

〇井上委員 全体の総体的な職員数というのを 人事課長に聞かないといけないのかもしれない けれども、総体数というのは変わらないのか。 どこかを減らしてこっちへ持ってくるのか。そ れとも、総体的にこれは組織改編したところを 全部増やしていくという考え方なのか。それは どっちなんですか。 ○渡邉行政改革推進室長 組織改編をしても人数があまり変わらないところ、例えば、情報政策課とデジタル推進課はあまり全体人数が変わる予定はございませんが、産業政策課などは係が1つ増えますので、その部分の係の人数が3名増えるとか、そういうことがございます。

児童相談所で申しますと、全体の人数が先ほど申し上げた人数が増えるということであって、例えば、生活福祉課あたりから人を減らして持ってくるとか、そういうことはございません。

- **〇西村委員長** 中野委員の質問についてはいかがでしょうか。
- ○渡邉行政改革推進室長 平成26年度からの数字が手元にございますが、まずはそれを御報告させてもらってもよろしいでしょうか。

平成26年度におきましては、課の数が63で、 課内室が15でございます。平成27年度は課が63 で、課内室が17、\*\*平成28年度も同じ、\*\*平成29 年度も同じ、平成30年度で課が66で、課内室 が21、平成31年度は課が67で、課内室が21、令 和2年度は課が67で、課内室が21、令和3年度 は課が68で、課内室が16となっております。

〇西村委員長 中野委員、よろしいですか。その他はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上で第1班の審査 を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時29分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、市町村課、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行います。

順次、議案の説明をお願いいたします。

〇川畑市町村課長 歳出予算説明資料の101ページをお開きください。

市町村課の令和4年度当初予算額は28億2,852 万5,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

103ページをお開きください。

中ほどの(事項)地方分権促進費が9,165万2,000円であります。これは説明欄にありますとおり、市町村権限移譲推進事業といたしまして、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村へ交付するものであります。

次に、104ページをお開きください。

一番上の(事項)自治調整費が8,282万円であります。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でございます。主なものといたしまして、説明欄の6にありますとおり、住民基本台帳ネットワークシステム事業費が6,567万4,000円でありますが、これは全国的にシステム運営を担っております地方公共団体情報システム機構への負担金や関連機器の使用料などとなっております。

次に、下から4段目の(事項)市町村公共施設整備促進費が5億17万6,000円であります。これは、市町村の防災・減災事業や地域づくりなどに関連した公共施設等の整備・更新に対し無利子貸付けを行い、市町村の財政運営を支援するものであります。

次の市町村振興宝くじ事業費が5億521万2,000円であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されますサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益等の本県配分額の全額を公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。

※39ページに訂正発言あり

次に、105ページを御覧ください。

中ほどの下から5段目、(事項)選挙常時啓発 費が395万8,000円であります。これは、高校生 以上を対象とした選挙啓発講座、意見発表会及 び動画コンテストなどの各種事業に要する経費 であります。

次に、その下の(事項)知事選挙臨時啓発費 以降は、来年度及び令和5年度に任期満了を迎 えます知事、県議会議員及び参議院議員の3つ の選挙に係る臨時啓発と執行に係る経費であり ます。

まず、臨時啓発費についてであります。105ページの下から3段目の(事項)知事選挙臨時啓発費が1,141万5,000円、一番下の(事項)県議会議員選挙臨時啓発費が67万円であります。次に、106ページを開いていただき、上から3段目の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費が966万7,000円であります。知事選挙及び参議院議員選挙につきましては、テレビやインターネットを用いた広報などの経費について、また、県議会議員選挙につきましては、啓発に係ります役務費や旅費等の一部について計上しております。

なお、県議会議員選挙の啓発に係る本格的な 経費につきましては、令和5年度の予算に計上 させていただくこととしております。その一部 について、債務負担行為の追加のところで後ほ ど御説明申し上げます。

続きまして、同じく選挙執行費についてであります。同じく106ページ、上から6段目の(事項)知事選挙執行費が5億4,184万1,000円、その下、(事項)県議会議員選挙執行費が1億9,660万円、その下、2段目の(事項)参議院議員選挙執行費が6億4,377万1,000円であります。

知事選挙及び参議院選挙につきましては、投 開票事務などに係る市町村交付金や候補者の選 挙運動に対する公費負担等に要する経費等について計上しております。

県議会議員選挙につきましては、ポスター掲示場の設置など、市町村交付金の一部及び投票 用紙その他必要となる資材の作成に要する経費 の一部について所要額を計上しておりますが、 本格的な経費につきましては、臨時啓発費と同様、令和5年度の予算に計上させていただくこととしております。

続きまして、常任委員会資料の30ページをお 開きください。

債務負担行為の追加であります。

先ほど説明申し上げました県議会議員選挙につきましては、令和5年4月の執行が想定されるところであり、円滑な業務の推進と適正な選挙を執行する観点から、その経費につきまして令和4年度から令和5年度にかけてお願いするものであります。

1つ目の県議会議員選挙臨時啓発費は、テレビや新聞等の各種広告などに関する事業の委託契約を締結するために限度額928万6,000円を、また、2つ目の県議会議員選挙執行費は、選挙公報の発行について契約を締結するために限度額1,100万円を計上しております。

次に、特別議案について御説明いたします。 31ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。地方公共 団体の手数料の標準に関する政令が一部改正さ れたことに伴いまして、使用料及び手数料条例 の手数料額の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。国の政令における手数料の標準額の見直しは、通常ベースの経費が増加する中、新型コロナウイルス感

染症対策としまして試験会場数の増加や感染症 対策品の購入経費の増等に伴うものであり、具 体的には、行政書士試験の手数料を現行の7,000 円から1万400円に引き上げるものです。

3の施行期日につきましては、政令の施行日 と同じ令和4年4月1日としております。

**○新立総務事務センター課長** 歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、109ページを御覧ください。

総務事務センターの当初予算額は7億1,636 万5,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

111ページをお開きください。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費2,353 万1,000円であります。これは、本庁総務事務センター及び各地区の総務事務商エセンターの運営に要する経費と、職員の服務及び給与に係る事務を処理する人事給与オンラインシステムの運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)健康管理費9,109万円 であります。

112ページを御覧ください。

これは、職員の健康管理事業等に要する経費 でありまして、このうち、説明欄2の職員のか らだの健康に関する事業は、全職員を対象とし た定期健康診断等を行うための経費であります。

同じく、その下の3、メンタルヘルス対策総合推進事業は、ストレスチェック、復職支援など、職員のメンタルヘルス対策等に係る経費であります。

次の(事項)職員厚生費2,739万6,000円であります。これは職員の健康保持増進事業の運営に係る経費や職員健康プラザの維持・管理等に要する経費であります。

次の(事項) 恩給及び退職年金費319万8,000

円、また、その下の(款)警察費の(事項)恩 給及び退職年金費3,824万円であります。これは、 元知事部局職員3名、元警察職員40名分に係る 恩給等の経費でございます。

〇日高危機管理局長兼危機管理課長 歳出予算 説明資料の113ページをお願いいたします。

危機管理課の令和4年度当初予算額は9 億6,956万円であります。

主な事業について御説明いたします。

115ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)防災対策費 2億3,182 万3,000円であります。

116ページをお開きください。

説明欄3の自助・共助・公助で命を守ろう!
防災力強化事業3,623万4,000円につきましては、
災害から県民の命を守る3つの要素であります
自助・共助・公助を強化するため、県民一人一
人の防災意識の向上のための啓発や地域防災リ
ーダーとなる防災士の育成を行うとともに、災
害対応を行う県・市町村職員のスキルアップを
図り、災害における被害の軽減と早期復旧を図
るものであります。

次に、6の大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備事業5,205万9,000円につきましては、災害時にタンクローリーから直接給油できる給油設備を救助活動拠点等に整備するとともに、防災救急へリコプターの備蓄燃料庫を整備するものであります。

次に、9の大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業1,875万1,000円は、市町村が行います避難場所や避難経路の整備、避難訓練に要する経費等の支援を行うものであります。

新規事業の10及び11につきましては、委員会 資料で後ほど御説明をいたします。

次に、中ほどの(事項)火山対策費996万1,000

円につきましては、本県、鹿児島県及び霧島山の周辺市町と共同で設置しております霧島山火山防災協議会におきまして警戒避難体制の整備を推進するとともに、硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定・監視するものであります。

その下の(事項)危機管理総合調整推進事業費1,196万6,000円は、夜間や休日等における災害監視業務に要する経費であります。

117ページを御覧ください。

一番下の(事項)災害救助事業費3億7,794 万3,000円であります。これは、災害救助法が適 用されるような大規模な災害の発生に備えまし て計上している経費でございます。食料などの 備蓄物資の購入費や、県や市町村が災害救助に 要する経費、また、本事業の財源であります災 害救助基金を取り崩した場合の積立金を計上し ております。

委員会資料の26ページをお願いいたします。 新規事業、災害対応車両整備事業であります。

事業の目的と背景であります。東日本大震災におきましては、サービスステーションやタンクローリーの被災に加え、道路災害等により輸送が停滞したため、燃料供給が大幅に停滞し、また、その後の北海道地震や熊本地震におきましても、発生直後はガソリンの入手が困難となったことを踏まえ、大規模災害時の初動対応を行う車両の運行を確保するために、ガソリンよりも入手しやすく運搬や保管がしやすい軽油を燃料とするディーゼル車を導入するものであります。

事業の概要でありますが、予算額は5,259 万8,000円、財源は県債及び大規模災害対策基金、 事業期間は令和4年度から5年度であります。

事業の内容でありますが、危機管理局に2台、 土木事務所等に12台、保健所に8台、合計22台 を整備することといたしております。

事業の効果でありますが、大規模災害時における燃料不足のリスクを軽減し、円滑な災害応急対応に備えるとともに、クリーンディーゼル車の導入によりまして温室効果ガスの排出削減も図れるものと考えております。

続きまして、右側の27ページになりますが、 新規事業、防災情報システムのデジタル強靭化 事業についてであります。

事業の目的と背景でありますが、昨年度の防災庁舎の整備に合わせまして、従来の災害対策支援情報システムに加え、災害時に広く関係機関と情報共有するための防災情報共有システムを新たに整備・構築したところであります。

今回、このシステムの強靭化を図るため、2 つのシステムを統合し、通信回線の冗長化を図 るとともに、市町村独自システムとのデータ連 携機能を加えることで、将来に向け、システム の多様化に備えるものであります。

事業の概要でありますが、予算額は2,410万7,000円、財源は、県債、雑入としての市町村 負担金及び大規模災害対策基金で、事業期間は 令和4年度からの3年間であります。

具体的な事業の内容ですが、①としまして、 現状の2つのシステムを防災情報共有システム 一本に統合した上で、市町村の住民発令等の情 報を公共情報コモンズであるLアラートを通じ てマスコミ等に配信する機能につきまして、統 合後のシステムから行えるよう改修いたします。

次に、②として、市町村が今後構築します独 自の防災システムとデータ連携する機能を追加 しまして、将来的に市町村が県と自前のシステ ムに別々にデータを入力するような手間が生じ ないようにいたします。

③につきましては、システム統合のタイミン

グを捉えまして、必要な機能の見直し、改善を 行うものであります。

最後に、事業効果ですが、以上のシステム強 靭化・効率化等によりまして、災害時の情報共 有体制を強化しまして災害対応力の向上を図る ことができると考えております。

○佐藤消防保安課長 歳出予算説明資料119ページをお開きください。

消防保安課の令和4年度当初予算は6億4,411 万3,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

121ページをお開きください。

一番上の(事項)防災行政無線管理費 2 億5,513 万3,000円であります。これは、下の説明欄の 1、 無線設備の維持管理は、防災行政無線の電気料 や設備の修繕等に要する経費、また、2の無線 設備の保守委託は、無線設備や情報処理システ ムなどの保守委託に要する経費、その下の3、 総合情報ネットワーク設備更新事業は、防災行 政無線に係る設備の更新等に関する経費、一番 下の5、災害時情報通信体制強化事業は、気象 台との通信回線の整備等に関する経費でありま す。

次の(事項)航空消防防災推進事業費2億3,759 万8,000円は、防災救急へリコプター「あおぞら」 の管理・運航に関する経費であります。

2の防災救急へリコプター機体更新調査事業 につきましては、委員会資料で後ほど御説明い たします。

次に、1つ下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,465万円は、大規模災害に対応するための消防・防災資機材を整備する市町村に対して支援を行うことにより、消防力の強化を図るものであります。

122ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費1,950万8,000円 であります。

説明欄、救急振興財団に対する出捐等は、救 急救命士を養成する目的で都道府県が共同出資 して設立した救急振興財団への負担金でありま す。

その下、3のみやざき消防団活動基盤確保事業は、県の消防操法大会や消防大会の開催等を行うことにより、団員の技能向上や士気高揚を図るための経費、また、次の4、みやざき消防団加入・定着促進事業は、団員確保に係る課題の把握や加入活動の改善のための意見交換会を開催するほか、消防団活動を紹介する広報紙や加入促進のチラシを作成するなど、消防団員の確保に向けた取組を行う経費であります。

次の(事項)予防指導費1,718万8,000円は、 消防設備士に対する再講習や危険物取扱者に対 する免状交付及び講習等に要する経費でありま す。

次の(事項)消防学校費6,505万2,000円は、 消防職員、消防団員等を対象に教育訓練を行う ための経費であります。

123ページを御覧ください。

一番上の(事項) 火薬類取締費40万6,000円、 次の(事項) 高圧ガス保安対策費207万3,000円、 その下の(事項) 電気保安対策費1,250万5,000 円は、火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許 認可や保安指導等に要する経費であります。

電気保安対策費の4、電気工事士免状交付管理システム構築事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

新規事業、防災救急へリコプター機体更新調 査事業であります。

本県防災救急ヘリコプター「あおぞら」は、

導入後17年を経過していることから、後継機の 選定に向けた検討を行うものであります。

事業の概要は、予算額129万5,000円、財源は 大規模災害対策基金、事業期間は令和4年度で あります。

事業の内容は、検討委員会において防災へリの救急・救助活動や林野火災における空中消火 活動等に求められる能力を検討の上、後継機の 仕様を決定することであります。

事業の効果としましては、国が定めた安全運航に関する基準を満たし、防災救急活動に求められる能力を備えた機体の仕様を定めることで、防災へリの円滑な機体の更新に資するとともに、より能力の高い活動が展開できると考えております。

続きまして、委員会資料29ページを御覧くだ さい。

新規事業、電気工事士免状交付管理システム 構築事業であります。

消防保安課では、電気工事士法に基づき、電 気工事士の免状を交付する事務を取り扱ってお ります。

今回の事業では、インターネットを通じて申 請ができる電子申請に対応したシステムにする とともに、免状交付までの一連の事務をシステ ム化するものであります。

2の事業の概要といたしましては、予算額1,031万2,000円、財源は臨時交付金の活用と 一般財源、事業期間は令和4年度であります。

事業内容でありますが、一連の事務をシステム化することにより、県庁ホームページの電子申請システムから申請を受け付け、入力されたデータを活用し、帳票の出力や交付台帳の管理ができる機能を備えるとともに、現在の紙製の免状を電気工事士法施行規則の改正に対応した

プラスチック製の免状が発行できるシステムとして構築するものであります。

事業の効果といたしましては、本事業により、 申請者の利便性の向上及び行政サービスの向上 とともに、窓口対応を減らすことで新型コロナ ウイルス感染症の拡大防止の効果が期待される こと、また、業務の省力化と法改正に対応した 免状の発行が可能になることが挙げられます。

続きまして、32ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例」について御説明します。

1の改正理由でありますが、今回の改正は、 国が地方公共団体の手数料の標準に関する政令 を一部改正することに伴い、手数料額の改定を 行うものであります。

2の改正の内容であります。

33ページの一覧を御覧ください。

電気工事士免状書換え手数料は、免状のプラスチックカード化に伴う機材費等の増加に伴うもの、その下の製造保安責任者又は販売主任者試験手数料、一番下の液化石油ガス設備士試験手数料は、感染症対策として受験者の間隔確保のために試験会場が増加していることやそれに伴う人件費の増、また、消毒液などの物件費の増加に伴うものであります。

下から3段目の液化石油ガス販売事業者保安確保機器等認定申請手数料、その下の液化石油ガス貯蔵施設等変更許可申請手数料は、積算基礎となる人件費単価が減少し、現行単価と積算上の単価との乖離があったため、引き下げることとしたものです。

施行期日は、いずれも令和4年4月1日であります。

次に、別冊資料の決算特別委員会の指摘要望 事項に係る対応状況について御説明いたします。 資料2ページをお開きください。

個別的指導要望事項として要望のあった消防 団員の確保について、今後想定される大規模災 害や高齢化の進行に備え、5年先、10年先を見 据えて市町村等との連携を図りながら対策を講 じることとの要望に対する対応状況について御 報告いたします。

消防団員は、地域防災力の要として重要な役割を担っておりますが、全国同様、本県においても減少傾向にあり、その確保が大きな課題となっております。

消防庁は、この傾向に歯止めをかけるため、 市町村における消防団員確保について、女性、 若者、消防職団員OB等、多様な人材の活用を 推進しているところです。

県といたしましても、市町村の取組を支援するため、今年度の消防団正副団長会議に併せて、消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを招聘し、消防団が抱える様々な課題や全国の先進的な取組についての知識習得のための講演会を開催したところであります。

また、将来の地域防災を担う若者や女性が消防団に加入する上での課題を把握し、その内容を市町村にフィードバックすることで、若者や女性が消防団活動に興味・関心を示すような魅力ある消防団づくりに役立てていただくため、消防団の若手団員や女性団員による意見交換会を開催するとともに、消防団の魅力発信や加入促進を図るため、若者や女性をターゲットとした消防団員募集チラシを作成し、県内全ての高校生に配布したところであります。

市町村におきましても、大規模災害時に活動する大規模災害団員や平常時に消防防災の啓発活動を行う女性消防団員のほか、役割や活動時間を限定した機能別消防団員制度を導入するな

どの取組を行っているところでありますが、今後とも市町村と十分に連携しながら、地域防災力の要である消防団員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村委員長 各課長の説明が終わりました。議案についての質疑はありませんか。

〇田口委員 今、説明をいただきました消防保安課に伺います。令和4年度の予算が6億4,411万3,000円、令和3年度の当初予算が11億2,710万1,000円で、令和3年度に比べると令和4年度は半分ぐらいに減っているんですが、令和4年度が特に少ないのか、令和3年度は大型事業が何かあったのかを教えてください。

○佐藤消防保安課長 令和4年度と大きく違います点は、令和3年度は消防防災へリコプターの2,500時間点検という大きな点検がありまして、これに対する費用が非常に大きくなっていたところで、防災へリの2,500時間点検の費用といたしまして3億7,927万3,000円、それから、点検期間中のヘリのリース代として7,700万円余を計上していたところであります。この辺が大きな差となっているところであります。

**〇田口委員** 今、点検は2,500時間と言われたんですか。

○佐藤消防保安課長 令和3年度は2,500時間点検を2回行っています。いろいろな点検がありまして、25時間ごと、50時間ごと、100時間ごととかいう点検があるんですが、その中の大きな点検として2,500時間ごとにする点検がありまして、令和3年度は2回行ったところであります。

**〇田口委員** 防災ヘリの点検で3億7,000万かかると。3億7,000万円もかけてるのに新しいヘリの予定が上がってきているんです。これはもともと1機幾らしたんですか。

〇佐藤消防保安課長 現行機種は、導入時の価

格は契約金額といたしまして9億1,812万円となっておりますが、現行で調達しようといたしますと、現在、いろんなメーカーともお話ししているんですけれども、2倍から3倍になっているところであります。

その理由といたしましては、いろんな性能が 向上していると。車なんかも性能が向上したこ とで定価が上がっている面もありますけれども、 もう一つといたしましては、全国で事故が起き た関係で消防庁が令和元年度に防災へリの運航 基準をつくりまして、備えるべき安全装置の基 準を定めましたので、それを備えなければなら ないということも理由の一つになっております。

**〇田口委員** 防災ヘリのところで「導入後17年 を経過し」と書いてありますが、耐用年数は20 年ぐらいと見ておけばいいんですか。

○佐藤消防保安課長 航空業界の方に聞くと、 耐用年数という考え方は直接はないということ なんですけれども、全国的に見ますと、やはり20 年から25年ぐらいで防災へリを更新されている ようであります。

**〇田口委員** 本会議場での質問でも、ドクターカーの出動回数はよく聞かれるんですが、防災 へりはほとんどそういう質問をしているのを聞いたことがないものですから、実績がどれぐらいあるのか教えてください。

○佐藤消防保安課長 ここ数年は100回以上出動 しておりまして、令和3年の暦年、1月1日か ら12月31日までで言いますと126件になります。 令和2年では107件、令和元年は174件出動して おります。

**〇田口委員** ドクターヘリの出動要請が重なっていたときには、防災ヘリが緊急的に対応するとよく聞きますけれども、その回数は分かりますか。

○佐藤消防保安課長 委員が御指摘のとおり、 ドクターへリに出動要請があっても別件対応中 の場合、または、搭載能力で防災へリのほうが 防災能力は多いですので、例えば医師を同乗さ せなければならないとか、機材を一緒に載せな ければならない場合には防災へリが行くんです けれども、申し訳ありません、その数は現在持 ち合わせておりません。

○田口委員 耐用年数は大体20年から25年という話でした。あんまりこれは表に出せないらしいんですけれども、今度、古くなったカーフェリーは売却する予定のようですが、もし更新した場合の古いへりはこの後どうされるんですか。 ○佐藤消防保安課長 現行へりのその後につきましても、今度、検討委員会等で検討してまいりたいと考えているところではあります。

ただ、参考といたしまして、他県におきましては、それまで使っていたヘリを売却した経緯がありまして、先ほど代替ヘリというお話がありましたけれども、本年度、宮崎県の防災ヘリが点検中にリースで借りた機体は、鹿児島県が以前使っていた機体を別の運航会社が買い取った物で、消防防災ヘリの装備がついておりますので、それをリースしたという経緯があります。

**〇田口委員** 分かりました。防災ヘリの話は終わって、災害対応車両の整備のところですが、これは22台用意されるようですけれども、どれぐらいのサイズのタンクローリーになるんでしょうか。大型車なんですか。

○日高危機管理局長兼危機管理課長 おおむね 5 人乗りから 7 人乗りの車両で、バンタイプというか、ワゴンタイプの車とSUVタイプの車両を各所属の必要に応じて整備する予定にしております。

〇田口委員 これはガソリンを運んでいったり

はしないんですか。

○日高危機管理局長兼危機管理課長 一応、災 害時にガソリンスタンド等が使えないことを前 提にしておりまして、軽油等を各事務所等に保 管しておいて緊急時に使うということを想定し ておりまして、特にガソリンがどうのこうのと いうことではないということでございます。

○田口委員 ちょっと私は勘違いしていました。 東日本大震災では燃料不足が非常にありました ので、それで何か県のほうでタンクローリーみ たいなのを用意して現地に持っていくのかと 思ったら、そうじゃないんですね。そうなると、 車をどこに保管しておくんだろうという、いつ タンクローリーのタンクの中に燃料を入れるん だろうと思ったけれども、違うんですね。

ちなみに、その22台の配置はどのようになる 予定なんですか。

〇日高危機管理局長兼危機管理課長 危機管理 局に2台置くように考えておりまして、残りが 県土整備部土木事務所とか本課の管理課に12台、 保健所に8台と考えております。

**〇田口委員** ちょっと勘違いしていましたので、 もう質問は終わります。

〇日高危機管理局長兼危機管理課長 先ほど委員がおっしゃったガソリンをローリーで運ぶ事業は別の事業としてやっておりまして、今年度も宮崎市と日南市に整備する予定ですが、ローリーをつけて、そこに給油機を置いておいて、そういう緊急時には救急通行車両に給油するという事業は別にやっております。

〇田口委員 分かりました。

○星原委員 先ほど消防団員の確保ということで説明いただいたんですが、この中で、団員不足ということで、知識習得のための講演会を開催したということなんですが、参加者がどれぐ

らいいたのかというのと、消防団の若手団員や 女性団員による意見交換会を開催したというこ となんですが、これはどれぐらいの人たちが参 加したんですか。

〇佐藤消防保安課長 消防団等充実強化アドバイザーを活用した事業につきましては、令和3年11月27日に日向市で県北地区のブロック会議を行っており、消防団長、副団長、それから市町村担当者の80名が受講しております。。

若手の意見交換につきましては、日向市で10名、また、10月22日に県中ブロックで行いました消防学校での開催で10名となっております。

○星原委員 今、参加人員を聞いたんですけれども、要するに、5年先、10年先を狙ってということになると、多分、高校生から20代の人たちに声をかけたと思うんですけれども、そういう人たちが講習を受けたり、あるいは、意見交換会の中で、将来に向けて自分たちが消防団員に参画していく気持ちの声があったものですか。それとも、ただ研修会を受けただけの感じなんですか。そのときの参加者の声は、将来団員として地元の中で活動していくと。

というのは、近い将来、南海トラフ地震があると叫ばれている中なので、いつ来るか分かりませんが、そういう防災意識を持った若い人たちが結構いてくれないと、中山間地域は高齢化が進んで超高齢化社会と言われていますから、そういう面からもやはり若い人たちに理解を求め、また、団員として活動する。あるいは、そうするためにはどういうことを彼らが考えているのか。懸念しているのか。何かそういうところあたりまで意見交換の中で出たものですか。

○佐藤消防保安課長 私は消防団等充実強化ア ドバイザーのお話を伺って、正副団長と一緒に お話を聞いたんですけれども、若手意見交換に つきましては、消防協会といいまして、消防団 でつくられた協会があるんですけれども、こち らに事業を委託して開催しております。

最終的な結果報告はまだ全部来ていないんですけれども、そこで聞き取った話でいきますと、将来のビジョンの話はまだ聞いていないんですけれども、いろいろ意見が出た中では、従来、消防団入団の問題となっていた飲み会が多いとか、それから操法大会とか、そういう部分についての意見がありました。中には、非常に人間関係が広くなったことはよかったという意見が出たと聞いております。

消防操法大会の練習が今まで過剰だったということにつきましては、消防庁が今回、消防操法大会のやり方を見直しまして、科目の中で確認すべき部分の削除とか、そういうのをやっているところでありますので、そういう部分についても今後、国の動向と消防協会などと連携しながら改善を図っていきたいと考えているところです。

○星原委員 これから地域の防災意識を持った若い人たちがとなると、やはり職場があると思うんです。だから、企業の応援というか、協力なんかも求めていかないとなかなか厳しいのかなと思いますし、いろんな災害が起きたときに、今度は自分が二次災害に遭うとか、そういう危険度を想定して入りにくい部分もあるかもしれません。ましてや女性となると、災害が起きたときに、こういうことに中心になって動いてもらうとか、いろんなことがあると思うんです。

そういうことを想定した中で、過去の3.11とか、熊本地震とかの場合にはどういう課題が出たか。こういう問題があって、こういうことだと。そういうことも意見交換の中で詳しく説明したり、研修会や勉強会で話をしていく中で、

加入しやすい、あるいは加入するためにはどう していくかということ辺りを把握しないと、な かなか難しいのかなと思います。

今後はそういう検討もやっていきながら、近い将来、大規模の地震災害等が起きそうな予測があるわけですから、そういうのに備えていくべきじゃないかなと思いますので、いろんな角度から検討して若い力を借りられるような方向を提案というか、皆さん方からも入ってもらうためにはいろんなことを情報提供したり、待遇面についてもある程度は考えていってやらないといけないのかなと思いますので、いろいろ検討してください。

○佐藤消防保安課長 御指摘いただきましたとおり、いろんな新しい力を入れる必要があると考えております。毎年、消防団加入に向けてのチラシをつくっているんですけれども、今年は女性・若者をターゲットにした内容にして全高校に配ったところであります。

委員から御指摘のありました企業に対する働きかけというのも、退団理由の中で、仕事との両立が難しいというお話も伺っております。消防協会にお願いし、地区建設協会とか治山山林協会とかに協力依頼をしていただいたんですけれども、反応が非常によかったと伺っております。

そういう活動、それから、女性につきましては、去年、今年、コロナで中止になってしまったんですけれども、女性消防団員の活性化大会がありまして、県内の女性消防団員同士が意見交換できるような場もつくっておりますので、今後ともその活動を生かしながら消防団募集に努めていきたいと考えております。

**○星原委員** 消防団と直接どうだか分かりませ んが、昔は青年団が地域の中で結構頑張ってい たんですが、そういう中でも消防団の位置づけ は意識もかなり高かったんです。そして、当時 はどちらかというと女性は少ないんですが、こ れから女性が入ってきたりすると結婚にもつな がっていくかもしれませんし、そういう面もひっ くるめて男女同じような形で団員が増えるよう な方向性、あるいは、消防団に入ってほかの部 分で何か違うスポーツでとか、いろんな交流サ ークルとか、団員同士のそういう交流の場を計 画することで、そういう面から入団する人たち も出てくるかもしれませんので、角度を変えた 形で団員を増やしていくという知恵も出しても らえればと思います。

○図師委員 私もまだ現役で消防団員をやっているんですが、都農町とか木城町が始めたんですが、スポーツ少年団の子供たちに操法大会の見学に来てもらうのもあるんですが、お正月の後にある出初め式の小隊訓練をデモンストレーションでしてもらうんです。その小学校のスポーツ少年団のバレー部の女子とかがしてくれたり、野球なりサッカーの男の子がしてくれたりするんですけれども、それが続いているんです。そうしたら、そのときにした子たちが今度は消防団に入ってきてくれるんです。だから、動機づけというか、小学校とか中学校、早いうちから消防団活動がこの地域には根差しているんですよという取組は非常に有効だなと。

実際、私が住んでいる地域は、もう自分の子供を消防団に入れない限り、絶対数がいないというか、若者がいないので、ほかの地域から引っ張ってくることも難しく、だからいかにその地域に住む子供たちを早くから消防団になじませるかということが非常に大切なのかなと思います。一度ぜひ、都農町の出初め式とか、そういうところを見に来られて、それをほかの消防団

にも広げられるといいのかなと思います。

あと一つは、消防団部同士の合併を本格的に どこかが旗を振らないと、うちの部はもう8人 しかいないです。8人で消火活動はとてもでき ないし、もちろんほかの部が応援に駆けつけて はくれるんですが、初期活動はもう全然手が足 りないし、その間にどんどん火が広がってしま うということもあります。それから、どこか部 の合併のモデル地域でも指定して、とりあえず 1つの部の団員の数を確保していくところを進 められたらいいと思います。

うちの部は8人のうち、地元に住んでいるのは3人しかいないです。ほかの部員は高鍋町に住んでいたり、木城は木城でも地区じゃない町場に住んでいたりして、いわゆる地元、実家がもともとそこにあったから地元の部に入ってはくれるんですが、いざ火事が発生し、初期消火に行くぞとなったときに動けるのは3人しかいないんです。なので、活動としては非常に制限されるので、今後は合併も一つの選択肢になってくるのかなと思います。

○佐藤消防保安課長 いろいろ貴重な御意見を ありがとうございます。そのような意見を参考 に消防団募集、それから、今後の施策に生かし ていきたいと考えております。

**〇西村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○西村委員長 ないようでしたら、次に、その 他報告事項に関する説明を求めます。
- 〇川畑市町村課長 常任委員会資料の41ページ をお開きください。

議案第30号「宮崎県における事務処理の特例 に関する条例の一部を改正する条例」について 御報告いたします。

本議案につきましては、厚生常任委員会及び

環境農林水産常任委員会に付託されておりまし て御審議いただいておりますので、ここでは全 体の概要について御報告させていただきます。

まず、1の改正の理由であります。

- (1)にありますとおり、知事の権限に属する事務について、取扱いを希望する市町村に移譲することを目的に、地方自治法に基づきまして本条例を定めております。
- (2)にありますとおり、今回、2つの事務 について取扱いを希望する市や村に権限を委譲 するため、関係規定の改正を行うものでありま す。

2の改正の概要であります。新たに条例に規 定する事務を御説明いたします。

一つ目は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に基づきます地域連携薬局等の申請の受理等に関する事務について、宮崎市に権限を移譲するものであります。

2つ目は、農地法に基づく農地等の転用許可 に関する事務について、西米良村に権限を移譲 するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

最後に、3の参考といたしまして、(1)にありますとおり、現在条例に規定する移譲事務数は1,200でありますが、今回の改正で新たに5事務が条例に規定されるため、改正後の移譲事務数は1,205となります。

○西村委員長 その他報告事項についての質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

## 午後2時22分休憩

午後2時23分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしま したので、これから総括質疑を行います。

総務部全般につきましての質疑はございませ んか。

○渡邉行政改革推進室長 先ほど中野委員から 御質問のありました課と室の数につきまして、10 年前からの数字を整理いたしましたので、ここ でお答えさせていただきます。

10年前の平成23年度は課が60、室が12、平成24年度は課が60、室が13、平成25年度は課が63、 室が14でございます。

また、あわせまして、先ほどの私の発言で、 平成28年度と平成29年度の課の数を誤って申し 上げておりましたので、訂正させていただきま す。平成28年度は課の数が64で、課内室が17、 平成29年度は課の数が65で、課内室が17でござ います。大変申し訳ございませんでした。

**〇井上委員** 日頃から大変気になっていること があるので、この際ですので一度教えていただ きたいと思っています。

マイナンバー制度については、振興の方向性を県も持っているわけですよね。マイナンバー制度そのものは、デジタル化の推進には大変有効なものだと言われているわけですけれども、県ではこの進捗状況を大体把握されているんでしょうか。

〇川畑市町村課長 マイナンバーの状況につきましては、総合政策部の情報政策課で市町村の状況も含めまして一元的に処置をしておりますので、私どもは今手元で状況については把握しておりません。

- ○井上委員 私は納税とかの関係もあるのかな と思うんですけれども、今のところリンクされ ているものは全くないと考えていいんですか。
- ○満留税務課長 県で課税する上において、マイナンバーを利用した課税は行っておりませんが、自動車税とか大量に発送する納税は、納税義務者がたくさんおりますので、その納税義務者が同じ人かどうかを判断するために、マイナンバーの情報を持っているものについては活用させていただいているところでございます。
- **〇井上委員** それはもう大分リンクされている と考えていいんですか。
- ○満留税務課長 納税義務者の6割から7割ぐ らいのマイナンバーを把握しており、同一人の 判定に活用しているところでございます。
- ○井上委員 税収入の関係のところだと特にそうなんですけれども、マイナンバーについては個人情報保護法との関係は問題ないと考えていいですか。
- ○満留税務課長 マイナンバーを扱う書類等に ついては、別途施錠した金庫等に保管するよう にしておりますし、一応、税のネットワーク等 は、いわゆる県庁LANとも独立した回線を使っ ておりまして、セキュリティーには万全を期す ようにしているところでございます。
- ○井上委員 今、問合せが大変多いのは、健康 保険証とセットになっているものですから、そ の個人情報がマイナンバーにリンクしていった ら、全部のリンクの情報が出るんじゃないかと いって非常に心配される方が多くて、私にはそ のことについての問合せが非常に多いというこ とで今日もお聞きしているわけです。

薬剤との関係はまだあまりリンクされていないので、それともう一つは、どこの医療機関にかかったかということがあまりリンクしていな

いので、今のところ、マイナンバーを広げるのは問題はないのかなと思いつつ、税のところとかがどうなっているのかというのも私に問合せが非常に多いのでちょっとお聞きしたところでしたけれども、まだリンクされていないとお答えしていいぐらいの内容だと思っていいですか。

〇満留税務課長 本来、マイナンバーで全体の税を管理するべきものであろうと思いますが、現段階でマイナンバーを基準にした税のリンクづけというところは、本県ではやっていないところでございます。

現在のところ、税としては先ほどお話のありました医療機関とか、そういうほかの情報とのリンクは行っていないところでございます。

- ○井上委員 あともう一つ、よくこれも聞かれるんですけれども、PayPayによる納税は、 宮崎県は全然考えていないということでいいですか。
- ○満留税務課長 PayPayについては、令和2年度から納税手段の一つとして導入しているところでございます。
- O井上委員 PayPayが使えるということ については、広報されているんですか。
- ○満留税務課長 広報については、一番利用する機会の多いであろう自動車税種別割ということになりますが、その納税通知書等に必ず御案内のチラシを入れて送付しているところでございます。
- ○井上委員 ありがとうございました。市町村 課長にお尋ねしたいんですけれども、市町村の 地方分権の関係で、これも9,000万円以上の予算 が立ててあるんですけれども、これは市町村権 限移譲推進事業となっているわけですけれども、予測できる市町村に移譲すると考えられるもの は、予算立てがしてあるところを見るとどのく

らいあるんですか。

〇川畑市町村課長 今度予算措置してございますのは、先ほど御説明したように、既に条例で規定された事務に基づいて積算をしております。そういう意味で、平成12年から地方分権法に基づいてこの権限を進めておりまして、一定程度、権限移譲自体は進んだのかなと思っております。

ただ、委員御指摘のように、まだやっている 市町村、やっていない市町村があったりとか、 あとは他県と比べて権限移譲が可能なものもご ざいますので、庁内の各課とも調整いたしまし て、そういった移譲ができないかということは 常に市町村に御提示したり議論をして、移譲が 進むような取組は進めている状況でございます。 〇井上委員 事務の簡素化を含めてそうなんで すけれども、いろんな意味で市町村への権限の 移譲がどういう考え方でというのはちょっと変 なんですけれども、それが予算立てどおりに遂 行されていくような状況をちゃんとつくれるも のかどうか。そこはいかがなんですか。

○川畑市町村課長 予算立て自体は既に協議が整って、どこどこ市町村にこの事務をという整ったものを合意を得て、かつ、この交付金自体は前年度の実績に応じて精算いたしますので、予算という部分では、今年度あるであろうと、例えば、令和4年度であれば令和3年度の実績等を踏まえまして令和4年度にあるであろうという、確実に今移譲されているものについて予算立てをしているということでございます。

**〇井上委員** 最後ですが、宮崎市との関係はど うなっているんですか。

〇川畑市町村課長 おっしゃるとおり、宮崎市 は中核市でありますし、そもそも保健所も設置 されておりますので、そういった保健分野を中 心に多くの事務が移譲されております。そうい う部分では、マンパワーであるとか、いろんな 面で受け入れる余地がありますので、住民サー ビスなり、あとはワンストップ化とか、そういっ た部分でメリットが大きいので、宮崎市とはしっ かりと連携を取りながら、可能なものについて は移譲を進めていきたいと考えております。

○井上委員 業務の認知度というか、各職員の 方のスキルという意味でもあるんですけれども、 認知度は、これはもう平たんでなければいけな いと私は思っているんです。ですから、地方分 権という、以前は非常にここが注目されてきた 内容なんですけれども、ここはきちんとして各 市町村のスキルを上げていくということはやっ ていただかないと、宮崎県が持っている政策の 具現化が全体に広がっていかない可能性が非常 に高くて、ぜひここは、市町村課だけを責める わけではないんですけれども、各市町村のスキ ルが上がっていくような状況をつくり上げてい ただくといいかなと思います。

財政的に無駄なお金は使わなくていいわけで、 それとか、例えば県は先ほども出たように人を 割きたい部分があるわけだから、そこに人的な 配置が十分できていける状況をどうつくり上げ ていくのかはとても大事なのではないかなと。 本来、総務部がやるべき内容がここに集約され ていると言ってもいいぐらいではないのかなと 思うところもあるので、ぜひ丁寧な対策をやっ ていただき、いい結果が出るようにしていただ くといいかなと思っています。

○川畑市町村課長 御指摘のとおり、移譲して、 住民から見て未習熟のためにサービスが落ちる とか、そういうことがあってはいけませんので、 移譲するに当たってはしっかりと事務の引継ぎ であるとか、あとは研修であったりとか、情報 共有も含めて連携を取ってサービス水準が落ち ないというか、むしろ向上するような形で丁寧 に進める必要があると思っておりますので、そ ういった取組を引き続きやっていきたいと思っ ております。

一方で、委員が御指摘のとおり、県から見たときに、窓口業務と言うとあれですけれども、そういった現場の仕事が市町村に行って住民サービスの向上につながると。一方で、県にできた余裕と言うとあれですけれども、そういったところはしっかりと政策立案であったりとか、広域的な観点でどういったことをやっていくかというようなことの対策をしっかりと講じる必要があると思いますので、そういう観点からも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどのマイナンバーのお尋ねで情報政策課がと申し上げましたが、手元に情報政策課からいただきました交付の状況の数字がございましたので御説明申し上げます。

令和3年度の10月1日現在でございますけれ ども、人口に対する交付枚数ということで全国 では38.4%となっております。本県につきまし ては49.8%ということで把握してございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようでしたら、その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 特にないようですので、最後に、 総務部におかれましては、吉村部長をはじめ、 たくさんの方が本年度退職されると聞いており ます。最後になりますが、吉村部長、また、棧 次長、また、小田危機管理統括監より、一言ず つお言葉をいただければと思いますので、よろ しくお願いいたします。 ○吉村総務部長 部長として務めさせていただきまして、この2年間、コロナが全面にあったのが思い出深いというか、その戦いだったなと思います。経験したことのないことに対して対応していくということで、最前線である福祉保健部をはじめ、その応援に回っていくほかの部局も併せまして、度重なる補正予算もお認めいただきましたし、それに対して応援部隊という形でも体制のバックアップをしていったところでございます。県議会の皆様、そして、総務政策常任委員会の委員の皆様方には、御理解と御協力をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

まだまだコロナとの戦いは続いていきますし、 また、アフターコロナという形で県の施策を推 進していかなければなりませんので、引き続き よろしくお願いしたいと思います。本当にお世 話になりました。ありがとうございました。

**〇小田危機管理統括監** こういう発言の機会を 賜りまして、誠にありがとうございます。

私は昭和60年に入庁いたしました。以来、福祉総務部門が長かったんですけれども、昨年4月に初めて危機管理部門に配置されました。着任早々から防衛関係、それから風水害、津波等の自然災害、それから最近ではカヤク・ジャパンの爆発事故等、本当に危機事案が絶え間なく発生する中で、常に緊張感を強いられるところではありました。ただ、そういった重要な部門に最後の年に従事できたこと、これからの数日間でどうなるか分かりませんが、現段階ではもう本当に幸せに感じているところであります。

委員の皆様には、御報告した際にはその都度 貴重な御意見、それから、本日もそうでしたけ れども、消防団に関する御意見をいただきまし た。本当に温かく見守っていただいたことを改 めて感謝申し上げます。

先ほど星原委員から話がありましたけれども、 最近、南海トラフ地震の向こう40年以内の発生 確率が90%程度に引き上げられました。今年4 月に入庁する新規職員は恐らく退職までに経験 することになるのではないかと思っております。 改めて危機管理部門の重要性が今後高まってく るだろうと思っておりますので、ぜひともまた 公私に御理解、御指導を賜ればと思っておりま す。いろいろとどうもありがとうございました。

○棧総務部次長(総務・市町村担当) 私は昭和62年に入庁しまして、ちょうど35年間奉職させていただきました。その間、振り返ると、県税を中心に総務部に19年間在籍しておりまして、この委員会にも何度となく出席させていただきました。

一番思い出深い仕事としては、今の市町村課におりましたときに合併に少し携わらせていただいたことがやっぱり一番思い出に残っております。あとは県税でいろんなことをさせていただいて、自分なりに納得のいく仕事ができたのではないかと思っております。この間、委員の皆様方をはじめ、たくさんの方々にいろんなことを教えていただいたり、御支援いただいたりしました。よい35年間だったと思っております。

多分、今後も別の職場でまた働くことになる と思いますので、今後とも引き続き御指導、御 鞭撻賜ればと思っております。本当にありがと うございました。

○西村委員長 ありがとうございました。本来なら懇親会の席でゆっくり語りたかったところですが、御存じのとおり、まん延防止等重点措置明けの赤圏域が続いておりますので、残念でありますけれども、この場で最後の言葉をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして総務部を終了い たします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時45分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 何もないようでしたら、明日は 午前10時から総合政策部の審査を行うこととい たします。

本日は以上で終了いたします。

午後2時45分散会

令和4年3月9日(水曜	日)			みやざき文化振興課長	河	野	龍	彦
午前9時57分再開				国民文化祭・障害者 芸 術 文 化 祭 課 長	坂	元	修	_
				人権同和対策課長	後	藤	英	_
出席委員(8人)				情報政策課長	戸	髙	広	信
委員 長	西村		賢	国民スポーツ大会	井	上	大	輔
副委員長	安 田	厚	生	準備課長				
委員	星原		透	会計管理局				
委員	中野	_	則	会計管理者兼				
委員	外 山		衛	会計管理局長	横	Щ	幸	子
委員	田口	雄	$\vec{=}$	会計管理局次長	齌	藤		謙
委員	井 上	紀	弋子	会 計 課 長	藤	井	博	文
委員	図 師	博	規	物品管理調達課長	小	田	三禾	口子
欠席委員(なし)								
委員外議員(なし)				人事委員会事務局				
				事 務 局 長	福	嶋	清	美
説明のため出席した者				総務課長	三	井	芳	朗
総合政策部				職員課長	湯	地	正	仁
総合政策部長	松浦	直	康					
政 策 調 整 監	渡 辺	善	敬	監査事務局				
総合政策部次長	内 野	浩-	一朗	事務局長	阪	本	典	弘
(政策推進担当)		•••	.,,	監査第一課長	齊	藤	郁	宏
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活・文化祭担当)	矢 野	慶	子	監査第二課長	田	代	暢	明
総合政策課長	大 東		収	* ^ + 76 12				
広域連携推進室長	高 妻	克	明	議会事務局	VIII.	_	<b>-</b>	ь
秘書広報課長	平山	文	春	事務局長	酒	包ェ	重	久っ
広報戦略室長	佐々木	史	郎	事務局次長	日	髙	民	子
統計調査課長	小園	浩	孝	総務課長	濱	﨑	俊	_
総合交通課長	髙 橋	智	彦	議事課長	児	玉	洋	<u> </u>
中山間·地域政策課長	川端	輝	治	政 策 調 査 課 長	鬼	Ш	真	治
産業政策課長	甲斐	慎-	一郎					
生活・協働・ 男女参画課長	山崎	博	信	事務局職員出席者 議事課 主査	増	本	雄	_

川越直海

交通·地域安全対策監

聡

議事課主事 山本

## **〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

**〇松浦総合政策部長** 総合政策部でございま す。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御審議をいただきます議案等 の概要につきまして御説明させていただきま す。

お手元の常任委員会資料の表紙の裏を御覧く ださい。目次がございます。

まず、I、予算議案であります。

令和4年度総合政策部当初予算案につきまして、議案第1号が一般会計、それから議案第2号が開発事業特別資金特別会計であります。

右の1ページを御覧ください。

各課ごとの当初予算の状況を表にまとめてお ります。

上の表の一般会計の計の欄を御覧ください。 総合政策部全体といたしましては、当初予 算226億6,044万8,000円をお願いしております。

右から2番目の欄でございますけれども、これは対前年度で言いますと、41億3,017万4,000円の増、率にいたしまして122.3%となっております。

その下の表、開発事業特別資金特別会計であります。当初予算額は2,804万2,000円であります。対前年度で700万6,000円の増、率にしまして133.3%であります。これは基金活用事業の費用の増によりまして一般会計の繰り出しが増額となるものであります。

2ページを御覧ください。

今回、債務負担行為を併せてお願いしており ます。県有スポーツ施設整備事業といたしまし て、体育館のサブアリーナの備品等の整備についての債務負担行為をお願いしております。

次の3ページから5ページにかけましては、 来年度の重点施策の柱立てに沿いまして、総合 政策部の事業を整理したものでございます。

まず、3ページは、1つ目の柱でありますコロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出であります。

4ページの下のほうでありますが、2つ目といたしまして、人口減少対策の取組強化であります。

5ページが3つ目の柱であります安全・安心で魅力ある地域づくりであります。

主な事業につきましては、後ほど各課長から 御説明をいたします。

表紙の裏の目次にお戻りいただけますでしょうか。Ⅱ、特別議案であります。2件お願いしております。

議案第25号が「宮崎県バスネットワーク最適 化支援基金条例」であります。議案第36号が「み やざき男女共同参画プランの変更について」で あります。

Ⅲ、その他報告事項が2件ございます。

令和4年度総合政策部組織改正案、それから 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定につい ての2件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から 御説明をいたします。御審議のほど、よろしく お願いいたします。

〇西村委員長 概要説明が終わりました。

それでは、引き続き3班に分けて議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様方の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点 ・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算に おける指摘要望事項に係る対応状況についても 説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、 統計調査課、総合交通課の審査を行いますので、 順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は4課の説明が全て終了し た後にお願いいたします。

○大東総合政策課長 お手元の令和4年度歳出 予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の令和4年度の当初予算は、左から2列目にありますとおり、総額で7億9,356万1,000円でございます。

内訳は、一般会計が7億6,551万9,000円、その下の開発事業特別資金特別会計が2,804 万2,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)連絡調整費1,513 万2,000円は、説明欄にありますとおり、部の 連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研 究などに要する経費でございます。

次に、(事項)総合企画調整費1,603万円は、 全国知事会、九州地方知事会への負担金や国へ の提案要望活動などに要する経費であります。

続きまして、14ページをお開きください。

一番上の(事項) 県外事務所費8,213万1,000 円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の 運営や事務所の維持管理等に要する経費でござ います。

次に、中ほどの(事項)県計画総合推進費1,874 万1,000円は、県総合計画の推進及び政策課題 に関する調査・検討などに要する経費であり、 主なものとしましては、説明欄2にあります総 合計画等推進費885万3,000円、これは政策評価 や県総合計画審議会の開催、アクションプラン の重点施策を推進するために要する経費でござ います。

その下の(事項)エネルギー対策推進費555 万9,000円でございます。主なものは、説明欄 2の水素エネルギー利活用促進モデル事業516 万6,000円で、県内市町村や関係団体、大学、 関係するエネルギー関係の団体、企業等と連携 いたしまして、水素の利活用を進め、普及啓発 を図るものでございます。

次に、15ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計についてでございます。

中ほどの(事項)積立金828万6,000円につきましては、九州電力の株式配当金のうち運営費や繰出金に充当した後の残額につきまして、開発事業特別資金に積み立てるものであります。

その下の(事項)繰出金1,949万9,000円につきましては、先ほど御説明いたしました当課所管の水素エネルギー利活用促進モデル事業のほか、農政水産部及び環境森林部所管の2事業を実施するために一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘いただ きました事項について御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項 に係る対応状況の3ページをお開きください。

個別的指摘要望事項といたしまして、ポストコロナ時代における本県のあり方調査について、調査結果を今後の施策にしっかり反映させるとともに、関係部局と連携を図りながら、ポ

ストコロナ時代を見据えた効果的な施策を展開 していくこととの御指摘をいただいておりま す。

本調査では、コロナ禍における本県を取り巻く環境の変化や課題等のほか、デジタル化や地方回帰、脱炭素社会など、ポストコロナにおける施策構築に当たって着目すべき視点を整理したところであります。

本年度におきましては、この調査結果を踏まえまして、デジタル化や地方回帰に対応した取組を進めておりまして、来年度も引き続き総合政策部が中心となって、関係部局と連携しながら、デジタル化への対応、ゼロカーボン社会づくりなど、ポストコロナを見据えた成長活力の創出に取り組むこととしております。

また現在、次期総合計画の作業を進めておりますけれども、これに当たりましても、本調査結果をしっかりと反映させまして、長期的視点からの施策展開に生かしてまいりたいと考えております。

○平山秘書広報課長 歳出予算説明資料の17ページをお開きください。

秘書広報課の令和4年度当初予算は、左から 2列目にありますとおり、5億1,268万1,000円 となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして 御説明いたします。

19ページをお開きください。

中ほどの(事項) 秘書業務費3,733万3,000円 であります。これは、知事、副知事の活動経費 や秘書・栄典業務に要する経費であります。

次に、(事項) 広報活動費 2 億3,323万2,000 円であります。

まず、説明欄の1、印刷広報事業5,147万6,000

円は、県の広報誌である県広報みやざきを年6 回作成し、市町村の自治会などを通じて県民の 皆様に配布するものであります。

2の新聞広報事業6,893万2,000円は、新聞の 紙面を使用して、毎月2回の県政けいじばんや 随時の広告を掲載し、広く県民の皆様に県政に 関する情報提供を行うものであります。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,366万1,000円は、テレビ2局とラジオ2局で県政番組を制作、放送するものであります。

4の県ホームページ情報発信事業873万9,000 円及び5の県ホームページ魅力発信・充実強化 事業934万円は、県のホームページ運用に係る ヘルプデスクの設置やシステムの保守・管理を 行い、利用者にとって分かりやすく使いやすい ものとなるよう工夫しながら、適時・的確に効 果的な情報発信を行うものであります。

なお、県ホームページにつきましては、3月3日にリニューアルを行ったところであり、危機事象をはじめ、本県の魅力などの県政情報を利用者にとってより分かりやすくするため、ホームページのデザインや情報の分類方法を一新いたしました。

また、スマートフォンなどによるアクセス件数が増加していることを踏まえまして、小さな画面でも県政情報を見やすくするなど、モバイル端末への対応も行ったところであります。

次に、6の広報活動事業657万3,000円は、取材や番組ロケなどの各種広報活動等に要する経費であります。

8の新規事業、オンライン映像配信強化事業667万7,000円は、知事会見等のオンラインでの情報発信を円滑に行うため、通信環境や機材等の整備を行うとともに、映像に字幕を付与す

ることで、聴覚障がい者の方にもより情報が伝 わりやすいように環境を整備するものでありま す。

9の戦略的広報強化推進事業746万6,000円 は、後ほど委員会資料で御説明いたします。

20ページを御覧ください。

次に、上から3段目の(事項)県政相談費1,566 万9,000円であります。これは、県庁本館1階 の県民室のほか、各総合庁舎など県内に10か所 設置しております県政相談室の運営のための経 費であります。

続きまして、常任委員会資料の6ページをお 開きください。

戦略的広報強化推進事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景でありますが、 新型コロナの感染防止対策として、県民等への 情報提供が重要となっている一方で、近年の情 報伝達手段の多様化等により、情報を届けるこ とが難しくなってきております。

今後の感染防止対策や経済対策の効果をより 高めるためには、戦略的な広報の実現が必要で ありますので、専門知識等を有する外部人材を 活用し、さらなる情報発信の強化を図るもので あります。

2の事業の概要でありますが、予算額は746 万6,000円、財源は国の地方創生臨時交付金で、 事業期間は令和4年度の単年度、実施主体は県 であります。

(5) の事業内容と3の事業の効果につきま しては、下の図で御説明いたします。

まず、取り巻く環境の変化にありますように、 新型コロナ・災害など危機事象の続発や情報伝 達手段の多様化などにより、情報を届けること の重要性や難易度は高まっている状況にありま す。

このため、中段左側ですが、今年度の単年度 事業である戦略的広報強化事業におきまして、 県広報の取組について外部人材から実践的な助 言を受ける広報コンサルティングや職員研修に よる人材育成、広報マニュアルの作成を行い、 戦略的な広報の強化に取り組んでいるところで あります。

県民等に適時・的確にしっかりと情報を届けるためには、この取組を継続し、さらに戦略的広報を強化する必要がありますことから、中段右側ですが、令和4年度は戦略的広報強化推進事業としまして、専門的知識を有する外部人材の広報コンサルティングに特化し、引き続き取り組むものであります。

なお、職員研修につきましては、今年度作成 する広報マニュアルを活用しながら、既定予算 において実施することとしております。

これらの取組によりまして、情報が県民等に しっかりと届く、正しく伝わる戦略的な広報を 展開し、情報発信力の強化につなげ、一番下の 枠組みですが、感染防止対策や経済対策といっ た新型コロナ関連の事業効果を高めてまいりた いと考えております。

○小園統計調査課長 歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の令和4年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、2億7,893万9,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして 御説明いたします。

23ページをお開きください。

中ほどの(目)委託統計費につきましては、

消費経済統計調査費など、事項が7つございますが、これらは全て国からの委託事業となっております。

このうち、主な事業について御説明いたします。

24ページをお開きください。

まず、下から2番目の(事項)就業構造基本調査費4,272万4,000円であります。この調査費は、本年10月1日現在を調査日として実施する就業構造基本調査に要する経費であります。この調査は、5年ごとに行われる周期調査で、ふだんの就業状態や就業者の雇用形態、就業希望の状況など、就業構造の実態を把握することを目的に実施するものであり、その結果は、職業能力開発計画や男女共同参画プラン策定等の基礎資料として幅広く活用されています。

次に、1つ下の(事項)住宅・土地統計調査費737万5,000円であります。この調査費は、令和5年度に実施を予定している住宅・土地統計調査に向けまして調査単位区を設定するなど、円滑な調査を実施するための準備に要する経費であります。この調査も5年ごとに実施しており、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態について調査し、その結果は、住生活関連の諸施策や土地利用計画の基礎資料として活用されています。

○**髙橋総合交通課長** お手元の令和4年度歳出 予算説明資料の27ページをお願いいたします。

総合交通課の令和4年度の当初予算額につきましては、左から2列目にございますように、総額で28億3,459万4,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説 明いたします。

29ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、(事項) 広域 交通ネットワーク推進費4,558万7,000円であり ます。

このうち、説明欄4、広域物流網利用促進事業1,245万3,000円は、トラック輸送などから海上・鉄道輸送への転換を促進し、本県の広域的な海上・鉄道物流網の利用促進・維持を図るものでございます。

また、説明欄 5、長距離フェリー下り荷確保 支援事業2,100万円は、長距離フェリー航路を 長期的かつ安定的に維持するため、特に課題と なっております下り荷確保の取組に対し支援す るものであります。

説明欄6の新規事業、船旅の新たな魅力開発 ・発信支援事業につきましては、後ほど常任委 員会資料で御説明をいたします。

次に、その下でございますが、(事項)地域 交通ネットワーク推進費20億9,970万2,000円で あります。このうち、説明欄1の(1)バス路 線運行維持対策事業2億2,465万円は、国及び 県により、地域住民の生活に必要な地域間幹線 バス路線の維持を図るため、運行費等の補助を 行うものであります。

その下の(2)広域的移動手段確保支援事業 1億324万円は、市町村が主体となって運行す る廃止代替バス路線のうち、複数市町村間を結 ぶ広域的な路線の運行費につきまして補助を行 い、地域間を結ぶ広域的な移動手段を確保する ものであります。

30ページをお開きください。

(3)の新規事業、宮崎県バスネットワーク 最適化支援基金積立金及び、その下の(4)宮 崎県バスネットワーク最適化支援事業につきま しては、後ほど常任委員会資料で御説明いたし ます。

その下の説明欄の2、離島航路運航維持対策 事業1,008万8,000円は、県本土と島浦を結ぶ唯 一の交通手段である離島航路を維持するため、 国や地元自治体と連携いたしまして、航路事業 者に対し、補助を行うというものであります。

3のみやざきの地域鉄道利用促進強化事業1,145万4,000円は、県内鉄道網の維持・存続を図るため、吉都線及び日南線における団体利用運賃助成や観光列車を利用した利用促進の取組を支援するものであります。

その下の4、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業2,790万円は、地域間の幹線的・広域的バス路線の維持と併せまして、コミュニティーバスの運行情報の見える化支援、オンデマンド交通システムの導入支援等といった地域内での移動手段の確保対策を総合的に進めることで、安心して暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの再構築等を促進するというものであります。

その下の説明欄 5、公共交通事業者等特別利子補給事業4,080万7,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通事業者等が極めて厳しい経営環境にあることから、事業継続のための金融機関からの資金借入れに対しまして利子補給を実施し、公共交通事業者等の資金繰りを支援するというものであります。

次に、(事項) 航空交通ネットワーク推進費 4億1,624万円であります。

まず、説明欄1の「みやざきの空」航空ネットワーク維持・活性化事業7,616万円5,000円は、本県にとって欠くことのできない交通基盤である国内、国際の航空路線、それぞれにつきまして関係機関と連携した利用促進や航空会社

への要望活動など、路線の維持・充実に係る取 組を行うというものであります。

その下の説明欄2の改善事業、公共交通・物流需要回復プロジェクト事業3億3,815万円につきましては、コロナの影響で落ち込んでいる公共交通・物流の需要回復を図るため、事業者と連携いたしまして、利用促進に取り組むものであります。

最後に、(事項)運輸事業振興費1億8,571 万1,000円であります。これは、県トラック協 会及び県バス協会が行う交通安全対策、利用者 の利便性を図るための事業、環境保全に関する 事業等を支援するものであります。

続きまして、主な事業について御説明いたします。

資料が替わりまして、お手元の常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

まず、事業を御説明する前に、関連します事項、地域間幹線バス路線の見直しの考え方について御説明させていただきます。

1、これまでの主な経緯でございます。

昨年度末、3月に既存バス事業者より、知事 宛てに3点の要望があったところでございま す。

1点目が持続可能な路線網についての方針を示すこと、2点目が地域間幹線バス路線の国・県による協調補助後も残る事業者負担分につきまして行政で全額補塡すること、そして3点目が新型コロナ収束後においても、持続的に全額補塡することの3点が要望としてございました。

こういった要望等を受けまして、令和3年度 に入り、昨年6月の県議会でも御審議いただい たところでございますが、県民の移動手段を確 保するという観点から、緊急的な運行支援を県 及び関係市町村で連携して実証したところであ ります。

また、地域ごとに路線見直しのためのバス路 線対策会議を昨年7月に立ち上げまして、県や 関係市町村、バス事業者等による協議等を2月 末時点で約70回重ねてきたところであります。

こういった協議等の中で、特に関係者に繰り返し伝えてきた観点につきましては、2の県の考え方というところでまとめさせていただいております。

ここにございますとおり、まず重要なところにつきましては、県民の重要な移動手段であるバス路線をしっかりと確保すること、そしてこれを持続可能なものとしていくこと、これが非常に重要であるというところでございます。

持続可能な路線網を構築するためには、事業 者自らの経費削減・利用促進は当然でございま すけれども、新たな事業者による運行など、あ らゆる可能性、手段を検討し尽くしていくこと が必要であるというところでございます。

こういったような考え方を基にいたしまして、県のリーダーシップの下、次の3で示させていただいております方針に基づきまして、県・関係市町村・バス事業者等において短期集中で取り組むこととしております。

3の県の方針の(1)といたしまして、まずは抜本的な見直しによりまして、今後5年間の 短期集中で持続可能なバス路線網の構築に取り 組んでまいります。

(2)の部分と関係してまいりますけれども、 当然、例えば車両の小型化ですとか、運行のデ マンド化、乗合タクシーの導入など、利便性を 確保しながら、効率をいかに高めていくか、こ れを短期集中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2) といたしまして、既に行政による赤字の全額補塡がなければ運行の維持が困難となってございます既存バス事業者が運行する地域間幹線バス路線につきまして、次の①または②を検討してまいりたいと考えております。

まず①は、ある程度需要が大きい路線につきましては、国の補助要件を充足する地域間幹線バス路線として維持しながら、国・県による従来からの補助のみを受けて他事業者による運行に転換できないかというもの、②は、今後国の補助要件を満たさなくなるなど民間路線としての維持が困難となる路線につきまして、車両の小型化・運行のデマンド化等の効率化を図った広域的コミュニティーバス路線として、市町村による運行に転換できないかという大きな2つの方向性でございます。

こういった①または②への転換につきましては、先ほど(1)で5年間と申し上げておりますけれども、5年間の見直し期間内に実施したいと考えております。

最後に、(3)といたしまして、県としては ①または②への転換に必要な支援を検討すると いうものでございますけれども、これに関連す る予算につきまして引き続き御説明させていた だきます。

8ページをお願いいたします。

新規事業、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金積立金でございます。

まず、事業の目的・背景でございますが、人口減少による利用者減、新型コロナ感染拡大に伴う人流の抑制によりまして、既存バス事業者による運行が困難となっております地域間幹線

バス路線及び車両小型化等による効率的運行を 図る広域的バス路線について、持続可能な地域 交通ネットワークの確立に必要な転換コストを 支援し、県民の移動手段の維持・確保を図るた めに必要な財源を積み立てるものであります。

2の基金の概要でございます。

- (1)基金総額につきましては13億3万9,000 円、財源は一般財源でございまして、事業期間 は令和4年度から8年度までの5年間としてご ざいます。
- (4)基金活用事業でございますが、大きく4つございます。

まず、①でございます。

地域間幹線バス路線転換支援は、既存バス事業者が運行する地域間幹線バス路線につきまして、先ほど7ページで御説明いたしました県の方針に基づきまして、新たな運行形態に転換する際に必要な費用に対して支援するものであります。

②広域的コミュニティーバス路線転換支援は、市町村が運行する広域的バス路線、これは民間のバス事業者がもともと運行していた地域間幹線バス路線につきまして、国の補助要件を満たさなくなったことなどによりまして、いわゆる廃止となりまして、市町村が運行を引き継いだ廃止代替路線でございますけれども、この路線につきまして、需要や地域の実情に応じて、車両小型化等を軸とした広域的コミュニティーバス路線に転換する際に必要な費用に対して支援するものであります。

この②につきましては、今年度はほかの事業 の中で措置しておりましたけれども、路線を最 適な形に転換するという点で、①と趣旨を同じ くするところでございますので、来年度から本 基金の枠組みの中で一体的に措置することとしたものであります。

③地域間幹線バス路線運行維持支援は、①の 支援と連動するものでございますけれども、既 存バス事業者による運行継続が困難となってい る地域間幹線バス路線で、新たな運行形態へ転 換するまでの間、運行維持に必要な費用に対し て支援するものであります。

最後に、④宮崎県地域公共交通計画策定でございますが、県内の持続可能な地域交通ネットワークの姿を示す地域公共交通計画につきまして、策定のための法定協議会を設置するとともに、当該計画を策定するものであります。

次に、9ページをお願いいたします。

新規事業、宮崎県バスネットワーク最適化支援事業でございます。これは、さきに説明した 宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を活用 した事業であります。

2の事業の概要でございます。

予算額は3億8,121万7,000円、財源は国の地方創生臨時交付金及び宮崎県バスネットワーク最適化支援基金でございまして、事業期間は令和4年度から8年度までであります。

- (5)事業内容につきましては、さきに説明をいたしました4つの事業を行うこととしてございまして、特に①から③の事業につきましては、市町村や事業者等と協議が調った路線から順次実施しようとするものであります。
- 3、事業効果としましては、新規事業者による効率的な路線維持、広域的コミュニティーバス等の地域の実情に応じた新たな運行形態への転換を促すことで、持続可能な地域交通ネットワークの実現が図られるものと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。 新規事業、船旅の新たな魅力開発・発信支援 事業でございます。

まず、事業の目的・背景でございますが、新船長距離フェリー航路につきましては、4月15日に1隻目、また今年の10月には2隻目の新船が就航する予定となってございますけれども、新船効果を最大限高め、航路を長期にわたって安定的に維持していくために、日常から離れ、ゆったりとした時間を味わえる船旅の魅力を高めるコンテンツを開発するとともに、効果的に情報発信する取組に対し支援することで、より多くの旅客の確保につなげるものであります。

2の事業の概要であります。

予算額は586万4,000円、財源は一般財源でございまして、事業期間は令和4年度から5年度までであります。

- (5)の事業内容でございますが、運航会社が船旅の新たな魅力として、例えば船上でのヨガやコンサート、グルメフェア、こういった船上コンテンツを開発し、SNSなどで情報発信する取組に対して支援するものであります。
- 3、事業効果としましては、船旅ならではの魅力を高め、効果的に情報発信することで、フェリーが単なる移動手段としてだけではなく、旅の目的の一つとしても選ばれ、より多くの旅客確保につなげられるものと考えております。

常任委員会資料の22ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました宮崎県バスネット ワーク最適化支援基金に関連する条例について 御説明させていただきます。

議案書の111ページに条例本文を載せており ますが、同じ条文を22ページに載せております ので、こちらで説明させていただければと考え ております。

この基金の設置目的につきましては、先ほど 予算議案で御説明させていただいたとおりでご ざいますけれども、地域間幹線バス路線や広域 的バス路線について、需要実態に即した運行形 態への転換を支援する事業を令和8年度まで県 として支援を行うことから、一般財源を基金と して積み立てるというものでございます。

令和8年度まで支援を行いまして、その後、 精算を行いますことから、この条例の一番下の 附則でございますが、令和10年3月31日まで効 力を有する条例としてお願いしているところで あります。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。
- ○星原委員 総合交通課にお聞きしたいんですが、今後のこの地域間幹線バスの路線の見直し方針を7ページで御説明いただいたんですが、今のこの地域間を結ぶバス路線はこういう方向にいかないと維持できないと捉えていいんですかね。
- ○髙橋総合交通課長 この見直しの方針でございますが、基本的には、先ほど既存バス事業者から、事業者負担分を行政で全額補塡してほしいといったような要望があったと御説明させていただきました。それを踏まえまして、昨年6月議会では、運行支援につきまして、緊急的に県と市町村で行ったところであります。

ただ、一方で、今後県民の移動手段を確保することは非常に重要であり、それだけではなくて持続性をより高めていくことを考えた場合、県としてはいつまでも漫然と赤字補塡するというわけにはいかないのかなという認識でありま

す。

ですので、県の見直しの方針の中では、当然、 既存バス事業者だけではなくて、例えばほかの 事業者で、より利便性を確保しながら効率的な 運行ができる事業者がいるのであれば、当然そ ういった事業者の運行をしっかり考えるべきで すし、そういったところをしっかり5年間、腰 を据えて検討して、取り組んでいこうという思 いであります。

**○星原委員** 私は、宮崎県のこのバス路線の場合は、バス会社として大きな路線バスをやっているところは1者だったので、逆に言えば競争力がない中でのこれまでの流れだったんじゃないかなと。

時代背景を厳しく読みながら、人口減少も進む、過疎化も進む。我々宮崎県の場合は、どちらかというと、バスを利用する人たちは高齢者か学生で、通常の人たちの通勤は自家用車で動かないといけないような状況になってきているわけですよね。そういう時代が来ることを予測して、どういう運行形態とか、あるいは運賃だとか、あるいは行政に対してお願いすることだとか、その辺がもう少し早い時期、10年、20年ぐらい前から、ある程度そういう時代背景を読みながら、この支援なり、利用する人たちのその部分をやっていくべきだったんじゃないかなと。

ただ、ここに来て、7ページの中で全額補塡という形が出てくると、果たしてそれでうまくいくのかどうかということですよね。だから、今回新たなバス事業者あたりも大きい企業になると、人件費の割合がかなり高くなってくると思うんですよね。

だから、通常地域にいろんなバス運行業者が

あるわけですが、そういう方たちも一緒になって考えていくという方向を示されたことは、私は本当に評価するし、またそうならないと、先が読めるんならいいんですが、幾ら支援しても多分厳しいだろうと思うんですよね。ですから、今回取るように競争意識をこういう形で5年の間に考えていくということでありますから、それは絶対必要だと評価したいと思っています。

そういう中で、今回、8ページとか9ページ にバス関係のいろんな支援の中で予算組みされ ているんですが、こうやって分けていくと、県、 市町村をひっくるめた全体で予算がどれぐらい つぎ込まれているのかなと思ったんですが、ト ータルでどれぐらいの予算が使われているのか 集計してあるんですか。

○高橋総合交通課長 正確な額までは集計できていないところではあるんですけれども、これまでは運行維持の緊急支援に加えまして、当然、県、また市町村でも利用促進事業がございますので、どうしても非常に大きな額になってきているのかなと推測している状況ですが、額までは申し訳ございません。

○外山委員 もう一点、関連ですけれども、この5か年の計画は、大きな、物すごい変革であって大変重要であると思います。近い将来の宮崎県内の交通体系の基礎をつくる大事な5年間の取組ですから、事業者と連携しながら、くれぐれも慎重にしっかり取り組んでもらいたいと思います。

関連して、29ページの中段の長距離フェリー下り荷確保支援事業がありますけれども、例えば県が営業活動をするわけではないので、どのようなことに取り組む支援なんでしょうか。

○髙橋総合交通課長 こちらの長距離フェリー

下り荷確保支援事業は、今年度から事業として存在してございますけれども、具体的には下り荷確保の観点から、これまでは運賃の割引、例えば新規で利用いただいた事業者ですとか、また往復利用――上りだけじゃなくて、しっかり下り荷も使っていただける事業者に対する運賃の割引支援を行ってきたところであります。

また、それに加えまして、ドライバーのインセンティブ対策といたしまして、例えば満足度を高めるために食事券を配布したりとか、また随時SNSの公式アカウントを開設いたしまして、そこに登録いただいたトラックドライバーに対してお得情報といったものを流したりとか、そういったことをしてきたところであります。

当然これ以外にも、下り荷確保の観点からは、例えばトライアル輸送——実際に1回乗ってみていただく。これまでは北九州から宮崎県に陸送で降りてきていた事業者に一度船を利用していただきまして、実際それが定期輸送化につなげられるかどうかとか、そういったような実証運航も今年度実際やってきておりまして、そういったものも踏まえながら、当然この事業の枠外も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○外山委員 その下になりますけれども、地域 生活交通等公共輸送サービスの確保に要する経 費は、今年度まではあくまでも事業者への補塡、 この地域交通ネットワーク推進費の補助金とい うことでの理解でよろしいですかね。

○髙橋総合交通課長 いろんな事業が混ぜこぜ になっておりますけれども、例えば歳出予算説 明資料の29ページの一番下でございますが、説 明欄1の(1)バス路線運行維持対策事業であ りますと、おっしゃるとおり、赤字補塡という ような内容であります。

そのほか、例えば30ページの上の説明欄4でございますが、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業につきましては、例えばMaaSの導入ですとか、運航情報の見える化といたしまして、しっかりとグーグルで検索できるようにするための支援だとか、そういったような地域内交通の効率化を図る取組を支援する前向きなものも含まれております。

〇外山委員 あと同じく、この歳出予算説明資料の30ページの下段の公共交通事業者等特別利子補給事業が4,000万円ほど組んであります。これはどういう事業者が対象なんですかね。

○髙橋総合交通課長 基本的にこれまでも\*利 子補給制度につきましては、国でも持っており ますし、そういった対象にならないところにつ いて、県で上乗せの支援といった形でさせてい ただいている状況でございます。

特に、この利子補給事業の対象といたしましては、正直、明確な定義はありませんで、公共交通事業者という道路運送法による乗合旅客事業者ですとか、また航空旅客ターミナル施設設置者ですとか、そういったような幅広く、どの事業者でも基本的に要件に当てはまる事業者であれば使えるような形になります。

○外山委員 では、要件を確認して申請すれば 対象になり得るということですね。

**○髙橋総合交通課長** 御認識のとおりだと考えております。

○外山委員 もう一点いいですかね。今、事業者が金融機関からお金を借りていますよね。国と県でもって、これも当然3年間の利子補給の

※67ページに訂正発言あり

対象になりますけれども、これまた別のどの部分の利子を補給するんですか。ダブルで補給、 補償するわけないものね。

○髙橋総合交通課長 この利子補給事業の対象 は、国の融資制度の対象とならない、例えば中 堅企業ですとか、あくまで国のほかの制度では 賄えないところについて、この利子補給で対応 しております。

**〇外山委員** はい、分かりました。

○星原委員 もう一点だけ皆さんに言っておきたいんですけれども、こうやっていろんな民間企業の支援のやり方があって、バスでもそうなんですが、この10ページの船旅の新たな魅力開発・発信支援事業のような予算を組みますよね。先に行政がこういう形で組んだほうがいいのか、民間でやってきているけれども、これ以上の行使とか、いろんなことができない部分を応援していくとか、本当に困った場合にそういう形に予算を組んでいくとか、応援するとかしていかないと、何となく全ての県内の一般の民間の事業者に対して応援はしていないわけなんですよね。

だから、公共性があるものとか、これは絶対 行政が手を出さないと、なかなか信用がされない、厳しいという分野のものについては、いろんな形で、先に協議して、事業を立ち上げてもいいと思うんですが、最初からそういう形でするのか、民間でいろんな計画を立ててやっているけれども、なかなか厳しいという状況の中で、どういう事業、予算にしたらいいかとか、行政ができるのはどういうものにやるべきなのかとか、そういうこともやっていかないと、逆に行政側でこういう支援します、ではこういう事業に取り組んでいこう、安易にそういう形に組む ことがいいのかどうかというのを今後考えていかないと、限られた財政の中で、どうしても厳しい事業の人たちは、厳しければ厳しいほど、自分の身を削って努力しているところもいっぱいあると思うんですよ。

そういうことを想定しながら、どういう支援 が本当に効果的なのかということを念頭に置い て、こういう事業費予算を組むときには考えて ほしいなと思うんですが、部長どうですか。

○松浦総合政策部長 まさしく御指摘のとおりだと思っております。財源として限られているわけでありますし、公的にどういったものを支援していくのかということは、やはり慎重に判断をしていく必要があると思っております。

特に、バス事業の関係で申し上げますと、今、コロナで、経営そのものが非常に厳しい状況にあるということは事実でありますので、臨時的にある程度の支援は必要なのかなというところはあるわけですけれども、これがコロナが終わった後にどうなるのかということもしっかり考えていかなきゃいけないということがありますので、事業者に対しても、当然効率化なり、経費の節減なり、あるいは利用促進なりということを求めていかなければなりませんし、求めてきたつもりであります。相当厳しいやり取りもしたつもりであります。

そういうもろもろの状況を勘案しながら、民間企業としてどう先々成り立っていけるのかということは、それぞれの事業者に考えていただかなければならないということは当然のこととして、我々としても、これまでやってきたつもりでもありますし、少しそこがはてなマークがつくところがあったのかも分かりませんけれども、現時点においては、そこはしっかりと踏ま

えた形で進めていきたいと思っております。

○星原委員 ぜひ、そういういろんなバスでも、フェリーでもそうなんですが、あるいはほかにもあるかもしれませんが、県と市町村、民間の事業者、そういうところでどうやって宮崎力を発揮していくか、宮崎が生き残っていくために、あるいは企業が生き残っていくためにどうしたらいいのかということを本当に民間の会社がやるべきこと、行政がやるべきこと、その辺をちゃんとすみ分けをしてやっていかないと、こういう事業、あるいはこういう予算を組んでほしいというだけで、ではどういう効果があるのか。

県民の税金とか、そういった形でやるわけですから、県民から評価されるためにはどうなんだと、我々ができる範囲はここまで、その代わり皆さん方は皆さん方で、この努力はしないと無理ですよとか、その辺がはっきり言えるような形で、今後、いろんな事業を立ち上げていくときには、その効果がどうやって出るか、あるいは何年間でそういう目標のところまでいけるのかいけないのか。

多分、一般の企業で生き残っていけるかどうか、苦しいところで、あるいは廃業するかとか、いろんな悩んで長年やってきていても、そういうことでやめざるを得なかったりとか、いろんなこともあるんじゃないかなと思うんです。

これは時代の変化もある、あるいはそういう時代の進展の中で、先ほども言ったように、人口減少の中では今後のことを、5年先、10年先を見通したときにどうなるのか、そういうことまで考えてやっているんじゃないかなと思うんですよね。ですから、こういう支援事業においても、その辺のところの目標が3年なら3年の間に、どこまでやっていくにはそれだけの努力

をしてもらわないといけないということも、応援する以上はそういう形の確約をしてもなかなかそのとおりになるかどうか分かりませんけれども、そういうことをそれぞれの戒めとして持ってもらって、事業費を組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○中野委員 似たような質問をいたしますが、 この宮崎県バスネットワーク最適化支援基金積 立金ですが、苦渋の選択で、こうせざるを得な かったんだろうなと思って、結論的には仕方が ないなと容認したいと思うんですが、ただ、こ の基金積立金の中の基金活用事業の不明な点を 教えていただきたいと思います。

既存バス業者が新たな運行形態に転換する際に必要な費用を補助する、市町村が運行する車両の小型化を軸とした場合には購入費用を補助する、既存バス業者が運行継続が困難で新たな運行形態への転換するまでの間支援すると、こうずっと読んでくれば、既存の業者は、この事業には新たに参入できないと理解できるんですか、そうなんですかね。

○髙橋総合交通課長 まず、①地域間幹線バス 路線転換支援につきましては、下のほうに県内 バスネットワーク最適化に向けたロードマップ でイメージ図を示させていただいておりますけ れども、これまで既存バス事業者からは、基本 的に赤字が出る場合については路線の維持がで きない。なので、国、県補助に加えまして、追 加の補助を求めている状況でございます。

こういったような状況を漫然と、ずっと赤字 補塡するわけにはまいりませんので、ここで言 う新たな運行形態に転換するケースといたしま しては、先ほども県の方針で申しました新たな 事業者による運行に転換するとか、また広域的 コミュニティーバス路線に転換するとか、そういったところを基本的に想定してございまして、現時点の状況で申しますと、既存バス事業者に対する補助というわけではございません。

ただ、一方で、③につきましては、当然、新たな運行形態に転換するまでは、1年ですぐにできればいいんですけれども、恐らく2年、3年、4年ほどかかるだろうと。その間につきましては、既存バス事業者に引き続き運行いただく必要がございますので、その際の運行維持支援を既存バス事業者に対して出すというところが③となります。

○中野委員 ③から言えば、いわゆる転換する間だから、その後は上の①、②みたいに新たな運行形態に変わっていくということですか。

○髙橋総合交通課長 おっしゃるとおりでございまして、今後、例えば新規事業者による運行に転換する場合については、その条件といたしまして、現状、国、県による補助制度があるんですけれども、それだけで運行できること、そういったようなところを条件として付すことを現在考えておりまして、残りはしっかりと効率化を図って、持続可能な形の運行をしていただくというところを考えております。

**〇中野委員** それから、②は市町村が運行する バス路線ということだから、既存の市町村が運 行しているものも小型化すれば支援していくと いうことですよね。

○髙橋総合交通課長 ②の冒頭に出てまいります広域的バス路線がどういったものかを御説明させていただきますと、これはもともと民間事業者が地域間幹線バス路線といたしまして、市町村間をまたぐような路線を引いていたんですけれども、国の補助要件が外れてしまったこと

などによりまして廃止になってしまったものを 市町村が民間事業者から引き継いだ、いわゆる 廃止代替バス路線であります。

ただ、この広域的バス路線の課題といたしましては、民間事業者が運行している際には、定時定路線で、かつ大型バス車両で運行していたんですけれども、実際の需要を見てみますと、例えば1便当たり4人未満しか乗っていないようなところが散見されるにもかかわらず、大型バス車両を走らせているという現状がございますので、そういったような現状をできる限り効率化するために車両のダウンサイジングを行った広域的コミュニティーバス路線という新しい概念をつくっておりまして、あくまでも車両のダウンサイジングまたは運行のデマンド化に転換を促すという形でございます。

○中野委員 あなたたちの説明をずっと聞いていれば、長い文書を読んでいるようで、端的に答弁してもらうと分かりやすいんだけれども、5ページの文書ばっかりを読むような感じであまり理解ができないのですが、端的にどうだと答えてほしいです。

私が言いたいのは、要は既存のバス会社が本 当はプロですから、小型化を促せば補助すると いうことですが、小型化しないと運用ができな い路線バスを抱えていたところが、それをしな かったということは問題だったし、その時点で 小型化するから何かいい制度はないかとか要請 すべきことだっただろうと思うんですよね。

そういうことを考えながら、この5年間試行 錯誤があるんだと思うんですが、13億円の基金 を積んで、そしてそれを5年間で回して、実際 支援していく、運営していくわけですが、果た してこの状況が本当に解決するのかなという危 惧というか、成功してもらわないといけないの ですが心配するんですよね。

それで、こういうのは全くの宮崎県独自の制度なんですか、それとも他県で何かモデルになるところがあったのかをお聞きします。

○髙橋総合交通課長 車両の小型化という観点 につきましては、例えば国の支援制度の中でも、 これまで存在していた状況でございます。

これを県で特に課題として、多くの路線で定 時定路線かつ需要が少ないのに大型の車両で運 行している非効率な実態がございましたので、 車両のダウンサイジングをしっかりと促してい くための予算として措置させていただいたよう な状況でございます。

実際の導入事例としましては、例えば延岡市で祝子川線において道の狭いところを大型車両が走っていたところを小型車両で走らせて、一部デマンド運行化した事例が2月から実際始まっておりまして、そういったモデルケースをいろんな地域に示しながら、より導入を……

- ○中野委員 ただ、他県にこういう例があった のと聞いているのだから、あればあった、それ だけでいいんですよ。宮崎県が独自にやった試 行錯誤の末、こういう事業をつくったんだとい うのであれば、ただ、その一言でいいんです。
- ○髙橋総合交通課長 失礼いたしました。私が 把握している範囲内では、国の制度の中ではあ りますが、他県では承知していない状況でござ います。
- ○松浦総合政策部長 今回の基金をつくって、 幹線バス系統の維持というか、新しい形を考え ていこうというものについては、他県の事例を 持ってきたわけではありません。僕らでどう やっていったらいいのか、いろんな状況、条件

を勘案しながら、ひねり出してきたものであります。

○中野委員 不退転の決意が見えました。大変 だと思うけれども、何とか我々地域に住んでい る者としては、路線バスが何らかの形で残る方 向で取り組んでほしいなと要望しておきます。 ○図師委員 私もバスの件で、今、課長がおっ しゃられたように、いつまでも赤字補塡をだら だらとすることは賛成できません。今回のこの 基金と支援事業が果たしてどれぐらい効果を出 すものか期待をしてはおりますが、ただ、言え ることは、バス利用者が今後著しく増えること は100%なく、逆に言うと減っていくしか、こ の人口減少と高齢化ということで悲観的になら ざるを得ないところもありますし、高齢者の運 転免許の返納が進んだにしても、ではバスにす ぐ乗り換えようかということもそんなに多い数 ではないと思うんですね。

聞きたいのが、この基金の活用事業の中とか、 支援事業の中にもある一部デマンド運行の内容 一これ川南町がやっている事業内容を1回視 察にも行ったことがあるんですが、私の理解で は、このデマンド運行は路線ありきではなくニ ーズありきで、事前に登録してもらった方が必 要なときに連絡を入れて、そこまで送迎という か、ある一定のところまで迎えにきてもらえる という運行内容だと理解していますが、その理 解でよろしいですか。

- ○髙橋総合交通課長 委員おっしゃるとおりで ございまして、いろんな形態はあるんですけれ ども、あくまでも利用者が例えば事前に電話予 約するだとか、ネット予約するだとか、そういっ た予約等に応じて運行するものであります。
- ○図師委員 私の住む地区にもコミュニティー

バスに来てもらっているんですが、毎回すかすかで、先ほど出ましたが、乗っているのはお年寄りか子供か傷病者、障がい者の方々で、乗っている人は毎回同じで、子供たちは小学校、中学校ぐらいまでしか乗らないので、いなくなったら減っていく。高齢者も利用が伸びることは、まずあまり考えられない。

なので、市町村が運行するコミュニティーバスも、今後黒字転換とかやり方を変えたからといって経営内容ががらっと変わることも、まず私はあり得ないと思うんです。

言いたいのは、今、市町村が運行しているコミュニティーバスの利用者数とか、もしくは利用者数の推移とか、どういう方々が利用していて、3年後、5年後には、その方々がどのくらいに移行していくとか。もっと言うと、高齢者の免許返納者が市町村別で何人ぐらいいらいとか、しゃって今後どういう推移をしていくかとか、そういう推計値を基に市町村が運行するコミュニティーバスの支援とか、さっきから言うように、結局コミュニティーバスをいつまでも支援していても抜本的な経営改善にはならないので。

もっと言うと、先ほど言ったデマンド化を100 %進めていくとか、後で中山間地でも出てくる んですが、その地域に住む方々で車を運転され ている方が地域の方を搬送するときに予算をつ けるとか、バスは地域の交通弱者のために必要 なんですが、バスありきという概念をもうなく していく時代じゃないのかなと思うんです。

長くなりましたが、最初に言った市町村のコミュニティーバスの利用者の推計とか、高齢者、 免許返納者の推計とかは取られていますか。

○髙橋総合交通課長 \*委員がおっしゃるよう

な詳細な情報までは、県としてつぶさに把握で きている状況ではないと考えております。

また、一方で、今回県の事業といたしまして、 例えば持続可能な地域交通ネットワーク構築事業の中では、国の制度の中で地域公共交通計画 策定が一昨年から努力義務化されておりますけれども、そういった策定調査に対する支援を 行っております。

当然、計画策定する際には、おっしゃったようにコミュニティーバス路線の利用者がどれぐらいいて、沿線の人口動態は今後どうなっていくのかといったものをしっかり検討するための費用を県として補助させていただいた状況でございますので、そういったものをうまく使いながら、正直、各地域の実情を見ながら模索検討せざるを得ないところがございますので、県として支援しながら、市町村における検討を促進してまいりたいと考えております。

**〇図師委員** この基金の活用事業の中にそうい う調査項目がないなと思ったんですよ。

課長が言われるように、ただ市町村がやるコミュニティーバスの赤字補塡をしていたら駄目だと思うんですよね。なので、しっかりしたそういう調査等、推計値を出して、今後どういう利用状況になるのかを踏まえた上でコミュニティーバスの存続がいいのか、私は思い切ってデマンド化100%と言いましたが、もしくはタクシー事業への思い切った転換、この交通ネットワークの推進費だけで20億円以上組んでいらっしゃるわけですよ。

もちろん、それは残さないといけないバス路 線も必ずありますけれども、中山間のコミュニ ティーバスの運用に関しては、定期運行、バス

※66ページに訂正発言あり

に頼るという概念そのものをも見直していかないといけないと思いますので、ぜひこの活用事業とか、支援事業の中でしっかりとした調査をして、本当にどういう運行形態がいいのかを見いだしていただきたいと思います。

○髙橋総合交通課長 県といたしまては、先ほど基金の事業の中の④で、市町村版だけではなくて、県バージョンの地域公共交通計画策定を考えているところでございまして、特に市町村をまたぐような路線が中心になってくるかと思いますけれども、この中でしっかりと、利用者の情報をしっかりと把握していきたいと考えています。

またその一方で、市町村に対しまして、県と しても計画策定の中でしっかりと支援をしてま いりたいと考えています。

○松浦総合政策部長 市町村が運営している地域内のコミュニティーバスに対して、県から運営の補助はしておりません。そこをどう考えていこうかという市町村が検討するものについての支援はしております。

ここに書いてあります広域的コミュニティーバスというのは、もともとは市町村をまたぐ幹線系統のバスであって、それぞれの市町村からどうしてもこの路線は残してほしいというお話があったものについて、主体は市町村ですが県と市町村で費用的には運行するというものについて、大型バスで運行していくのも効率的ではないので、これを小型化していくという考え方のものでございます。

ただ、御指摘のありましたような地域内の交通についても、当然考えていく必要がありますので、そこは我々としても一緒に考えていきたいと思っております。

○図師委員 基金活用事業の②で、市町村が運行する車両の購入に関する補助とか出ているものですから、県は市町村のコミュニティーバス事業にも加担していくんだと受け取りました。

もちろん広域的なコミュニティーバスも残さなければいけないものもあるんですが、私はこういう車両購入に充てる費用も必要な部分がもちろんあろうかと思いますけれども、先ほどから言うように、デマンド化をする際の端末機について高齢者でも使いやすいものを必要な方に配布するとか、一般の自家用車に人を乗せてもいい許可を出すとか、そういうものにどんどん切替えていかなければ、車両を小型化して与えますよ、どうぞという時代ではない、またそういう時代にはなっていかないと私は個人的に思うところでございます。

○井上委員 この地域間バス路線の見直し方針 については支持しますし、よくぞここまでやっ ていただいたと評価したいと思っています。

今回の県が出している予算案の中でこの問題は重要な問題だと思うので、論議に参加させていただきたいんですけれども、ここまで来る間にバス路線対策会議が24回、市町村との個別協議が25回、そして市町村長への個別説明を19回と、ここが大切なんですよね。

この地域づくりというか、先ほども出ましたけれども、地域の中でのそこに住む人たち、持続可能な地域をつくっていくことを考えていけば、今後、たった一人であったとしても、そこに住む住民の足をどうやって守っていくのかということは、市町村の一つの課題でもあるわけですよね。だから、先ほど部長からも出ましたように、町村間を越えてつくってあげていかないといけない。そこをどう細かにつくり上げて

いけるか。

先ほど図師委員からも出たようなことは、これから徹底的に皆さんで議論していただきたい内容なので、そこはちゃんと受け止めていただいて今後やっていただきたいと思うんですけれども、今までのバス事業者との論議はきちんと今後の宮崎県に対しても関与していただかないといけないので、そこはきちんと話をしたのか確認させていただきたいです。

それから市町村と個別に議論しているわけだから、市町村長は宮崎県内の路線を考えたときに、大体どんな状況をつくり上げたいと考えているのか、その辺りも聞かせていただきたいです。

それから、市町村長の個別説明の折に、この 県の方針について、市町村長たちはどういう態 度であったのかについて、この3点をお聞かせ いただきたい。

○髙橋総合交通課長 今回、バス路線対策会議を8つの地域ごとに立ち上げたところでございます。特にこれまでは県全体バス対策協議会が、ほぼちゃんちゃんで終わるというか、あまり議論できる場がなかった状況だったかと正直考えています。

このバス路線対策会議を立ち上げることに よって、県だけではなく地域ごとに、より市町 村バス事業者とも膝を突き合わせて議論できる 環境が整ってまいりましたので、しっかりと取 り組んでまいりたいと考えております。

首長との説明の中では、県の方針を一通り説明させていただいておりますけれども、基本的にどの首長も、この方針に沿って前向きに取り組んでいこうというところが多い状況であると理解しております。

一方で、地域によっては、他事業者の候補としてどんなところがあるんだろうといったような各論はいろいろあるところでございますので、市町村だけに任せるのではなくて県も一緒になって探していこうというところで、方向性は前を向いている状況かなと考えています。

○井上委員 候補もそうなんですけれども、この話合いをきちんとつくり上げていくというか、だから8か所にしているということは、これ私たち県議会としても、一つの注目に値するところです。そこがどんな連携が取れるのか、そして県はそのときにどんなリーダーシップを発揮できるのかと。ただ、金だけ出すというのではなく、全体の公共交通機関のありようについても議論がしっかりとできることが大切なんじゃないかなと私は思います。

今まで持続可能な地域づくりについて、再三にわたっていろんな政策的なものを皆さん方が出してこられているけれども、それを具現化していくのにはどうしたらいいかというと、これしかないんですよ。ここから出発しないと、どうやって地域を結んでいくのかというところからしないと、どこだったら住めるのかということが逆に住民の人たちや移住してこられる人たちに定住していただくために、それの話はそこからしか出発できないんですよね。

ですから、今回の皆さん方のこの決断というのは、私はこの方針については大変評価しているわけですけれども、だからそのことをもっと丁寧な説明、説明責任というか、それを果たしていただきたいなと思います。

ぜひ市町村長の御意見――市町村が変わっていくわけだから、市町村の変わりようを自分たちがどんなふうに理解しているかも説明してい

ただくというか、知事と一緒になって広報していただかないと、先ほど秘書広報課の予算が出ていましたけれども、単に他の業者に頼むのではなくて、内なるものから発信していかないと、本当に宮崎県が変わるんだ、県が変わっていくんだ、地域が強くなっていくんだということがメッセージできないと思うんですね。

よく外山委員が地域力というか、人間の力み たいなことを言っておられるけれども、そこに 住む人たちの力を発揮して見せていただかない と、なかなか宮崎県が変わる、強い宮崎県にな るというのが理解できないと思うので、秘書広 報課なんかと一緒になって、広報を徹底的に やっていただくといいなと思っております。

○髙橋総合交通課長 委員がおっしゃるとおり でございますので、まずはしっかりと具体的に 持続可能な路線をつくり上げることが大前提だ と思いますけれども、市町村、行政だけではな くて、利用者への広報も重要だと考えておりま すので、しっかりと取り組んでまいりたいと考 えております。

〇井上委員 最後に、余計なことかも分からないんだけれども、これについて私がもう一つ非常に期待をしているところは、起業する人、新たな産業とか業者が参入してくるとか、そういうことを止めてはいけないと思うんですよ。既存のものだけで何かをしようとすることについては、考え方を変えていただきたい。

だから、参入してくる人たちを含めて、議論のテーブルの上に乗せていくことを考えていかないと、新たなものをつくり上げていくという点でいえば、過疎地域を含めてそうですけれども、この交通の問題は非常に悩み事なんですから、だから全国のモデル事業の一つになるかも

しれない。そして、仕上げていく必要もあります。

これは国を挙げて考えないといけない内容だと思っているので、だからそういう意味で言うと、宮崎県はその提起ができる立場にあって、今そこに足を踏み入れたと考えているので、そういう意味では予断を許さず、ずっとやっていただければと思っていますので、部長が何かあれば。

**〇松浦総合政策部長** 御指摘のとおりだと思っております。

ただ、現状で言うと、それぞれ難しい課題が たくさんあります。既存の事業者の方も、まだ まだ考え方を変えてもらわなければならないこ とがありますし、新しく参入していただける事 業者を育てていかなければならないところもあ ります。

では複数の事業者が出てきたときにどういう ような路線の調整をやるのかという問題もあり ますので、課題はまだまだたくさんあると思っ ておりますけれども、現状では続かないという 認識でありますので、続くための交通体系はこ の5年間でしっかりと考えていきたいと思って おります。

**○星原委員** もう一回皆さん方に確認しますけれども、今後5年間で持続可能なバス路線の実現ということなら、この5年間でバスを利用する人たちはどういう人たちかなんですよ。

私の周りでいえば、病院に行く人だったら、 患者を車で迎えに来る病院もありますよね。学 生は私立の高校なんかはバスが迎えにくるんで すよ。小学校とかで合併して遠くなったところ は、市町村でスクールバスというのがあるんで すよね。 あと、高齢者が買物に行くのをどうするかなんだと思うんですけれども、私は今一番地域の中に入ってきているのは郵便局だと思うんですよね。そういう配達する人たちに高齢者がどういったものを買ってきてほしいとか、そういう形でお願いしてやれる方法とか、5年間でバスの路線網を構築ではなくて、これから新たな発想を考えていく時代になるんじゃないかなと。

だから、他の事業者によるこういう方向転換がありますが、そういう流れの中に実際そうやって病院に行く人だったら病院が迎えに来るとか、そこにどういう手当ができるかとか、買物だったら買物の方法を考えたらどういう方法がいのか、学生が通学するのにはどういう方法がいのか。そういったものをまとめていって、残された人たち、それ以外でバスを利用する人たちがどれだけいるのか。その部分の限られた数だったら、毎日ではなければ、また違う方法が、タクシーを使う方法もあるでしょうし、いろんな形があると思うんですよ。

要するにそういう形で考えた場合の事業費予算と今皆さん方が組まれているようなやり方で事業をやって、どっちが経費的にかからない、あるいは利用者の利便性がどっちが高いのか、そういったところまで考えて、これから5年間の間にやられていくんであれば、本当に今言ったような学生とか、病気でとか、あとデイサービスなんかでも、田舎の場合は施設が迎えに来ているんですよね。

だから、そういう以外の人で、どういう人たちがバスを利用するかを把握していただいて、その人たちの利便性を図るかと、今後そういうことまで考えてやるべきじゃないかなと。5年間だけじゃなくて、今後10年後とか、人口減少

が進んでいく流れの中で。

都会はいろんな路線バスが結構走っているわけですけれども、田舎は若い人たちというか、通常は自家用車で動いている人たちが結構周りを見ると多いので、そういうことも想定の中で、今後このバス路線網の構築を考えていけばいいんじゃないかなと思いますので、どうなるか分かりませんけれども、ぜひそういう方法も考えるべきじゃないか、そういう時期に来ているんじゃないかなと、いろんな意見を聞いていてそう思いました。

**〇松浦総合政策部長** まさにこれからの大きな 課題の一つだと思っておりまして、これは総合 交通課だけの問題ではないと思っております。

特に地域づくりをどうしていくのか、そのための地域の足の確保をどうするかという観点になってくると思いますので、全体の中で、先々どういうふうに県をつくっていくのかという観点を含めて考えてまいりたいと思います。

○井上委員 総合政策課の3事務所の関係で東京事務所、大阪事務所、福岡事務所の運営費が計上されているんですけれども、コロナ対策を含めてそうでしたが、今までは情報を集めてくるとか、いろんな意味での事務所の役割があったと思うんですけれども、今の現状の中で、この東京、大阪、福岡の3事務所は事務所運営をどういうふうに行われてきたんですか。

外に出ることが可能だったのか分からないんですけれども、この事務所本来の役割が果たせる状況だったのかどうか教えてください。

○大東総合政策課長 確かにコロナによりまして、本来予定しておりました、例えば直接出向いていって様々な企業誘致活動をするとか、いるんな観光PRとか、物産の営業活動みたいな

ことをするのは相当に制限を受けております。

したがいまして、補正のときにも御説明しま したけれども、旅費がたくさん余ってしまった りといった状況はありましたけれども、できる 範囲で、リモート同士で活動するといったこと を引き続きやっております。

特に、東京につきましては、今回コロナ対策もありましたので、厚生労働省などにリエゾンという職員を派遣して、各県の東京事務所が中継員の派遣をして、そこからいろんな情報伝達等をしたりといった業務もやっておりますので、確かに直接出向く業務自体ということであると量的には何らかの限界はありましたけれども、一定の役割といったことを果たしていただいていると思っています。

○井上委員 今後この3つの事務所の役割について、何か議論をしていくという可能性はなくて、今のまんまと考えていいということですか。

○大東総合政策課長 現在のところ、この県外 事務所の再編でありますとか、そういった議論 は特にございませんので、引き続き各事務所の 役割といいますか、位置づけをしっかりやって いただくと考えております。

〇井上委員 政策調整監にお尋ねしたいんですけれども、各3つの事務所との関連性というか、つながりというか、そういうのは今も強化しておられるんですか。各事務所をどんなふうに利用しておられるのかを聞かせていただきたい。

○渡辺政策調整監 私が所掌する各都道府県と の広域な連携調整及び国の施策への提言活動と いう文脈で申しますと、特に東京事務所が中心 ではあるんですけれども、各種知事会との協議 とか、総務省をはじめとする各省との情報収集 に当たって、もちろん私や広域連携推進室職員 が直接電話やオンラインでの会議をやることも ありますけれども、代わりに東京事務所長が 行って各省からの情報を取ってきたりしており ます。

その中で、こんな動きがあるとか、このタイミングで要望したほうがいいとか、東京には知事会の事務局もありますので、そこはリアルで面と向かって動ける職員がいることで、お互いのよさ、宮崎県にいる職員と東京事務所の職員のよさを持ち寄って、冒頭申した事務を進めております。

○井上委員 福岡事務所は、九州全体の広域的 な問題点とか含めて大切な状況にあると思う し、これからも微妙な関係でありながら、九州 全体をどうまとめていくのかというと、福岡事 務所は、そういう意味での意味合いがあると思 うんですよね。

東京、大阪もそれぞれの意味合いがあって、 事務所そのものは大変必要なものだと思っていますが、働きづらさというか、動きづらさは大変あるのではないかと思っています。リモートであったにしろ何にしろ、この東京事務所としての役割、大阪、福岡の役割がもっと果たしていただけるように、政策調整監としても活用していただいて、その事務所の役割を高めていただけたらと思います。

バスからちょっと離れて、JRの関係のことでお尋ねしたいんですけれども、JRは利用促進というのもなかなか難しいところもあるし、JRそのものとどう話し合っていくのかというのは大変なところだと思うんですけれども、今後JRとの対策はどんなふうに考えておられるのか総合交通課長に聞きたいです。

○髙橋総合交通課長 特に、鉄道の関係で申し

ますと、これまでも国、県、沿線の市町村、事業者と検討会という形で、どういう形で鉄道の利用促進を図っていくのか、またそれだけではなくて、地元の県、市町村との関係を利用促進協議会等でどう盛り上げていくのかをしっかりと検討してきているところであります。

今回予算事業の中でも、みやざきの地域鉄道 利用促進強化事業で1,145万4,000円を計上させ ていただいておりますけれども、これまでの特 に反省点といたしまして、イベントを開催して 人を集めるというPR的なところが中心になっ ていたんですけれども、それだけではなくて、 今年度から各市町村と話をさせていただいてい る中では、一過性のイベントといった形だけで はなくて、日常の利用にどうつなげていくのか、 例えば団体の利用運賃を助成するところを強化 すべきじゃないかとか、そういったような話を させていただいています。そういったところを 重点化しながら、しっかりと取り組んでいきた いと考えております。

**〇田口委員** リニューアルされましたホームペ ージについて伺います。

まだ変わって日もあまりたっていませんが、 すっきりとしていて見やすい色使いで非常に扱 いやすいホームページになったのではないかと 思っております。

まだ新しいホームページのデータはないと思いますので、今までのホームページは1日どれぐらいの人が見ていたのか、特に何を見ている方が多かったのかが分かれば教えてください。

○佐々木広報戦略室長 ホームページの閲覧ですけれども、3月3日にリニューアルいたしまして、1週間ちょっとたっておりますけれども、おかげさまで非常によく閲覧していただいてお

ります。

実はこれまでの閲覧の中では、断トツで新型コロナの感染者数だとか、そういったデータを見ていただくアクセスが多かったんですけれども、ここ1週間の状況を見ておりますと、今回リニューアルしたトップページの閲覧が一番多いという状況になっております。

今回リニューアルしたことによりまして、新聞やテレビなどへも広報して大分取り上げていただいておりますので、そういう意味では県民の皆さん等にもいろいろと知っていただいて、トップページからいろんな情報を見ていただくということができているのではないかなと思っております。

ちなみに、3月3日のリニューアルした日あたりの1日のページの閲覧数については15万件ほどでございます。

○田口委員 今の15万件というのは、前のホームページに比べるとかなり伸びているということですか。前のページもそれぐらい見られていたということですか。

○佐々木広報戦略室長 リニューアル以前より も、かなりたくさん御覧いただいていると考え ております。

**〇西村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○髙橋総合交通課長** 1点補足と1点訂正させていただければと考えております。

先ほど図師委員から、各コミュニティーバスの利用状況について御質問があったときに、県では把握していないとお伝えしておりましたけれども、例えば市町村ごとの利用者数のデーターマクロデータになるんですけれども――そういったようなところを把握しております。

令和2年度は、市町村のコミュニティーバス合計で40万人ほどの利用者で、年々減少してきている状況であります。ただ、路線、バス停の利用者まで含めた細かいデータまでは把握していないのですけれども、そういったような集計データとして把握しております。

2点目が、外山委員から御質問がありました 利子補給事業の関係で、まだ募集を続けている みたいなニュアンスで伝わってしまったかもし れませんけれども、この利子補給事業自体は、 令和2年度と令和3年度の借入分のみが対象と なっておりまして、令和4年度、これから借り 入れいただく分については、まだこの予算の中 では計上しておりませんので、訂正させていた だきます。

- **〇西村委員長** 次にその他報告事項に関する説明を求めます。
- ○大東総合政策課長 令和4年度の総合政策部 の組織改正について御説明いたします。

委員会資料の25ページを御覧ください。

来年度の組織改正全体の内容につきましては、昨日、総務部から説明されておりますけれども、総合政策部に係る部分について、改めて報告させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、情報政策課と産業政策課の業務を再編いたしまして、デジタル推進課を設置いたしますとともに、産業政策課に産業デジタル担当を新設いたします。

これは、国においてデジタル庁などの動きがあるということ、さらにデジタル技術の急速な進展などの社会変化を踏まえまして、行政や暮らし・産業など様々な場面でのデジタル化を推進するために、庁内外の取組の支援を機動的に

行うための体制を整備するものでございます。 次に、2点目でございます。

本県で、令和9年度に開催予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催準備を一体的かつ円滑に進める体制を整備するために、障がい福祉課から、全国障害者スポーツ大会の開催準備業務を移管いたしまして、国スポ・障スポ準備課を設置いたします。

また併せて課内に、開閉会式会場の整備あるいは宿泊・衛生、輸送・交通等の業務を行います施設調整担当を新設いたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項についての質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○西村委員長** それでは、特にないようですの で、以上で第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、中山間・地域政策課、 産業政策課、生活・協働・男女参画課の審査を 行いますので、順次議案の説明をお願いいたし ます。

また、12時を超しても説明までは終わらせた いと思いますので、御了承願いたいと思います。

〇川端中山間・地域政策課長 お手元の令和4 年度歳出予算説明資料の31ページをお開きくだ さい。

当課の令和4年度当初予算額は、8億2,988 万8,000円であります。

それでは、当初予算の主な内容について御説

明いたします。

33ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)中山間地域振興対策費7,504万9,000円であります。

その主な内訳ですが、説明欄9の新規事業、 地域移動手段確保支援事業につきましては、後 ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費1 億1,795万2,000円であります。

34ページをお開きください。

説明欄6の改善事業、ワーケーション受入推 進強化事業922万3,000円でありますが、ワーケーションについて、県内での受入れの取組を広 げていくほか、都市部の企業をターゲットにしたPR活動及び県内市町村とのマッチングに取 り組む経費であります。

次に、(事項)移住・定住促進費3億3,374 万7,000円であります。これは、本県への移住 等の促進に要する経費であります。移住・定住 施策に関する主な事業につきましては、後ほど 委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)エネルギー対策推進費1億7,684 万4,000円でございます。これは、水力発電施 設等の所在する市町村が行います地域活性化事 業等について国の交付金を交付するものであり ます。

続きまして、当課の主な事業について御説明 いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の11ページ をお開きください。

地域移動手段確保支援事業であります。

1の事業の目的・背景としては、中山間地域における交通弱者に対応するため、地域住民主導で実施する自家用有償旅客運送等の立ち上げ

等を支援することにより、地域の移動手段確保 を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は800 万円、財源は人口減少対策基金を活用すること としており、事業期間は令和4年度の単年度で あります。

事業内容でありますが、地域住民主導で実施 する自家用有償旅客運送等の立ち上げの検討に 係る経費を支援するものであります。

3の事業効果としましては、地域の移動手段 確保に向けた取組を支援することで、地域運営 組織の形成を促進し、宮崎ひなた生活圏づくり における生活圏内のネットワーク化の推進が図 られると考えております。

続きまして、12ページをお開きください。

移住・定住施策について、令和4年度の取組を御説明いたします。

近年の地方回帰の流れをしっかり捉え、本県への移住・定住の促進を図るため、図の中央やや左になりますが、縦方向に記載しております一般層から移住者層の各段階ごとに、図の右側に記載の4つの新規・改善事業を含む6つの事業に重点的に取り組むこととしております。

まず、一般層に対しましては、みやざきの魅力体感・つながり創出事業により、本県のファン層の拡大を図ります。

次に、関係人口層に対しましては、みやざきの魅力体感・つながり創出事業とワーケーション受入推進強化事業により、関係人口の拡大を図ってまいります。

次に、移住検討層に対しては、引き続き移住 支援金の支給等を行います、わくわくひなた暮 らし実現応援事業により、本県への移住の促進 を図るとともに、空き家改修への支援を行いま す移住者受入環境整備・情報発信強化事業によ り、移住希望者の受入環境の整備を図ります。

このうち、移住支援金につきましては、移住者が増えてきていることから、予算規模を本年度当初予算の1.5倍ほどに増額しております。なお、国費分については、新年度の移住者から18歳未満の世帯員への加算措置が拡充される見込みです。

最後に、現在増加傾向にあります移住された 層に対しましては、移住後も長く地域に定着し ていただくことが重要でありますことから、移 住者定着環境整備支援事業のほか、地域おこし 協力隊定着促進事業を実施することで、地域へ の定着を促進してまいります。

続きまして、図の右側に記載しております新 規事業について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

みやざきの魅力体感・つながり創出事業であります。

1の事業の目的・背景としては、本県の魅力等を体験するプログラムの実施や首都圏の若い世代を対象にした交流会を開催することによりまして、関係人口の創出・拡大を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は402 万3,000円、財源は一般財源、事業期間は令和 4年度から5年度までであります。

事業内容でありますが、①は移住を検討している方を対象にリモートワークとサーフィンなど移住の目的となり得る趣味等をセットにした短期滞在型の体験プログラムを実施し、②では首都圏の若手社会人や大学生を対象に起業ですとか、就職をテーマにした宮崎県での仕事や暮らしの魅力を発信するための交流会を実施する

ものであります。

3の事業の効果としましては、宮崎県とのつながりを構築し、宮崎県のファン層や関係人口を創出・拡大することによりまして、将来的な移住につながるものと考えております。

14ページをお開きください。

次に、移住者定着環境整備支援事業でありま す。

1の事業の目的・背景としましては、移住者は現在増加傾向にありますことから、移住者の定着支援に係る研修会や移住者と地域のつながりの構築に向けた市町村の取組を支援することによりまして、移住者の本県への定着を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は714 万4,000円、財源は国の地方創生臨時交付金を 活用するものとし、事業期間は令和4年度、単 年度であります。

事業内容でありますが、①は市町村担当者を 対象としました移住者の定着支援に関する研修 会を実施し、②は移住サポーターの設置や移住 者向け交流会の開催など、市町村が実施する移 住者の定着促進に向けた取組を支援するもので あります。

3の事業効果としましては、移住者と地域の つながりを構築することによりまして、移住者 の定着が期待されものであります。

15ページを御覧ください。

次に、地域おこし協力隊定着促進事業であります。

1の事業の目的・背景としては、地域おこし協力隊員等に向けた研修会の実施や相談体制の整備を行うことによりまして、地域おこし協力隊員の任期終了後の定着促進を図るものであり

ます。

2の事業の概要でありますが、予算額は150 万1,000円、財源は一般財源、事業期間は令和 4年度から6年度までであります。

事業内容でありますが、①は現役の地域おこし協力隊員や市町村担当者が参加する研修会などを実施し、②では地域おこし協力隊の任期終了後のOB・OGの活動についての情報発信を行うとともに、現役隊員からの相談体制を整備するものであります。

3の事業効果としましては、研修会や情報発信、相談体制を整備することによりまして、現 役隊員の孤立化を防ぎ、任期終了後の地域への 定着が促進されるものと考えております。

これらの取組によりまして、本県関係人口の 創出拡大や移住者と地域のつながりの構築等を 図りながら、本県への移住の促進及び移住者の 定住・定着を図ってまいります。

**○甲斐産業政策課長** お手元の令和4年度歳出 予算説明資料の35ページをお開きください。

産業政策課の令和4年度当初予算は、5 億4,660万5,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

37ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)産業政策総合推進費1,211万3,000円であります。

その主な内訳ですが、説明欄1の新規事業、みやざきフードビジネス構想推進事業946万8,000円につきましては、令和4年度に計画期間が満了するみやざきフードビジネス振興構想について、フードビジネスに関するデータの収集・分析や事業者へのヒアリング等を行うことで、食を取り巻く環境変化やポストコロナ社会に対応した見直しを行うものであります。

続きまして、その下の(事項)みやざき地域 活性化雇用創造プロジェクト推進費 1 億6,832 万6,000円であります。厚生労働省の地域活性 化雇用創造プロジェクトを活用した事業であり ます

説明欄1、(3)の改善事業、みやざきフードビジネス多角化支援事業2,700万円につきましては、コロナ禍により影響を受けた食品製造業や飲食業等の事業者を対象とした商品開発や生産性向上に関する研修を行うとともに、専門家による伴走支援のもとで業態の多角化を図るものであります。

次に、説明欄2、(3)の改善事業、フード ビジネス推進基盤強化事業5,300万円につきま しては、フードビジネス相談ステーションの相 談体制を強化することにより、フードビジネス に取り組む企業の生産性向上と企業成長を促進 するものであります。

次に、38ページをお開きください。

説明欄2、(4)の改善事業、デジタル時代における産業人財育成事業4,206万円につきましては、デジタル時代に活用できるビジネススキルを備えた産業人財を育成することにより、本県産業の成長促進や良質な雇用の場の確保を図るものであります。

続きまして、その下の(事項)みやざき地方 創生若者定着促進費6,832万円であります。

説明欄1、大学を中心とした産業人財育成拠 点構築事業3,900万円につきましては、今年度 から国の地方創生推進交付金に採択された事業 であり、大学を中心とした産業人財育成・確保 の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知 的資源や幅広いネットワークを活用した事業等 を実施することによりまして、地域で活躍する 人材の育成や確保を図るものであります。

説明欄2、みやざき産業人財確保支援基金事業2,932万円につきましては、県内に就職した若者に対して、県内企業等とともに奨学金の返還支援等を行うことにより、本県の将来を担う産業人財の確保・定着を図るものであります。

次に、その下の(事項)産業デジタル化推進費2億1,749万7,000円であります。

説明欄1の新規事業、みやざきDXさきがけ プロジェクト推進事業及び説明欄2の新規事 業、みやざきDXさきがけプロジェクト推進実 装支援事業につきましては、後ほど常任委員会 資料で御説明いたします。

説明欄3の新規事業、デジタル社会に対応した食のビジネスモデル構築事業4,672万円につきましては、食に関する新たなビジネスモデルの確立や事業者のチャレンジを支援することにより、フードビジネス産業のさらなる成長を図るものであります。

次に、委員会資料の16ページをお開きください。

新規事業、みやざきDXさきがけプロジェクト推進事業及び17ページの新規事業、みやざきDXさきがけプロジェクト推進実装支援事業であります。

両事業の目的・背景ですが、コロナ禍により 大きな影響を受けました様々な産業の復興と新 たな成長活力の創出を図るため、県が先駆けて デジタル化による変革の啓発や人材育成に向け た支援、そして具体的な事例の創出などに取り 組むものであります。

16ページの下のポンチ絵を御覧ください。

デジタル化に関する3つの課題とこれからの 取組を記載しております。 まず、左側から、企業によって濃淡はありますけれども、本県ではまだデジタルへの取組が十分に進んでいない状況と認識しております。 まずは、デジタルに気づくための啓発や相談体制を構築することが重要と考えております。

また、現状としまして、デジタルを進めるための人材不足ということがございますので、デジタル分野に備えるために、将来企業で活躍する人材の育成が必要と考えております。さらに、働き手の減少によりまして、直面している人手不足、そして生産性低下への懸念がありますので、デジタルに踏み出すということが重要と考えております。

そこで、16ページのみやざきDXさきがけプロジェクト推進事業につきまして、2の事業の概要を御覧ください。

- (1)予算額は、5,980万円で、財源は国の 地方創生推進交付金及び地方創生臨時交付金、 新型コロナ宮崎復興応援寄附金としておりまし て、事業期間は令和4年度から6年度の3か年 であります。
- (5)の事業内容ですけれども、まず①のみやざきDXさきがけプロジェクト推進事業は、産業支援団体などの身近な相談支援機関のネットワーク化や相談対応スキルの向上を図るDX塾や事業者の意識啓発を図る講演会を開催するものであります。

②の次世代地域 I T 人材育成・確保事業では、高校生・大学生向けのプログラミング講座や I T企業へのインターンシップを実施するものであります。

また、③のひなたデジタル・イノベーション 創出事業では、県内企業の経営課題をIT企業 が持つノウハウや技術により解決する機会を提 供するものであります。

17ページを御覧ください。

新規事業、みやざきDXさきがけプロジェクト推進実装支援事業でございます。

2の事業概要を御覧ください。

- (1)予算額は、1億1,097万7,000円であり、 財源は国の地方創生臨時交付金としており、事 業期間は令和4年度の単年度事業としておりま す。
- (5)事業内容ですけれども、①によりまして、DXに取り組む意欲的な事業者のデジタル技術導入に対する支援を行います。②におきまして、AI(人工知能)やVR(仮想現実)などのデジタル技(術に直接触れることができる企業向けの展示会を開催するものであります。

これら2つの事業の効果としましては、県内 産業のデジタル化に向けまして、県が旗振り役 となり、啓発や人材育成、また社会実装に向け た支援を行うことによりまして、DX創出によ る産業成長やその土台づくりなどにつながるも のと考えております。

産業政策課の当初予算につきましては以上で あります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいた だきました事項について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る 対応状況の4ページをお願いいたします。

個別的指摘要望事項におきまして、「③フードビジネス産業の基盤強化について、雇用の拡大により地域の活性化を図るため、今後も県内の食品加工事業者への継続した支援を行うとともに、国に対しても必要な予算措置を講じるよう働きかけること。」との指摘をいただいております。

本県の基幹産業であるフードビジネス産業の 支援につきましては、国事業も活用し、また他 部局とも連携しながら、フードビジネス相談ス テーションにおける相談体制の整備や充実、人 材育成研修の実施など、継続的に取り組んでき たところでございます。

特に、令和2年度と今年度につきましては、 新型コロナにより食品加工事業者も大きく影響 を受けたことを踏まえ、コロナ禍にあっても、 生産性の向上を図る設備、装置などの機器導入 等に係る支援を行い、フードビジネス産業の製 造基盤強化を図ったところでございます。

令和4年度におきましては、相談体制整備や 人材育成研修等による支援を拡充するほか、コロナ禍や就業人口の減少により、急速にその社会実装が求められているデジタル化に対応するため、フードビジネス分野をはじめとする県内事業者を対象に、デジタル化に関する啓発や人材育成、設備などの導入支援も行うこととしております。

今後とも、国に対して予算措置の働きかけを 行うとともに、競争的資金の獲得などにも努め ながら、引き続き県内の食品加工事業者への様 々な支援を充実し、フードビジネスの振興に努 めてまいります。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 歳出予算説 明資料の39ページをお願いいたします。

当課の令和4年度当初予算額は、4億7,874 万3,000円でございます。

41ページをお願いいたします。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

中ほどの(事項)交通安全基本対策費878 万9,000円につきましては、交通安全対策推進 本部の運営や県民向けのCM制作等、啓発に要する経費であります。

一番下の(事項)安全で安心なまちづくり推進費614万3,000円につきましては、犯罪のない住みよいまちづくりの啓発や、職域や学校の要請に応じまして、防犯アドバイザーを派遣する事業などに要する経費であります。

42ページをお願いいたします。

一番上の(事項)協働運営事業費2,181万1,000 円につきましては、宮崎駅前KITENビルの 3階にあります、みやざきNPO・協働支援センター運営のための経費であり、当センターで は地域で活動する様々な団体等に対しまして、 研修や相談などを行っております。

一番下の(事項)消費者支援対策費5,816 万5,000円につきましては、県の消費生活セン ターに相談や啓発に当たる職員を配置し、その 研修を行うことなどに要する経費であります。

43ページに移りまして、(事項)消費生活センター設置費4,268万7,000円につきましては、消費生活センター及び都城市と延岡市にあります2つの支所の庁舎管理等に要する経費であります。

次に、(事項)消費者行政交付金事業費5,496 万7,000円につきましては、国の交付金を活用 しまして、市町村の相談窓口の機能強化を支援 したり、パンフレット等の啓発グッズやCMな どを作成したりするための経費であります。

一つ飛びまして、一番下の(事項)男女共同 参画推進費5,521万2,000円についてであります が、内容につきましては、44ページをお願いい たします。

説明欄1、啓発・活動推進事業の主なものと しまして、(2)の女性の活躍サポート事業に つきましては、女性の働き方相談窓口の設置やロールモデルとなる女性について、ホームページで紹介したり、メンターとして派遣する事業等に要する経費であり、また(4)の性暴力被害者支援センター運営事業につきましては、性暴力被害者の負担軽減を図るため、相談、カウンセリングなどを行う、さぽーとねっと宮崎の運営に要する経費であります。

説明欄2の男女共同参画センター管理運営委託費3,430万7,000円につきましては、公の施設であります男女共同参画センターの運営委託に要する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。 続きまして、特別議案について御説明いたします。

委員会資料の23ページをお願いいたします。 議案第36号「みやざき男女共同参画プランの 変更について」御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨ですが、現行の第3次 プランが今年度で終期を迎えますことから、引 き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を 推進していくため、新たなプランを策定するも のであります。

2のプランの概要につきましては、(1)の計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間、(2)の計画の性格と役割につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく計画として策定し、本県における男女共同参画推進の基本的方向や具体的施策を示すとともに、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込むこととしております。

(3) から(5) のプランの内容につきましては、別冊資料で御説明いたします。

第4次みやざき男女共同参画プラン(案)の

6ページをお開きください。

このページ以降で、男女共同参画をめぐる本 県の状況につきまして記載しており、主なもの を御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

上の図表7で、就業者に占める女性の割合を 折れ線グラフで示しておりますが、この割合が 増加傾向にある一方で、次の10ページの上の図 表9、男女の賃金の比較ですが、全国的に女性 の給与水準は男性に比べて低く、本県において も76.7%と、男女間の賃金格差が生じておりま す。

また、下の図表10、雇用者の雇用形態を御覧いただきますと、男性の非正規労働者は約2割となっていますが、女性は約5割で推移しておりまして、こちらも男女の格差が生じております。

また、次の11ページの図表11、年齢階層別の 就業時間の男女の比較ですが、女性に比べて、 男性の長時間労働が多くなっており、特に30歳 代、40歳代の子育て世代で多くなっている状況 にございます。

13ページをお願いいたします。

政策・方針決定過程への女性の参画状況でございますが、真ん中の右側の図表12-4、審議会等委員の女性割合におきまして、県の審議会は高い割合で推移しているものの、それ以外の表を見ますと、緩やかな上昇傾向にありますが、そのスピードや全国との比較におきまして、女性の参画が十分に進んでいない状況にあると考えております。

家事・育児の現状ですが、14ページ下の図表14を御覧いただきますと、②の家事につきまして、主に妻が行っている人が8割を超え、大

変高い割合を示しており、また次の15ページの下の図表16を御覧いただきますと、県内事業所における男性の育児休業取得率は15.8%にとどまるなど、家事・育児の負担が女性に偏っている現状がございます。

20ページをお願いいたします。

男女共同参画に関する県民意識調査の結果になりますが、男女の平等感につきましては、図表22にありますとおり、生活や職場等、様々な場面におきまして、男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっております。

また、21ページの固定的な性別役割分担意識につきましては、例えば男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるといった性別によって役割を固定する考え方に反対する人の割合は約6割となっておりますが、男女ともに各年代で賛成する人も一定の割合で存在しておりまして、このような意識は依然として社会に根強く残っているものと考えております。

28ページをお願いいたします。

このページ以降に、プランの骨子を記載して おります。

まず、1の計画の基本理念でありますが、男 女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち 合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十 分に発揮することができる男女共同参画社会の 実現を目指すこととしております。

次の29ページをお願いいたします。

プランの改定に当たりましては、国の計画や 社会情勢の変化に応じて見直しを行っています が、先ほど説明しました男女共同参画の現状や 意識調査の結果などを踏まえ、今回のプランで は当委員会でこれまで御報告してきたとおり、 特に重点を置く視点と指標を設定しておりま す。

重点を置く視点につきましては、1、政策・ 方針決定過程への女性の参画拡大に向けた市町 村への支援と連携、2、根強く残る固定的性別 役割分担意識の解消に向けた取組や若年世代へ の男女共同参画の理解の促進、3、長時間労働 の是正等、働き方改革の推進や男女ともに育児 休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の 整備に向けた関係部局・機関との連携強化、こ の3つでありまして、これらに対しまして主に 右側にお示ししている取組を進めることとし、 またその下の表にありますとおり、6つの重点 指標を定め、その検証にも努めてまいりたいと 考えております。

32ページをお願いいたします。

計画の体系でありますが、国の第5次基本計画をベースに作成しており、骨格となる体系につきましては、おおむね現プランを維持する案となっております。

施策の柱としまして、あらゆる分野における 女性の参画拡大など3つを掲げ、これらの柱に 基づき、10の施策分野を設定し、各分野ごとに 取組項目を整理しております。

なお、取組内容の詳細につきましては、34ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、24 ページをお開きください。

3のその他でありますが、(1)の策定の経緯につきましては、当委員会の報告を含め、御覧のような経過を経てきたところであります。

(2)のパブリックコメントの結果ですが、 3名の方から11件の御意見をいただいたところ です。主な意見としまして、1つ目の男女共同 参画地域推進員の交流会開催について具体的な計画を立ててほしいとか、また2つ目の雇用保険の育児休業給付金制度の周知徹底を図ってほしいなどの御意見をいただいたところであります。御意見を参考にしながら、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時9分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

各課長の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○図師委員 中山間・地域政策課の新規事業の 地域移動手段確保支援事業ですが、これに非常 に期待しているところなんですが、今年度も何 かモデル的に取り組んだ内容がありますよね。 それを私の地元にも引っ張ってこれないかと 思って、役場職員なり地元の地域の方々に情報 提供してみたいんですが、なかなかぴんとこな いというところがあります。

そこで出た意見として、有償ボランティア的な取組では定着しないよと、どうせやるのであればそれをなりわいとして、その一つの地区だけではなく複数の地区を取りまとめて運行するぐらいでないと。また、その運転手なり、介護が必要な場合の職員の配置にしても、パートとか片手間でやるような事業ではなく、それを職業としてできるぐらいの体制整備をしないことには、最初は取り組む人がいたとしても、その人がいなくなったらあとが続かないし、ここでいう、継続的な事業になるのは難しいんじゃないかという意見が出たところです。

今回、この事業は令和4年度の単年度ですが、これはあくまでも立ち上げの検討に係る経費であって、これをもし複数年にわたっての事業とするのであれば、係る経費の補助とか支援に関してはまた何らかの事業化があるのか、そこの辺り含めて御意見をお願いします。

〇川端中山間・地域政策課長 委員から御意見 のありましたとおり、運転手の確保と継続的な 運行が非常に難しいところではあります。

木城町の場合は、運行しているのがデマンド タクシーという地域のタクシー事業者が町から の委託を受けて、オンデマンドで運行するとい うスタイルです。

今回、私どもが新規で予算を上げたものの前に6月補正で上げさせていただきました。実際に串間市の本城地区と延岡市の北方町の笠下地区という2地区で、こういった住民組織によって自家用車を活用しながら運行するという地域の交通形態を、それぞれコンサルタントが入りまして住民のアンケートを取りながら運行計画を練って、両地区で互助輸送の形——互助輸送といいますのは、料金を実費、ガソリン代しか取らずに、運転手の謝金は出さずに運行するところがに、運転手の確保とかがちゃんとできるようだったら、自家用車有償旅客運送にステップといこうというところでございます。

この事業の互助輸送というのは、今、県内でも幾つかの地域で――うちの調べでは十数地区でやっていらっしゃるというところなんですけれども、どうしても運転手の謝金を出すと白タク行為になってなかなか運転手の確保ができません。それこそ継続性に問題があるというとこ

ろで、せめて謝金等が出せるところで事業を やったほうがいいんじゃないかというところ で、運輸局にも届出を出して、道路運送法にのっ とって事業をやるような取組として、今回、上 げさせていただいたところです。

令和4年度、単年度ということになっておりますけれども、これは人口減少基金の財源を充てておりまして、基金の年度が令和4年度で終了するもんですから、単年度とはなっておりますけれども、需要がある限り、永続して調査をやっていこうと思っております。

今回の事業では、調査費といいますか、住民 に集まっていただいてワークショップを開いて 運行計画をつくり、うまくやれそうだったら実 証運行のための車のリース代とか、そういった ところまで支援していこうと思っています。

さらに車の購入ですとか、その次のステップアップに関しては、もう一つ、歳出予算説明資料の33ページの中山間・地域振興対策費の5番目の「宮崎ひなた生活圏づくり」地域のきずなステップアップ事業というのがございます。

こちらが、それぞれの地区でもうちょっとハードな予算も組み込みながら取り組むという場合に補助を出せるような事業になっておりまして、こちらに引き継いでいこうと思っています。

ちなみに、この地域移動手段確保支援事業の下のほうに写真が2つ出ておりますけれども、左が都城市の庄内地区で運行している市町村、地域住民が主体となっているバスなんですけれども、こちらはこのひなた生活圏の補助金でやっておりまして、右のほうも東米良創生会というNPO法人が運行している互助輸送なんですけれども、\*\*両方ともこの地域のきずなステッ

※80ページに訂正発言あり

プアップ事業で支援している事業になります。 こういったところで、さらに継続して応援し ていく形で取り組んでいきたいと考えておりま す。

○図師委員 地元の話で申し訳ないんですが、 今おっしゃったとおり、オンデマンドも取り入れ、デマンド運送も取り入れてはいるんですが、何せ中山間地なものですから、隣町の病院に行くと片道5,000円、往復で1万円かかり、医療費よりも3倍ぐらいお金がかかるとかいうのが実情です。だから、この移動手段の支援事業にはすごく期待していたところなんですが、先ほど言うように、やっぱり運転手の確保がなかなか地域で難しいし、ボランティア的要素が強いとなかなか手を挙げる人も少ないです。

なおかつ、木城町の場合でいうと、回数制限はあるんですが、社会福祉協議会が医療機関に行ったりとか、買物に行ったりするときに、ほぼ利用料無料で使えるような運行事業もされていて、そのような事業でも取り込めない交通難民の方がいらっしゃるもんですから、こういう事業が地域に定着するといいなと思いますが、先ほど言ったように、なりわいとしてできるぐらいの予算なり支援の内容があるといいです。

こういう移動手段の確保支援事業が定着したような地域は、もちろん、コミュニティーバスの路線から外されていいわけで、その市町村によって取組内容は違うにしても、個々を充実させることによってコミュニティーバスの事業が軽減されるというようなバランスがうまく取れていくように、今年度、まだ2地域に先行運用されているだけのようなんですが、今後これが10、20と広がっていくことをぜひ期待しております。

**〇中野委員** 男女共同参画プランのことでお尋ねします。

13ページに女性の活躍に関する状況ということで、我々議員のことも含めてグラフが書いてありますよね。このグラフを読み解けば、まだまだ女性の参画は足らんと、割合が少ないということでこのグラフを示されたんですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 ここに複数 のグラフをお示しておりますけれども、表題に ありますとおり、政策・方針決定過程への参画 状況ということで、例えば一番上ですと、県職 員の管理職とかありますけれども、要は各いろんな分野で指導的役割を担うところの分についてのグラフを掲載しておりまして、今、委員がおっしゃった、この県議会議員につきましても、その一環ということで、同様にグラフでお示ししているところでございます。

**〇中野委員** ここに載せる例は、この6つを出 しなさいと決まってるわけですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 特に決まっているわけではございません。こちらで過去の経緯でもグラフを載せているもんですから、これまでの計画と合わせて比較ができるように、代表的な例ということでここではお示ししているところでございます。

○中野委員 時には、女性の活躍がすばらしいですよというのはないもんですかね、女性の割合が大きいよと。これを見れば、少ない例が書いてあるような気がするんですが。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 説明のところでも申し上げたんですけれども、この図表の中の審議会委員に占める女性割合ということで、一番上の折れ線グラフが県の審議会になりますが、これを見ますと、直近で令和2年にな

りますが45.9%の割合ということで、これが県の中でも、全国で比較しますと非常に進んでいるところで全国の第5位ということでございます。この部分が県では進んでいる分かなと考えているところでございます。

○中野委員 例えば、我々がいつも接触する中で、民生委員の方ですよね。うち辺では歴代女性ばっかり来てるんだけれども、県下の平均は大体どのぐらいの割合になっていますかね。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 \*\*民生委員 の男女の割合については、現在、手元に資料が ないところでございます。申し訳ありません。

○中野委員 そういうのも調べて、意外と実態を知りませんが多いんじゃないかなと、多くてまた問題になることがあるんじゃないかなと、声を聞いたことあるんですよ。

やっぱり民生委員で回れば、いろんな相手方がおられて女性ではどうにもならんことがあると、たまたま自分の地元の女性の民生委員の方が言われたことがあるんですよね。だから、隣の地区の男性の方にもお願いして、一緒に対応したとかですよ。

だから、この割合も考えながらしないといけないこともあるんだと思うんですよね。民生委員は調べておられないというわけですね。何かそういう感じでですよ、女性がいろいろ活躍されたというような数字も出てほしいなと。

例えば、小学校とか中学校の先生の女性の割合はどのくらいかというデータはないですかね。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 先生方の全体の割合については手元に細かい資料がないんですけれども、目標値のところでいきますと、このプランの62ページを御覧いただきますと、

取組指標のところの真ん中ぐらいになります。

2番と書いてありまして、教職員の教頭以上 及び主要なポスト職に占める女性の割合が、令 和3年度の現状値で28.4%ということで、要は ここに書いてあるポスト職以上に占める女性の 割合がこの数値になっております。

基本的に、男女共同参画の指標でございますので、こういった指導的立場にある先生方の割合をどうやって増やしていくかということで目標値を設定をしておりまして、これが5年後には40%ということで指標を定めて、取組を進めてまいりたいと考えております。

○中野委員 それは私が聞いた13ページに載っています。女性教師の割合はどのくらいあるのですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 手元にある 資料を今見ているところなんですけれども、令 和2年5月1日現在で、小学校の教職員の合計 で女性の割合が62.3%、中学校で43.9%、それ から県立学校で42.4%になっております。

○中野委員 こんなふうに女性がたくさん活躍 しているというようなのを、実績として何か示 してほしいなという気がしたもんだから、民生 委員の在り方がどうかということも含めて、数 字を管理していたほうがいいんじゃないかなと 思います。活躍されているように見えますが、 うちの地元辺ばっかりかしれないけれども、う ちの隣の地区も女性の方だからそう思ったんで すよ。

この関係で、常任委員会資料の24ページに記載のとおり、12月にパブリックコメントをされて、その結果、3名の方が11件の意見を寄せられておりますが、このパブリックコメントは必

※83ページに訂正発言あり

ずしなければならないのですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 県で策定する条例でありますとか、それから、こういう議会にお諮りする計画につきましては、パブリックコメントを実施するようになっております。

**〇中野委員** いや、それは必須条件で何か裏づけがあってされるんですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 裏づけ、根拠という点で申しますと、すみません、承知しておりません。

○中野委員 3名の方が11件で、多いような気がするけれども、11人の人が11件なら納得はするけれども。私はパブリックコメントをしなければならないのだったら仕方がないんだけれども、もっと広く意見を聞くためには、何かこう説明会みたいな、広聴会か何か知らんけれども、関係者を集めて、何か意見はありませんかとか、何か聞く方法のほうが。

やっぱり同じ100歩でも、1人の100歩より も100人の100歩ですよ。私は、その100人を求 めるやり方をしたほうがいいんじゃないかなと 思うんですが。これは立派な意見で、これを否 定するんじゃないんですが、こういうパブリッ クコメントがこのようにあったということを知 らん人のほうが多いんじゃないかな。

せっかくパブリックコメントをやって意見を 求めるようになっているのであれば、100人 の100歩という気持ちで、こういう意見も取り 入れたほうがいいと思うんですがね。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 パブリック コメントの周知につきましては、このページの (2)の②に記載している県のホームページで ありますとか、新聞への掲載、それから県政番 組等で周知しているところなんですけれども、 委員のおっしゃるとおり、多数の方から多数の 意見をいただくのは非常に大事な課題だと思っ ております。その辺につきましては、うちの課 だけの問題ではありませんので、県全体という ことで、秘書広報課も交えて、今後また検討し てまいりたいと思います。

○中野委員 余談なことを言うようでありますが、私の10個先輩の友達がいるんですが、5~6年前まではいろんなことに、こういうふうに必ず言う人がいたんですよ。言う人は必ず言うけれども、いいことですよね。県政をずっと監視しているわけだからいいと思うんですよ。

しかし、そういうふうになかなか目に止まらない人、言いたくても――サイレントマジョリティーという言葉がありますよね、それを狙うようなやり方をしてほしいと思うんですよ。

○松浦総合政策部長 パブリックコメントについては、確かにいろんな意見を広く聞く必要があるということで、県の方針としてこういった計画をつくる場合には行うものということにはしております。

ただ、おっしゃっているように、こういった 意見の数が少ないということは、関心を持って いただけてないということの裏返しなのかもわ かりません。そういった意味での啓発といいま すか、広報というのは大変大事だと思いますし、 おっしゃった御意見にありましたように、いろ んな意見を聞く場面をつくるということも必要 だと思っております。

それぞれ見直ししていく中での作業の限界というのもありますけれども、御趣旨をしっかり 踏まえる必要があると思いますので、できる限 りの工夫はやっていきたいと思っております。

〇川端中山間・地域政策課長 先ほどの図師委

員のお尋ねへの答えで誤りがありましたので修 正させていただきます。

先ほど都城市の庄内地区のバスについて、「宮崎ひなた生活圏づくり」地域のきずなステップアップ事業で整備したと御説明しましたけれども、この事業の前の段階の事業がありまして、平成28年度に宮崎ひなた生活圏モデル構築事業で整備したところでございます。訂正させていただきます。

○星原委員 中山間・地域政策課から説明がありました、常任委員会資料の12~14ページ辺りの移住・定住施策についてなんですが、12ページの左側には現在実施している取組があり、右側の令和4年度の重点取組に新規事業で4つ、改善事業で1つ取り組もうとしている事業があるんですけれども、この事業はこれまで進めてきた過去の移住定住の施策の中から新たにこういうことをやっていこうということで、過去の経験を生かしてこういう事業を立てられたと取っていいんですか。

〇川端中山間・地域政策課長 はい。令和4年 度に重点的に取り組むものとして、こういうよ うな体系をつけてやっております。

もちろん、継続して取り組む中には、先ほどの移住支援金のわくわくひなた暮らし実現応援 事業とか、先ほどの新規事業が空き家対策だったんですけれども、そういったところを積み重ねてまいりました。

さらに改善点ということで、例えば、一番下の移住者定着環境整備支援事業では、1月の常任委員会でも報告させていただきましたけれども、移住者にアンケートを取りましたら、移住後のサポートが必要だという御意見もありましたことから、定着のためにはそういったところ

の拡充を図っていこうということで、新たな取 組として入れさせていただいたところです。

○星原委員 そこでなんですが、やはり20代、30 代、40代、50代、60代とか、そういう年代ごと に移住してこられた方の意見をそれぞれ聞かれ て、なぜ宮崎県に来られたのか、あるいはこう いったものをしてもらうとまだ移住者が増える んじゃないかなとか、私はそういうことは年代 でも違うと思うんですよ。

だから、若い人たちを定住させよう、移住させようとしたら、一つには、子供が病気になったときの医療関係がどうなってるかとか、あるいは学習の面で、都会だと塾があったりいろいろするけれども、地方の場合にはその分をどうやってカバーするかとか、いろいろ年代でも違うと思うんですよね。

だから、そういう来ていただいている方々 —10年前に来た人、5年前に来た人とかが今、 何に困っているのか。こういうことをしたら宮 崎県は住みやすいですねとか、そういうのはあ ると思うんです。

そういうのを把握されて、こういう事業が組まれたのであればいいんですけれども、あなたたちが考えてやっているのか、そういう、実際に来ていただいている人たちの意見を把握した中で施策に取り組んでいるものなのか。その辺がもし分かれば、もう少し詳しく教えてもらうとありがたいです。

○川端中山間・地域政策課長 この事業に関しましては、1月の常任委員会でアンケートを御報告させていただきましたけれども、その中では、やっぱり地域の課題として仕事の収入が少ないとか、仕事が少ないとか、医療関係が不便だとか、そういった意見も多数ございました。

我々の課でできる部分としましては、移住後 の周りとの交流ですとか、サポートのところが 必要だという御意見もかなり多かったものです から、そういったところから、今回、取り組ま せていただいたところです。

もちろん、なかなか、中山間・地域政策課だけでは解決できない問題も多数ございますので、そういったところは、市町村とも話し合いながら進めていきたいと思います。

**○星原委員** そこでなんですが、アンケート調査でどうですかって聞いたときに、アンケートの中身は分かりませんが、書くことで説明できるのか、こうやって対面でどうですかって話を聞くのとは私は全然違うと思うんですよ。

というのは、この移住の問題ではなくて、企業誘致の件で地元に来ている企業と話したときに、企業誘致で説明して、来てくださいというときには熱心にいろいろ説明して、いざ来たら、1年たってもその後どうですかとか1回も聞いてこないんですよねと。

来るときの説明は熱心なんだけれども、我々が誘致企業として来て、思っていることを相談したくてもなかなか市役所なり、あるいは県なりに連絡取ってまでとはいかないが、実際は来ていただいて我々の考えやいろんなことをお聞きしたいんですけれども、そういうフォローの部分がないんですよということがありました。

今、この移住定住の問題でも、実際、延岡市から小林市、えびの市までの間のポイントで来ていただいている、本当にその人が来るときに思っていたとおりの状況で生活ができているのか。来てみたらこういうことがどうだったとか、やっぱりアンケートではなくて、私は年に1回ぐらいは市町村と連携を取ってそういうことを

聞いて施策に生かしていく、そういうふうに やっていかないと。

こういう人口減少の中で宮崎県に本当に住んでいただきたいというのなら、何が足りないかを探し出して、次に来てもらう、あるいは来た人が自分の友達とか周りにもPRしていただいて仲間を呼び込んでくるとか、いろんな方法があると思うんです。

だから、やっぱり実際に来てもらった生の声 を聞いて、そこに政策をのっけていくようなこ ともやっていかないと、どうなのかなと。

今、コロナ禍で、会社に行かなくても自宅でいろいろ仕事ができるとなってくると、もう距離はないんですよね。だから、東京に会社があっても宮崎県に住んで仕事ができるとなれば、オンラインとか、いろんな形で仕事もできるわけで、月に1回会社に行けばいいとか、いろんな人たちがいっぱいこれからの時代は出てきそうなんですよ。

そういう時代に向けて、じゃあ、どういうふうにしてやったら若い人が宮崎県に住んでくれる、あるいは定年された方でもいいんですけれども、残りの人生を宮崎県で過ごそうとか、それぞれ年代ごとでも考え方がいろいるあると思うんで、どの年代をターゲットにすれば、どういう人たちを呼び込みたいとなれば、そういう条件を探し出して、その条件をつくり出して、この移住定住の政策の中で呼び込むことをやっていかないと、なかなかうまくいかないと思うんですが、そういう検討はどうなんですか。

〇川端中山間・地域政策課長 確かに、そういった実際の移住者の御意見を直接聞く機会が少なくて、先ほどお話しした1月に報告したアンケートも、今までずっと移住施策をやってい

てちゃんと聞いたことがないということで、初めて実際にやらせていただきました。その中で、 幾つかの方には直接面談もさせていただきなが ら意見をいただいたところです。

移住者の方の中には個人情報とかにもうるさい方も多かったりするものですから、どうしても直接御意見を聞く機会が確保できない方もいるんですけれども、来年度、市町村で交流会の事業とか、この定着環境の事業で取り組む予定にしておりますので、そういったところで意見を吸い上げていきたいと思いますし、市町村や私どもでも、そういったところから次へのニーズというか、どういったところを改善すればいいのかというのが分かってくるんじゃないかと思いますので、そういったところに力を入れてまいりたいと思います。

○星原委員 ぜひ、せっかく事業予算を組んで 金を使ってやるのであれば、やっぱり効果が出 る形にしていくにはどうするかというところま で考えて、あるいは今年は何人という目標数値 を決めて、それを達成するにはどうするかとか というところまでやっていかないと、人口が減 る中で各都道府県が同じ政策を立てていくと思 うんですよ。

だから、宮崎県のそういうやり方というか、 誘い込みというか、そういうのがすばらしいから宮崎県に来ましたと言っていただけるような、そういうための事業だと、この移住定住の問題はそういうことに絡んでくると思います。 やっぱり課長なら課長が何人かに会って、生の声を聞いて、我々はそれを生かしたいんだって相談されると、こういうことをやっていただくといいという意見が出てくるかもしれないんですよね。 やっぱりそういう形でいかないと、文章でデータが出たのを見て、どうだこうだで判断するのではない、実際、対面でやるよさもあると思いますので、ぜひ検討してみてください。

○図師委員 移住定住の件で、今、星原委員も 言われたように、ターゲットをどこに絞るかと いうのも大切で、子育てや生産実年齢の世代に 移住してもらうということももちろん大切だと は思うんですが、私はもっと年代を上げて、団 塊の世代の方々も移住の対象として受入体制も 整えていくといいなと思っています。

言えば、金の卵で夜行列車に乗って都市部に 就職していった方々の世代が、今、団塊の世代 になって70代後半や80代前半を迎えられ、都市 部の団地はもうそのまま高齢化してしまって、 都市部の高齢者施設は満杯で、行き場がない方 々が都市部周辺の高級有料老人ホームに住んで いらっしゃいます。それらの方々に、どうぞふ るさとに帰ってきませんかと、空き家もありま すし、公営住宅の空き室も多々あるので、そこ をリニューアルして迎え入れますよと。

もっと言うならば、今、県内の有料老人ホームに空き室がたくさん出てきています。これは、一つは、介護職員人材の確保が難しいということで、高齢者を受け入れられない施設が増えてきているというところもあるんですが、宮崎県に帰ってきて、施設もこちらが完備しますよという体制づくりができれば、金の卵で出られた団塊の世代の方々はほぼサラリーマン世帯で、厚生年金とか、共済年金をもらわれていますので、都市部の有料老人ホームだと30万円以上、下手すれば40万円、50万円というのが当たり前なんですが、県内の有料老人ホームは10万円そこそこで入れます。

なので、宮崎県では年金暮らしでも十分裕福な生活ができますよというところをアピールして、私はこの高齢者層、団塊の世代にも、移住へのアプローチは有効だと思います。もし、それがかなえば消費者が増えるわけであって、反面、介護保険料や国民健康保険料が上がるかもしれませんけれども、県内消費量が増えていくのは間違いありませんので、そういうところもひとつ視野に入れていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○川端中山間・地域政策課長 古い話になるんですけれども、平成のはじめ頃ですか、本県でニューシルバー構想という構想がありまして、それこそ都市部から高齢者をこちらに移住していただこうという構想でございました。

どこがネックになったかというと、やっぱり 医療費、健康保険がネックになってなかなか進 められないということで、途中で頓挫したと記 憶しております。

やはり医療費の問題は大きいところがあるんですけれども、今、移住のことでいいますと、 定年退職の60歳前後のタイミングで、ある程度の方は故郷に帰ってこられております。

団塊の世代の方に関しましては、もう既に75 歳以上で後期高齢者になっていて、一通り、帰 ろうというおつもりのある方は帰ってきた上で の状況だと考えているところです。今からお声 をおかけしてこっちに移ってくるのは難しいと ころがあるかなと思いますけれども、そういう ような希望がありましたら、PRしたいと思い ます。

**○図師委員** 実は、先日、うちの地区内に高齢者が引っ越してこられたんですね。どういう方かというと、私たち世代──40代、50代世代の

お父さん、お母さんだったんですよ。

つまり、都市部で生活する、もしくはほかの 地域で生活するよりは、自分の目が届く、手が 届くところに引っ越してきないよということ で、空き家がたまたまあったものですから、嫁 がれた奥様のお父さん、お母さんを自分の近く に移されたということでした。

そういうケースが、ほかにも幾つか見えたりもしているもんですから、ここにありますUIJターンのセミナーとか移住相談会をやられるということなんですが、むやみやたらにそれを宣伝したとて、なかなかその対象者に出会うことも難しいかと思いますから、こっちにいらっしゃる方々の関係者――親御さんとか、御兄弟とかという方々に、ピンポイントにつないでいくような政策をつくられるといいのかなと思います。

また何より、これはもう中山間地だけの話ではなく、福祉保健部なりとも横串でやっていただくような内容だと思いますので、ぜひこの移住定住の政策が拡充されますように期待しております。

**〇西村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇山崎生活・協働・男女参画課長 先ほど、中野委員から御質問のありました民生委員の県内の男女別の割合なんですけれども、令和元年12月に改選されていまして、任期が3年間ということですので、今も現状は同じ数字だと思いますが、宮崎市を除く県内合計で1,600人の民生委員の方がおられまして、そのうち男性が760人、47.5%でございます。女性が840人、52.5%という数値になっております。

○西村委員長 それでは、以上で第2班の審査

を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

## ○西村委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、みやざき文化振興課、 国民文化祭・障害者芸術文化祭課、人権同和対 策課、情報政策課、国民スポーツ大会準備課の 審査を行いますので、順次、議案の説明をお願 いいたします。

〇河野みやざき文化振興課長 歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

みやざき文化振興課の令和 4 年度当初予算額は、左から 2 列目にありますとおり、89億6,537万4,000円であります。

主な内容について御説明をいたします。

47ページをお開きください。

まず、一番下でありますが、(事項) 県立芸 術劇場費 7億5,381万円は、県立芸術劇場の管 理運営に要する経費であります。

内訳は、48ページを御覧ください。

一番上の説明欄の1、指定管理料4億7,873 万4,000円は、指定管理者である公益財団法人 宮崎県立芸術劇場への委託料であります。

このうち、(1)の宮崎国際音楽祭開催事業は、令和4年度の音楽祭の開催経費及び翌年度の準備経費、(2)の県立芸術劇場管理運営委託費は、人件費を含む施設の管理運営に必要な経費、(3)の県民文化振興事業は、一般の舞台芸術の公演などの経費であります。

次に、2の県立芸術劇場大規模改修事業費2 億7,199万6,000円は、県立芸術劇場の施設・設備の改修を行うための経費でありまして、令和 4年度は照明設備の改修等を行う予定としております。

次に、中ほどの(事項)文化活動促進費2 億2,621万8,000円であります。説明欄の下から 4つ目です。8の「アーツカウンシルみやざき」 機能拡充事業1,066万2,000円は、文化や芸術の 専門人材を県芸術文化協会に継続的に配置いた しまして、文化団体等への助言等を通じて文化 活動の活性化を図るものであります。

以下9から11までの改善事業、新規事業は、 後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、49ページを御覧ください。

上から4段目の(事項)記紀の文化資源事業費1,804万6,000円は、説明欄にあります2つの事業を通じて、国立能楽堂での神楽公演あるいは神話に関する講座の開催など、神話や神楽を県内外に発信しながら、将来への継承を図るものであります。

中ほどやや下、(事項) 私学振興費78億4,820 万5,000円でありますが、説明欄1、私立学校 振興費補助金の(1)一般補助41億9,741万8,000 円は、私立高等学校等の運営について、人件費 などの経常的経費の一部を補助するものであり ます。

4の私立学校退職金基金事業補助金8,184 万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会 が運営しております、私立学校の教職員の退職 手当給付のための基金の積立てに補助するもの であります。

50ページをお開きください。

上から3つ目、11の私立高等学校等就学支援 金の(1)の就学支援金27億2,170万円は、私 立高等学校等の授業料の負担軽減を図るため、

(2) の奨学のための給付金2億3,684万2,000

円は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援するものであります。

13の私立専門学校授業料等減免事業 4 億1,727万5,000円は、世帯の所得に応じて、私 立専門学校が授業料等の減免を行う経費を補助 するものであります。

最後の14、改善事業、私立学校高速通信環境整備支援事業2,000万円は、私立学校におけるICT整備を推進するため、校内LANなど通信環境の整備を支援するものであります。

続きまして、常任委員会資料の18ページをお 開きいただきたいと思います。

19ページにかけて、3つの事業を挙げておりますが、事業の目的・背景をまとめて申し上げますと、長引くコロナ禍によりまして大きく制限を受けた県民の文化活動の再開・活性化を図るとともに、国文祭・芸文祭の成果を将来につないでいくというための事業であります。

まず、新規事業、文化で紡ぐ地域活力の再興 応援事業でありますが、2、事業の概要であり ますが、予算額は1億5,233万3,000円、財源は 国の地方創生臨時交付金、事業期間は令和4年 度単年度であります。

(5)の事業内容でありますが、市町村を通じて、地域文化の活動再開に向けて支援を行うものでありまして、地域において継続的に実施されてきた祭り等の再興、それから国文祭・芸文祭のために新規に企画・創作されたものの、中止となった国文祭・芸文祭の市町村事業の再実施の支援などを行うものであります。

次に、新規事業、みんなが繋がる ひなたの 文化活動推進事業であります。

2の事業の概要でありますが、予算額は3,957

万3,000円、財源は国の地方創生臨時交付金及 び一般財源であります。事業期間は令和4年度 から6年度までであります。

事業の内容でありますが、①県民の文化活動の再開・活性化に資する大規模なアートイベント等の実施や、②SNS等を活用した文化に関する情報の発信・共有のほか、③は文化団体に限らず多様な主体が実施する、県民が気軽に文化に親しむ活動あるいはまちづくりなど文化と他分野との連携に資する活動に対して支援を行うものであります。④はこれまでも実施しておりますが、宮崎県芸術文化協会が実施する事業に対して支援を行うものであります。

19ページに参りまして、改善事業、障がい者芸術文化普及支援事業であります。

2の事業の概要でありますが、予算額は385 万6,000円、財源は国庫補助と一般財源であり ます。

この事業は、国文祭・芸文祭に向けて設置を しました障がい者芸術文化支援センターを継続 的に設置しまして、障がい者の芸術文化活動に 関する相談支援や人材育成のためのセミナー等 の開催、あるいは作品展示など発表機会の創出 などを行うものであります。

これらの事業を通して、地域文化の継承のほか、県民が気軽に文化に触れ親しみ、文化を通じて多様な主体がつながる地域社会の形成や共生社会の実現につながると考えております。

〇坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 歳 出予算説明資料の51ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の当初予算額は、左から2列目、1億2,600万3,000円となっております。

53ページをお開きください。

(事項)職員費1億2,600万3,000円は、説明欄にありますとおり、職員の人件費であります。 当課は今年度までの組織体制となっておりますので、事業費の計上はございません。

なお、職員費につきましては、全庁的な取扱いとして、当初予算を計上する基準日において、その時点の所属の職員定数に基づき、計上することとなっております。今後は、組織改正に伴い、他の所属へ再配分される予定になっております。

〇後藤人権同和対策課長 お手元の令和4年度 歳出予算説明資料の55ページを御覧ください。

人権同和対策課の令和4年度の一般会計当初 予算額は、総額で1億2,323万3,000円でありま す。

それでは、当初予算の主な内容について御説 明いたします。

57ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)人権同和問題啓発活動費2,481万4,000円であります。

これは、同和問題をはじめとする様々な人権問題につきまして、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の人権啓発推進強化事業につきましては、県内の大学やNPO等の民間団体と連携して、それぞれの特性を生かした多彩な啓発活動に取り組むとともに、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間における集中啓発事業や人権に関する作品募集、SNSやユーチューブ動画広告による啓発など、県民を対象とした様々な啓発事業を実施するものであります。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・ 啓発推進方針」推進事業費1,624万2,000円につ きましては、本県の人権教育・啓発の基本方針 であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基 づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、各企業や団体が人権啓発に主体的に取り組むためのリーダー養成研修をはじめ、効果的な研修手法に関する調査研究、人権問題に関する相談対応、視聴覚教材・図書の整備・貸出し、情報誌の発行、ホームページによる情報提供など、各種事業を実施するものであります。

また、2の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村に委託して、講演会の開催など様々な人権啓発活動を実施するものであります。

**○戸髙情報政策課長** 歳出予算説明資料の59ページをお開きください。

情報政策課の令和4年度一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり、12億2,473万3,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

61ページをお開きください。

下から2番目の(事項)行政情報処理基盤整備費1億7,399万8,000円でありますが、これは当課で一括導入している職員用パソコンの賃借料であります。

次に、その下の(事項)行政情報システム整備運営費の3億1,549万4,000円でありますが、主なものとしましては、まず、説明欄2の県庁LAN運営費の1億8,061万4,000円は、県の本庁及び出先機関の全てをネットワークでつなぐ通信基盤の維持管理に要する経費であります。

また、4の県庁ネットワーク情報セキュリ

ティ緊急強化対策事業の5,805万1,000円は、庁内外からの情報セキュリティーに対する脅威に対応するため、県庁LANをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の3つの系統に分離し、管理運用するための経費であります。

次に62ページをお開きください。

上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の5億5,898万2,000円でありますが、主なものとしましては、説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億4,028万7,000円は、県と市町村で構成する協議会に対する負担金で、県と市町村を結ぶ宮崎行政情報ネットワークの共同運営等に要する経費であります。

次に、5の行政情報システム全体最適化推進 事業の2億4,307万6,000円は、補正のときにも 説明させていただきましたが、経費の削減等を 図るため、庁内の各業務システムが個々にサー バーを保有するのではなく、一括してサーバー 統合基盤で運用するための情報基盤の管理に要 する経費であります。

次に、12の新規事業、デジタル化はじめの一 歩応援事業及び13の新規事業、自治体DXサポート事業につきましては、後ほど常任委員会資 料で説明させていただきます。

次に、下の(事項)地域情報化対策費4,439万2,000円でありますが、主なものとしましては、説明欄2のローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業3,500万円は、地域課題の解決を図る手段の一つとして、5G技術を活用した実証事業等を行うための経費であります。

次に、3の先端ICT人材育成事業の809 万2,000円は、AIやIoT、ロボット等の先端ICTに関する基礎学習や実践学習を行い、 活用・普及できる人材を育成するための経費で あります。

次に、常任委員会資料の20ページをお願いします。

新規事業、デジタル化はじめの一歩応援事業 であります。

まず1、事業の目的・背景ですが、県民誰も がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、目的 やレベルに応じてきめ細かいデジタル化の支援 を行うものであります。

2、事業の概要についてですが、予算額は320 万円で、財源は一般財源、事業期間は令和4年 度の単年度であります。

事業内容としましては、①のデジタル化支援窓口は、県民等がデジタル化に取り組む際の相談を受け付ける宮崎デジタルよろず相談窓口を設置し、相談内容に応じて国、県、市町村等の支援策やアドバイザーを紹介するものであります。

また、2のプログラミングチャレンジ事業は、 中山間地域の小学生が、プログラミングへの興味・関心を持ち、その技術を身につけられるよう、勉強会等を開催するものであります。

3、事業の効果としましては、県民がデジタル化の最初の一歩を踏み出す際の支援を行い、デジタル化に取り組みやすい環境を整えることで、誰一人取り残されることなく、デジタル化の恩恵を実感できる、人に優しい人間中心のデジタル社会の実現に寄与できるものと考えております。

次に、右の21ページを御覧ください。

新規事業、自治体DXサポート事業であります。

1、事業の目的・背景ですが、コロナ禍を機

に大きく変化しつつあるデジタル化の流れに的 確に対応するため、外部人材の活用により、県 及び市町村のデジタル化の支援を行うサポート 制度を構築するものであります。

2の事業概要を御覧ください。

予算額は1,500万円で、財源は国の地方創生 臨時交付金を活用し、事業期間は令和4年度の 単年度であります。

事業内容ですが、下にイメージ図を載せておりますが、行政・産業・暮らしなど、様々な分野においてデジタル化を促進できる外部デジタル人材を確保し、庁内各部局や市町村の求めに応じて、随時、専門性・適応性のある人材を派遣することで、デジタル化施策の積極的な企画・立案をサポートするものであります。

事業効果としましては、県及び市町村職員が、 デジタル技術に関する専門的な知識を有する外 部人材から適切な提案や支援を受けることで、 各分野におけるデジタル化のさらなる推進が図 られるものと考えております。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 歳出予算説 明資料の63ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会準備課の令和4年度当初予 算額は、左から2列目、59億7,413万6,000円と なっております。

主な内容を御説明いたします。

65ページをお開きください。

中ほどにあります、(事項) 国民スポーツ大 会事業費として58億3,817万2,000円を計上して おります。

事業内容といたしまして、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費につきましては、宮崎県準備委員会の総会、各種専門委員会等の運営をはじめ、競技団体が行う競技役員養成事業や市

町村が行う競技施設整備への支援など、大会の 開催準備を行うものであります。

なお、令和4年度は本県大会の開催内定の段階を迎えまして、会期や開閉会式の検討に加え、各競技会場の運営体制や輸送・宿泊・医療・警備体制の整備など、業務の幅が広がってまいりますので、市町村や競技団体をはじめとする関係機関等々と、これまで以上に緊密な連携を図りながら計画的な大会準備を進めますとともに、県民の皆様に向けた大会の周知・広報にも努めまして、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、説明欄2の県有スポーツ施設整 備事業は、国スポに向けた県有主要3施設を整 備するものであります。

陸上競技場につきましては、令和3年12月に 着工いたしました主競技場の建設工事に、体育 館につきましては、令和3年9月に着工いたし ましたサブアリーナの建設工事に引き続き取り 組むこととしております。

なお、PFI事業で整備を進めておりますプールにつきましては、令和4年11月に建設工事に着工することとしております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

県有スポーツ施設整備事業(体育館サブアリーナ備品等整備)であります。

これは、県有スポーツ施設整備事業における 体育館について、令和5年4月に完成を予定し ておりますサブアリーナの備品整備を行うに当 たり、年度をまたがって発注手続を行う必要が あるため、債務負担行為を設定するものであり ます。期間は令和4年度から令和5年度まで、 限度額は5,873万7,000円であります。

○西村委員長 各課長の説明が終わりました。議案についての質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 では、特段質問がないようなので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○後藤人権同和対策課長 お手元の総務政策常 任委員会資料の27ページを御覧ください。

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の策定についてであります。

まず、1、策定の理由であります。

昨年7月から施行されました宮崎県犯罪被害 者等支援条例の第9条に基づく犯罪被害者等支 援を総合的かつ計画的に推進するための基本計 画を策定しましたので、御報告するものであり ます。

次に2、基本計画の概要でありますが、28ペ ージを御覧ください。

まず、1、犯罪被害者等の抱える様々な問題でありますが、犯罪被害者等は命を奪われる、家族を失う、体を傷つけられる、財産を奪われるといった犯罪による直接的被害だけでなく、それに伴い生じる心身の不調や治療費などの経済的負担を含む生活上の問題、周囲の人の無理解や心ない言動などによる傷つき、加害者からのさらなる犯罪被害に遭うことへの不安、捜査・裁判に伴うストレスなど、様々な困難に直面する状況が見られるところです。

こうした問題に対応するため、2、基本方針でありますが、(1)個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること、(2)犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行わ

れること、(3)被害から回復するまでの間、 必要な支援が途切れることなく提供されること、(4)国、県、市町村、民間支援団体、そ の他犯罪被害者等の支援に関係するものによる 相互の連携及び協力の下で促進すること、この 4つを基本方針として、犯罪被害者等支援に取 り組みます。

こうした基本方針に基づく、3、具体的施策でありますが、4つの重点施策としまして、第1、犯罪被害者等支援のための体制整備への取組、次のページになりますが、第2、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、第3、損害回復・経済的負担の軽減への取組、第4、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を掲げております。

これら4つの大きな柱の下、13の柱を立て、 それぞれの柱ごとに具体的施策を掲載しており、施策の数は計画全体で89となっております。

幾つか特徴的な内容を御紹介いたしますので、別冊資料、宮崎県犯罪被害者等支援基本計画の13ページをお開きください。

1、相談及び情報の提供等でありますが、ある日突然犯罪に巻き込まれ、どうしていいのか途方に暮れる犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な支援に関する情報提供を行うことは、犯罪被害者等支援の基本になります。

具体的な取組としましては、①県における総合的対応窓口や、次のページになりますが、③警察における相談体制の充実等を図るとともに、④犯罪被害者等早期援助団体であります、みやざき被害者支援センターや⑥性暴力被害者支援センター、さぽーとねっと宮崎などとの連携・協力に取り組み、また、その他の専門機関等の相談及び情報提供の充実に努めます。

次に、24ページをお開きください。

2、安全の確保でありますが、犯罪被害者等の多くは、被害を受けた後も再び同じ加害者から危害を加えられるのではないかという強い恐怖や不安を感じております。そのため、犯罪被害者等がさらなる被害を受けることを防止し、安全が確保され、不安が解消されるための取組が必要であり、具体的な取組としましては、①犯罪被害者等に関する情報の保護、③再被害防止措置の推進、④ストーカー、DV、児童虐待等の事案への適切な対応等に取り組んでまいります。

特に①につきましては、昨年12月の当委員会において、井上委員から御意見をいただいたものであり、マスコミ発表に関しては、犯罪被害者等のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するという内容を追加したところであります。

次に、26ページをお開きください。

3、保護、捜査、公判等の過程における配慮 等でありますが、犯罪被害者等は犯罪等による 被害を受けた後、保護、捜査、公判等の過程に おいて、受けた被害について何度も説明せざる を得なかったり、関係者からの配慮に欠けた言 動による二次被害を受けたりして、非常なスト レスを感じることがあります。

そのため、犯罪被害者等と関わる職員が、それらの方々の置かれている状況を理解するとともに、それらの方々のニーズに応じて、捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があり、具体的な取組としましては、①保護対策の推進、③刑事手続等に関する情報提供の充

実、④犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備等に取り組んでまいります。

こちらも、昨年12月の当委員会における井上 委員からの御意見を踏まえまして、人権を施策 の基本に置き、きめ細やかな、寄り添った支援 に努めるよう取り組んでまいります。

最後に、33ページをお開きください。

1、県民及び事業者の理解の増進でありますが、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害を防止するため、地域社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性をよく理解する必要があります。

しかし、一方では、犯罪被害者等の置かれている立場等を直接知る機会は少なく、県民及び事業者の理解や関心は十分とは言えない状況です。そのため、多くの県民及び事業者が犯罪被害者等に対する理解を深めることができるよう、幅広く啓発活動に取り組む必要があり、具体的な取組としましては、①県における犯罪被害者等の人権に関する啓発、③警察における各種広報媒体を活用した犯罪被害者等の広報啓発の充実等により一層取り組んでまいります。

常任委員会資料の27ページにお戻りください。

3、計画期間であります。令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

次に、4、その他であります。昨年7月の当委員会において計画策定について御報告しまして以降、これまで庁内連絡会議や有識者懇話会を複数回開催し、検討を重ねてきたところであります。

また、昨年12月の当委員会において、計画の 素案を御報告しました後、パブリックコメント を1か月間実施し、1名の方より13件の御意見をいただいたところであります。

パブリックコメント及び有識者懇話会における御意見の主な内容としましては、例えば、ポツの1つ目ですが、マスコミへの情報提供の在り方について、事件・事故の発表は被害者や遺族の理解が得られる内容とするべきであり、マスコミは犯罪被害者や遺族に配慮した対応を行うべきである。

また、ポツの4つ目ですが、この基本計画は 各機関が現在既に実施している事業がしっかり と記載されているので、今後は計画の内容を充 実・発展させて、新しい支援策が付加されてい くことを期待している、などの御意見をいただ いたところであります。

御意見を参考にしながら、今後の取組に生か してまいりたいと考えております。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項について質疑はございません か。
- **〇井上委員** 大変丁寧なつくり方で、この支援 計画は本当に待たれている内容なので、ぜひ丁 寧にやっていただきたいと思っています。

一つだけ、21条の犯罪被害者等の支援を担う 人材の育成のところなんですけれども、やっぱ り総合政策部だけではなく警察を含めたいろん な部に関わりがあるので、福祉保健部とだけで はなく庁内全体で取り組んでいただきたいで す。人材の育成は大変重要だと思いますが、具 体的に人材の育成をどう考えておられるのかを お聞かせいただきたいと思います。

○後藤人権同和対策課長 直接被害者と接する のは警察職員が最初であります。そして、接し たときに、あまりにも被害者の立場に寄り添い 過ぎることで、対応した職員も同様の非常なストレスを受けることがあると聞いておりますので、そういう代理受傷に関する研修は、今後、専門家の指導の下に警察で行われると伺っております。

逆に、私ども県職員につきましては、実際に被害者と接することはあまり多くないんですけれども、そうした場合にどういう対応を取るべきなのかは、今回の条例制定、基本計画の策定、この機会に皆さんに知っていただけるように研修等に取り組んでいきたいと思っております。

あと、市町村の職員の方々に対しましては、 市町村被害者等施策主管課長会議を設けており まして、この会議の席等で被害者等に対応する 方法につきまして、研修の機会を設けたいと 思っております。

〇井上委員 先に答弁していただいたので、恐縮なんですけれども、市町村の職員とかも含めて、特に性犯罪の関係のことで細かに調べさせていただくと、二次被害は本当に意識が全然変わっていないので、その中で対応されると本当に大変なことになりますので、幾つかの例を私自身が経験しているので。

ですから、やっぱりこの人材の育成は丁寧な 対応をしていただいて、誰を専門家というのか は難しいところもあるんですけれども、人材の 育成は心がけながらやっていただいたらいいか なと思いますので、よろしくお願いします。

- ○後藤人権同和対策課長 今の御意見を十分に 踏まえまして、取り組んでまいりますので、よ ろしくお願いいたします。
- **〇西村委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、ないようですので、

第3班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時31分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が終了いたしました。

これから総括質疑を行います。

総合政策部全般についての質疑はございませんか。

○星原委員 常任委員会資料の3~5ページに 令和4年度総合政策部事業の概要ということで 3つ掲げてあり、やっぱりコロナ禍からの復興、 あるいは人口減少対策、安全・安心な地域づく りということですが、令和4年度はこれを中心 にして進まれるのか。

河野知事の4年目が12月で一応終わって残り 3月までは、またうまくいけば4期の形になる のかどうか分からないけれども、仕上げとし て12月までということで、3期12年をひっくる めて、今、宮崎県の置かれている状況の中でやっ ぱりこの3つの重点施策に絞ったのはどういう 意味からなのかをお聞きしたいと思います。

○松浦総合政策部長 4年ごとの重点的な取組 内容としては、当然、アクションプランの中で、 それぞれプログラムとして組み立てているとこ ろでございます。その4年間のお話でして、知 事の立場からすれば、その4年ごとにしっかり 仕上げていくということになるでしょうし、ア クションプランをつくっている職員側として も、それはしっかりやっていくのが当然のお話 でございます。

3ページから掲げてありますのは、翌年度の

予算編成に当たっての重点ということでありますので、毎年度、どういったところがポイントになるのかということを整理したものでありますので、そこは併せて進めていくことになると考えております。

○井上委員 今回の新年度の予算は、県全体がなかなか厳しい中にありながら、挑戦的に考えていただいて評価をしているところなんですけれども、一つ、各部にわたって政策の実効性を持たせなければいけない内容も非常にあると思うんですね。

私として目を引くのは、ローカルフードプロジェクトの関係でいけば、農政水産部と総合政策部と商工観光労働部が3つで一緒にやっていきながら政策的な効果を出していくことをやっていただいているわけですけれども、こういうことが頻繁に起こっていかないと、その各部だけで何かを消化していこうとすると政策的効果が出ないんじゃないかなと思うんですね。

今回のこのローカルフードプロジェクトの関係でいえば、3つの部の中でどこがコーディネートするのかは難しい問題なんだろうと思うんですけれども、こういうことに関して、ぜひ総合政策部に積極的にその対応をしていただいたり、そのコーディネートの役割をきちんとしていただくということは、大変重要ではないかなと思うんですね。

確かに農政水産部に来ている予算と、それから商工観光労働部に来ている予算と、国から来ている予算というのは別々の予算であったりするわけですよね。それを決裁していく部分のところがきちんとしてないと、そこに入り込みたいと思っている業者やこれから担っていこうとする人たちにとってみると、なかなかやりにく

いところがあったりすると思うんですね。

そのときに総合政策部に力を出していただいて、最終的には、決算のところは総合政策部が一緒に力を合わせて、各部がそれを報告できる 状況にしてあげればいいんじゃないのかなと私 は思います。

ぜひこういうパターンのやり方というか、現実に総合政策部は全体のところに関連を持ちながらやっていくということが大変重要な部なので、それをこれだけに限らずに――私は一つだけしか挙げなかったんですけれども幾つかあるわけですよね――いろんなことがあるわけですけれども、ぜひこういうパターンをつくりながら、財政の無駄をなくすというんですかね、せっかく来ている予算を残してしまうようなことがないように、そして参入しやすいように、どうしていくのかをぜひやっていただけたらと思います。新たなことだと思うので、部長にこのことについてお伺いしたいと思います。

○松浦総合政策部長 まさにおっしゃるとおりだということは分かっておりますが、なかなか難しいことでもあるというのが実感でございます。

それぞれの部、ある意味縦割りの部分もありますので、そこの意識がずれていたりとか、そういったものをしっかり合わせていくという作業をするのは、当然、我々、総合政策部の役割ではあると思っております。いろんな意識合わせをする、そして課題設定をどうやっていくかところをしっかりやっていくことが大事だと思っておりますし、なるべく無駄を省いていく、効果を上げていくことを考えていく場合には何が大事で何をすべきなのかを、我々は総合政策部としても、県全体の話で課題をしっか

り設定をしていくというか、焦点を定めていく という作業も必要だと思っております。

なかなか力不足でそこまでいかない部分が多々あると思いますけれども、そこは努力をしてまいりたいと思います。

○井上委員 私は大変評価をしていて、これが 大好きなんですけれども、今回いただいた「空 き家利活用のススメ」は本当に内容的にも優れ てて、本当に知りたいことが知りたいようにき ちんと書かれていて、説明するのにも説明しや すい。私どものような仕事をしている者にとっ てみれば、もう本当に豆辞典みたいなものをも らって大変うれしく思っていますが、やっぱり 政策は具体性が大事なんじゃないかなと思うん ですね。次年はもう絶対にこれは外せないこと なんですけれども、戦略目標はしっかりしてて、 戦術は柔軟でいっぱいあっていいと思うんです ね。

空き家の問題は多岐にわたっていて、答えが 常に一つではなくて、御相談を受けるんですけ れども、その先どうしていったらいいんだろう かと、なかなか対応し切れない部分が私はあっ たんですけれども、空き家利活用のススメを読 ませていただいて、これからこれを活用してい きたいと思うんですね。

今、空き家の動きはその一つではなくて、私が注目している――もうマニアックにユーチューブで空き家のDIYの動画を見ているんですけれども、あの発信力の強さも見逃せないんじゃないのかなと思うんですね。

ですから、えびの市の方の動きとかは、場所 的にもいいし、美郷町みたいな住んでて楽しく なるような場所の人たちはどうしたらいいのか とか、やっぱり具体性のある施策の提起と動き をやっていただくといいのかなと思います。

移住定住はなかなか難しい内容ではあるんですけれども、取り組むと取り組むだけ楽しくなっていくんじゃないかなという思いがしています。いつも課長は大変かもしれないけれども、この中山間地対策の一つとして大きな喜びでもあるので、移住定住の問題をしっかりとやっていただくといいなと思っています。

そのためには、具体的にこういうものっていいなというふうに思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

○松浦総合政策部長 お褒めいただきまして、 ありがとうございます。

具体のお話、ここに対応していこうとしたときには、私一人で全部できるわけではありません。というか、そういう具体の取組内容は、職員個々が意識を持ってやってくれていると思っておりますし、そういう動きになってきているのではないかなと思っております。

組織として、全体として、効果が上げられる ように頑張ってまいりたいと思っております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは請願の審査に移ります。

請願第9号について、執行部から説明はありますか。

- 〇山崎生活・協働・男女参画課長 特にござい ません。
- ○西村委員長 それでは、委員から質疑はございますか。
- ○井上委員 第5次男女共同参画基本計画は、 この請願者によっては、こんなふうに書かれて いるんですよね。

「第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、 夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です」となっているんですけれども、これってこんなふうに明記されていると言えるんですか。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 その文については国の第5次基本計画でも記載がございまして、表現については、選択的夫婦別姓制度という言葉自体がもうなくなっていて、若干後退したニュアンスにはなったんですけれども、ここに書いてありますように、その代わりに通称拡大とか、そういったものの拡大を今後検討していくという記載になっております。

- 〇井上委員 分かりました。
- **〇西村委員長** よろしいですか。

それでは、その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇西村委員長** それでは、以上をもちまして総 合政策部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時48分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は説明が全て終了した 後にお願いいたします。

○横山会計管理者 会計管理局の令和4年度当 初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の441ページをお開きください。

当初予算額は表の一番上、左から2列目の欄 にありますとおり、会計課と物品管理調達課を 合わせまして、総額 9 億7, 198万3, 000円をお願いしております。

前年度当初予算と比較いたしますと、金額で758万1,000円、率にいたしまして約0.8%の減となっております。

詳細につきましては、担当課長から御説明い たします。

私からの説明は以上でございます。御審議の ほど、よろしくお願いいたします。

O藤井会計課長 お手元の歳出予算説明資料 の443ページをお開きください。

会計課の当初予算額は、左から2列目の欄にありますとおり、8億6,079万2,000円であります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

445ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)出納事務費5 億2,291万6,000円であります。

これは、会計事務を行うために、職員が利用 している財務会計システムの運営管理などに要 する経費であります。

次に、一番下の段の(事項)証紙収入事務費 の1億214万円であります。

これは、証紙売りさばき人に要する経費でありまして、売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料が主なものとなっております。

また、説明欄2の証紙印刷経費につきましては、令和4年度が2年に一度の証紙の印刷を行う年になっていることから、計上しております。

○小田物品管理調達課長 お手元の歳出予算説明資料の447ページをお開きください。

物品管理調達課の当初予算額は、左から2列 目の欄にありますとおり、1億1,119万1,000円 であります。

主な内容につきまして御説明いたします。

449ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事 務費の1,989万9,000円であります。

これは、物品調達システムの維持管理などに 要する経費であります。

次に、一番下の段の(事項)車両管理事務 費1,201万3,000円であります。

これは、説明欄の2になりますが、県有車両の任意保険料など、県有車両の管理に要する経費が主なものであります。

○西村委員長 説明が終了いたしました。議案についての質疑はございますか。

○中野委員 最後に説明があった車両管理事務 費、いわゆる車検とかを一括して管理するとこ ろですか。

○小田物品管理調達課長 委員がおっしゃられましたとおり、県有車両の総括の管理をするところでございますけれども、それぞれの車両はそれぞれの所属で管理しております。

任意保険料につきましては、物品管理調達課 で一括管理しております。

- ○中野委員 車検切れとか保険切れとか、そういう事例は最近はもうないんですかね。
- 〇小田物品管理調達課長 平成29年2月に公用 車の車検切れ問題がございまして、それから物 品管理調達課では再発防止策を講じてまいりま した。最近は車検切れはございません。
- **〇図師委員** 物品調達事務費が2,000万円ほど かかるんですけれども、もうちょっと詳しい内 容を教えてください。
- 〇小田物品管理調達課長 この(事項) 物品管理及び調達事務費の中における物品管理調達事

務費でございますけれども、これは会計年度任 用職員を5名任用しております。

この会計年度任用職員は、物品の調達をした際に納品がありますけれども、その納品の検査を主にしている職員、それから文具等の事務費を調達している職員などに分かれます。その会計年度任用職員の人件費と物品調達システムに係る維持・管理・保守等についての経費が主なものとなっております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇西村委員長** それでは、その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 最後に、会計管理局では横山会計管理者をはじめ、たくさんの方が本年度で御 退職されると聞いております。

最後に、会計管理者から一言御挨拶をお願い したいと思います。

○横山会計管理者 お時間をいただきまして、 ありがとうございます。

会計管理局におきましては、齋藤次長と物品 管理調達課の小田課長、それから会計課の副参 事兼課長補佐の佐々木、それから私の4名が本 年度末で定年退職することになっております。

議会の皆様には、本当に長年にわたりお世話 になりました。どうもありがとうございました。

会計管理局の仕事は、表に出ることは本当に 少ないんですけれども、県庁全体の業務を支え ている、間違いの許されない大変大事な仕事で あります。

私も1年間、会計管理者兼局長として、職員 の皆様に支えられながら仕事をすることができ ました。本当にありがとうございました。 それから、ちょっと長くなって申し訳ないんですけれども、やはりいい仕事をするためには職場の環境が大事だということで、県庁全体での働き方改革ですとか、女性が仕事をしやすい環境整備も大事だと思っております。

どうぞこれからも、会計管理局も含めた執行 部に対して、御指導、御協力をよろしくお願い いたします。申し訳ありません。次長に一言発 言させていただきたいと思います。

○齋藤会計管理局次長 この1年、横山会計管理者の下、本県の会計管理業務の円滑な推進に努めてまいりました。ですが、まだまだ職員一人一人の能力の向上でありますとか、組織的なチェック機能の強化とか、いろんな課題が残っております。

こういうことにつきまして、後輩職員たちに 託すことになりますが、議員の皆様におかれま しても、県庁の下支えという会計管理業務に対 し、御理解と御支援をお願いしたいと思います。

また、本議会代表質問、一般質問において、 私たち退職職員に対して、温かいねぎらいの言 葉を毎回いただいております。その言葉をいた だくたびに、入庁以来の出来事が思い出されま して、万感胸に迫る思いでございました。本当 に心から感謝しております。ありがとうござい ました。

○西村委員長 本来なら皆さんから御挨拶いただきたいところでありますけれども、本当に長い間ありがとうございました。そしてまた、今日の予算審議、お疲れさまでした。

以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

## ○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は説明が全て終了した後にお願いいたします。

○福嶋人事委員会事務局長 人事委員会事務局 の令和4年度当初予算につきまして御説明させ ていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の527ページをお 開きください。

表の左から2列目の当初予算額の欄でございますが、人事委員会事務局の当初予算総額は1億4,781万9,000円をお願いしておりまして、前年度と比べますと4.7%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説 明いたします。

531ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)委員会費645 万1,000円でありますが、その内訳としまして は、(事項)委員報酬598万2,000円が人事委員 3名に対する報酬であります。

また、(事項)委員会運営費46万9,000円は、 人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、(目)事務局費の1億4,136万8,000円でありますが、その内訳としましては、(事項)職員費1億1,047万7,000円が事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費470万9,000円は、 人事委員会事務局の運営に要する事務的経費で あります。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調 査費2,331万2,000円でありますが、次のページ をお開きください。

内容としまして、1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなどの試験の実施等に要する事務的経費でありまして、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費197万9,000円でありますが、その内容としまして、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間の給与実態調査をはじめ、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費でありまして、2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や職員に対する給与支払状況の監理等に要する事務的経費であります。

最後に、その下の(事項)審査監督費89万1,000 円は、不利益処分に関する審査請求等審査に要 する経費及び人事委員会が権限を有する労働基 準監督関係業務に関する経費であります。

当初予算についての説明は以上でございま す。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**〇西村委員長** 説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇西村委員長** その他で何かありませんか。

それでは最後に、人事委員会におかれましては、福嶋事務局長をはじめ、たくさんの方が本 年度で退職されると聞いております。

最後に、福嶋事務局長より一言お願いしたい と思います。

**〇福嶋人事委員会事務局長** お時間をいただき まして、ありがとうございます。

まずはこの1年、人事委員会について、いろ

いろ御審議を賜りましたこと、お礼を申し上げたいと思います。

今、人口減少の時代にあって、優秀な職員を 確保したり、また勤務条件を整備するといった ことに関して、非常に課題が山積しております けれども、皆様方からいただいた御意見などを 参考にしながら、今後とも人事行政に邁進して いきたいと考えております。

また、私と三井課長が3月をもって退職いた しますけれども、皆様からいただいた叱咤激励 を糧にしながら、4月から新たな気持ちで、一 県民として宮崎県の発展のために尽くしていけ たらと考えております。

皆様方には大変お世話になりました。また、 後輩たちを引き続き、よろしくお願いいたしま す。ありがとうございました。

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、 人事委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時7分再開

#### **〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は説明が全て終了した後にお願いいたします。

○阪本監査事務局長 監査事務局の令和4年度 当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の監査事務局のインデックス、521ページを御覧ください。

監査事務局の当初予算額は1億8,273万2,000 円でございます。ここに記載しておりませんが、 前年度の1億9,158万7,000円との差はマイナ ス885万5,000円でございまして、これは期末手 当の0.1か月削減に伴う減額によるものでございます。

中身について御説明いたします。

525ページを御覧ください。

まず、上から4番目の(目)一般管理費1,379 万7,000円の内訳でございますが、1つ目の(事項)外部監査費は後ほどもまた議案として御説明いたしますが、包括外部監査に要する経費でございます。これは、昨年度と同額を計上させていただいております。

同じく、(項)監査委員費1億6,893万5,000 円でございますが、内訳といたしまして、(目) 委員費は4名の委員の皆様に係る人件費等を計 上しております。

それから(事項)運営費125万2,000円は監査 委員の皆さんが監査に要する旅費等の経費でご ざいます。

それから、下から3行目、(目)事務局費は 私ども事務局の職員の人件費、それからページ をおめくりいただきまして、運営費が旅費等の 事務費でございます。

令和4年度当初予算については以上でございます。

続きまして、議案として提出させていただい ております、議案第32号「包括外部監査契約の 締結について」を御説明いたします。

議案書では129ページに掲載させていただい ておりますが、同じ内容を委員会資料に掲載し ておりますので、委員会資料で御説明させてい ただきます。

委員会資料の1ページでございます。

1の提案の理由でございますが、地方自治法 第252条の36第1項の規定によりまして、この 契約の締結を議会の議決に付すものでございま す。

この包括外部監査契約につきましては、このページの一番下の6に記載しておりますとおり、監査機能の充実を図るという観点から、また、監査機能に対する住民の信頼を高めるという目的で外部の専門家の方による監査を実施するものでございまして、本県では平成10年にこの制度ができまして、翌年の平成11年度から導入しておりまして、導入当初から公認会計士の方とこの委託契約を締結しているところでございます。

2に戻っていただきまして、契約の目的、3、 契約の金額につきましては、記載のとおりでご ざいます。

4、契約の相手方としましては、小林市在住 の公認会計士、坂元隆一郎氏にお願いしたいと 考えております。

なお、この坂元氏につきましては、令和2年度と令和3年度の2か年に続きまして、今年度が3か年度目となります。

5の契約の期間につきましては、令和4年4月1日から翌5年3月31日までとなっております。

説明については以上でございます。御審議の ほど、よろしくお願いいたします。

**〇西村委員長** 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇西村委員長** その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので最後に、監査 事務局におかれましては、阪本監査事務局長が 今年で御退職されるということでありますの で、最後に一言お願いしたいと存じます。 ○阪本監査事務局長 ありがとうございます。

委員長に御機会をいただきましたので、一言御 挨拶を申し上げます。

私は昭和60年に入庁いたしまして、今年で37年間、何とか無事に県庁生活を務めることができました。

これまで私は、議会の委員の皆様と接する機会の比較的多い所属におりました関係で、失礼な言い方もしれませんけれども、とても何か親しみを感じております。

これも言っていいのかどうか分かりませんが、正直言いまして議会を敬遠する職員が比較的多い中で、私は大好きといいましょうか、楽しかったです。もちろん、いろんな厳しい御意見もたくさんいただくこともございましたけれども、それでもプライベートなところでは、本当にかわいがっていただきまして、とっても楽しい県庁生活を送らせていただくことができました。

4月からは一民間人として、この議会の皆様をまた外から見ることになるかと思います。よく考えたら、我々県庁職員は、退職する者は皆そうなんですけれども、初めて有権者である県民として外からこの議会、そして宮崎県庁を見ることになります。外から見るとどんな景色が見えるのか、とっても楽しみにしております。

今後とも執行部に対する御指導をよろしくお 願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていた だきます。本当にありがとうございました。

**〇西村委員長** ありがとうございました。本当 にお疲れさまでございました。

以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

# 午後3時15分休憩

午後3時16分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は説明が全て終了した後に お願いいたします。

○酒匂事務局長 議会事務局の令和4年度当初 予算につきまして説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

議会事務局の令和4年度当初予算額は、11億7,306万5,000円を計上しておりまして、令和3年度当初予算額と比べますと4,178万8,000円、率にして約3.4%の減となっております。

予算の主な内容について御説明いたします。 5ページをお開きください。

上から4段目の(目)議会費でございますが、 7億2,358万3,000円を計上しております。

主なものといたしましては、まず、ページ中 ほどの(事項)本会議運営費2,530万3,000円で ございます。これは、本会議及び議会運営委員 会の開催などに要する経費であります。

次に、その下の(事項)常任委員会運営費1,054 万2,000円でございます。これは、常任委員会 の開催、県内外調査活動などに要する経費であ ります。

次に、その下の(事項)議会一般運営費2億375 万6,000円でございます。これは、全国議長会 負担金や議員年金の給付に係る地方負担金、政 務活動費交付金などに要する経費であります。

6ページをお開きください。

一番上の段の(事項)特別委員会運営費777

万1,000円でございます。これは、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費であります。

以上が議会費でございます。

次に、その下の段の(目)事務局費でございますが、4億4,948万2,000円を計上しております。

主なものといたしましては、まず、ページ中ほどの(事項)本会議運営費399万1,000円でございます。これは、本会議の会議録調製事務などに要する経費であります。

次に、その下の(事項)常任委員会運営費242 万1,000円でございます。これは、常任委員会 の県内外調査活動の随行などに要する経費であ ります。

7ページを御覧ください。

ページ中ほどの(事項)議会一般運営費1 億8,330万4,000円でございます。これは、議会 広報紙の発行やインターネット配信などの議会 広報等支援事業や今年度に引き続き実施します 議会棟改修事業を含むその他運営経費などであ ります。

また、3の議会ICT化経費につきましては、 平時を含め、災害時等においても、議会機能を 十分に発揮するため、タブレット端末などを導 入するための経費であります。

〇西村委員長 説明が終了いたしました。議案についての質疑はございませんか。

○星原委員 以前は4年間に1回、議員研修で 海外研修があったんですよね。宮崎県は、今、 休止の状況かなと思うんですが、復活の形で予 算を組んでないんで、今年も無理なのかと思う んですが、全然、想定外ですね。

○濱崎総務課長 かなり以前から海外調査を休

止しておりまして、特に開始するという形での 協議もしてなかったもんですから、当初予算に は計上してないということでございます。

○星原委員 多分まだコロナ禍なんで、今年は 無理だとは思っているんですが、長崎県なんか は今でもやっぱり4年に1回は組んでいるの で、せめて4年間で1回ぐらいの視察研修を やっているところが九州管内であるのかぐらい は調べて、教えていただければと思います。

○西村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは最後に、議会事務局に おかれましては、酒匂事務局長、日高次長をは じめ退職される方がいらっしゃいます。

最後に酒匂事務局長と日髙次長より、一言御 挨拶をいただきたいと思います。

○酒匂事務局長 発言の機会をいただき、誠に ありがとうございます。昭和59年入庁以来38年 間、様々な部署で議会の皆様方の御助言をいた だきながら、務めることができました。

特に最後の1年は、議会事務局で議会運営に 携われたことを大変うれしく、ありがたく思っ ているところでございます。

まだ、本会議もございますし、年度末まで時間がありますので、職員一同と一体となりまして、議会の円滑な運営に最後まで努めてまいりたいと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

**〇日高事務局次長** 今日は発言の機会を与えて いただきまして、ありがとうございます。

私は最初の入庁が、ここ、議会事務局からスタートしました。議事課で4年間、速記者とし

て働きました。その後、少し間が空いたんですけれども、政策調査課長として2年間勤めて、 そして今年また議会で仕事をさせていただきました。

私の県庁生活を一言で言いますと、議会に始まり議会に終わるということになりました。大変感慨深く、またうれしく思っております。

議会事務局では、大変貴重な経験をたくさん させていただきました。また、議員の皆様にも 大変お世話になりました。本当に長い間ありが とうございました。

○西村委員長 本当に長い間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、議会事務局を 終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時30分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に 行うこととなっておりますので、11日金曜日、 再開時間を13時としたいのですが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他、何もないようでしたら、本日の委員 会を終了したいと思いますが、よろしいでしょ うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時30分散会

令和4年3月11日(金曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

員 西 村 賢 委 長 副 委員 長 安田厚生 委 員 星 原 诱 委 員 中野一則 委 員 外山 衛 田口雄二 委 員 委 員 井 上 紀代子 図 師 博 規 委 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 議事課主査
 増本雄一

 議事課主事
 山本

 職

# **〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

議案の採決を行いますが、採決の前に、各議 案について賛否も含め、御意見をお願いします。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

それでは、一括して採決したいと思います。 議案第1号から第3号、第21号、第25号、第28 号、第29号、第32号及び第36号につきましては、 原案のとおり可決することに御異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取扱いであります。

請願第9号についてでありますが、この請願 の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

まずは、お諮りいたしたいと思いますが、請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**〇西村委員長** 挙手多数。よって、請願第9号 は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてでありますが、委員長報告の項目及び内容につきまして御 意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時6分再開

**〇西村委員長** 委員会を再開いたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨 議長に申し出ることといたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇西村委員長** ないようですので、委員会を終 了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

# 署名

総務政策常任委員会委員長 西村 賢